



令和2年度

市町村  
民生委員児童委員協議会  
基本調査報告書

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟



## はじめに

住民の誰もが安心して過ごせる地域づくりが求められる中、民生委員児童委員は住民の多様な生活課題や地域の福祉課題に真摯に向き合い、民生委員児童委員協議会を基盤としてさまざまな活動を進めてきました。しかし、時代の変化とともに民生委員児童委員を取り巻く環境に深刻な問題が生じています。それは民生委員児童委員のなり手不足です。平成13年の一斉改選における欠員率は0.7%であったことに対し、令和元年度では3.9%まで上昇しています。一方、さまざまな福祉諸制度の変化により、民生委員児童委員に対する期待も高まり活動負担が増すことの懸念も指摘されているところです。

本調査は、これまで一斉改選年（3年に1度）に実施してきた経緯がありますが、一斉改選後の民生委員児童委員協議会の実態を明らかにする必要があったことから、調査実施を1年延伸しました。加えて、民生委員児童委員協議会の活動実態の詳細を分析するため、調査項目を22項目から55項目に増やし、集計や分析の視点についても活動基盤である法定単位民児協を中心に据えています。これら調査方法の大幅な変更があったにも関わらず、調査票の回収率は94.8%に上りました。単位民児協の会長におかれましては、調査回答に大変なご苦勞があったことと存じ、心より感謝申しあげる次第です。

道内の民児協関係者のご協力をおもちゃして、本調査は過去に例がない多大な成果をあげることができました。本連盟といたしましては、本調査で明らかになった事項を社会に広げ、必要に応じて行政をはじめとする関係機関との情報共有や意見具申に活用していく所存です。

多くの民児協ではそれぞれの地域の実情にあわせた活動を展開しておりますが、本報告書が、これからの一層の活性化と活動推進にむけた参考資料としてご活用いただければ幸いです。

おわりに、本調査の集計分析をご担当いただいた一般社団法人ウェルビーデザインの篠原辰二理事長をはじめ、ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。

令和3年3月

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟

会 長 佐 川 徹



# 目 次

調査の概要	5
1 地域福祉に関する計画や介護保険事業の状況について	8
1) 地域福祉計画の策定状況	8
2) 社会福祉協議会活動（実践）計画の策定状況	10
3) 地域ケア会議への参加状況	12
4) 生活支援体制整備事業における協議体への参加状況	13
2 所属委員の構成及び活動費（弁償費）について	14
1) 委員定数および現員数・欠員状況	14
2) 単位民児協の規模	15
3) 民生委員児童委員の就業状況	15
4) 民生委員児童委員の在職期間	16
5) 民生委員児童委員の年齢	18
6) 民生委員児童委員の推薦方法	19
7) 退任した委員が民生委員児童委員や民児協を支援する取組み	21
8) 市町村による活動費（弁償費）の独自負担	22
9) 活動費（弁償費）の支給方法	24
10) 民生委員の立場で委嘱を受ける活動	27
3 法定民児協組織について	28
1) 規約・計画・予算	28
2) 年間予算額	28
3) 年間予算額における共同募金助成金	29
4) 民児協への年会費	30
5) 民児協事務局	31
6) 民児協の会長	32
7) 民児協の副会長	34
8) 会長・副会長への主任児童委員の就任状況	36
4 法定民児協の運営について	37
1) 民生委員協議会の開催と出席率	37
2) 児童委員協議会の開催と出席率	38
3) 定例会議の運営方法	39
4) 専門部会・委員会の設置	42
5) 定例会議への関係機関の参加	44

5	連絡手段および情報の取扱い等について	46
1)	民生委員が所持している通信機器	46
2)	民生委員相互の連絡手段	46
3)	民生委員の守秘義務における対応	48
4)	自治体等からの個人情報提供の状況	49
5)	職務に必要な指導	52
6)	新任委員への引継ぎ	52
6	民児協の研修及び人材育成について	58
1)	人材育成の効果が期待できる仕組み	58
2)	研修の開催状況	58
3)	研修の形態	60
4)	在職年数に応じた対象別研修	60
5)	外部団体等が主催する研修	61
6)	宿泊を伴う視察研修旅行	63
7)	視察研修を受け入れた実績	64
7	民児協の活動や関係機関との連携について	65
1)	民生委員の7つのはたらき	65
2)	世帯票や福祉票の整備	69
3)	調査活動	69
4)	広報活動	70
5)	他の機関から依頼される事項	72
6)	関係機関との連携	74
7)	民生委員の理解促進に向けた研修会や懇談会、意見交換会などの開催	78
8	第3次北海道民生委員児童委員活動指針の取組みについて	79
1)	災害に備える民児協活動	79
2)	北海道警察本部（高齢者の安全対策に関する協定）との連携	80
3)	住民支え合いマップの取組み	81
4)	第3次北海道民生委員児童委員活動指針に掲げる20の項目	81
付	表	83
1)	令和2年度民生委員児童委員協議会等基本調査 調査票①【単位民児協用】	84
2)	第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】	94
3)	単位民児協別集計表	DVDに収録

# 調査の概要

## 1 趣 旨

本調査は、道内の法定単位民生委員児童委員協議会等の組織、運営、財務、事業に関する事項を把握することで、以下の事項に関して研究を進め、民児協活動の充実と強化を図るための基礎資料とします。

## 2 調査対象

道内法定単位民生委員児童委員協議会 420か所（市276か所、町村144か所）

## 3 調査時期等

(1)調査時期 令和2年6月15日～7月31日（最終受付日は10月30日）

(2)調査時点 令和2年4月1日（一部項目については設問により時点を指示）

## 4 調査方法

(1)調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。

(2)調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することを妨げない。

## 5 調査項目

①所属区域の概況	人口、世帯数、生活保護受給世帯、高齢者数（高齢化率）、ひとり暮らし高齢者数、要介護認定者数（要支援者を除く）、児童数（18歳未満）、ひとり親世帯数、障がい児者数、避難行動要支援者数、地域福祉計画関連事項、社協地域福祉実践計画関連事項、地域ケア会議参画状況、生活支援体制整備事業関連事項
②所属委員の構成および弁償費	委員定数、委員現員数（男女別、区分別、欠員）、委員の就業実態、委員の在任期間別人数、委員の年齢階層別人数、委員の推薦方法および工夫、退任委員に関する事項、年間費用弁償額（会長、一般）、費用弁償の支給方法等、兼任委嘱委員の有無および名称
③法定民児協組織	規約・事業計画・収支予算等の有無、予算額、助成額（市町村、共募）、年会費、事務局の所管および体制、役員構成
④民児協運営	定例会（児童委員協議会）開催実績、開催数、開催回数、定例会出席率、定例会の運営（座長、時間、協議項目他）、部会・委員会の設置、関係機関の参加状況
⑤連絡手段および情報の取り扱い	使用している通信機器・連絡手段、自治体からの個人情報提供、自治体からの指導、個人情報の取り扱い、新任委員への引継ぎ形態
⑥研修および人材育成	ペア制度や班制度等日常活動を通じた人材育成の仕組みの有無、研修内容（テーマ、形態、対象別）、外部研修への参加状況、視察研修の実施および受入
⑦活動や関係機関との連携	活動状況（7つのはらたき）、意見具申、世帯票の整備、調査活動、広報活動、他機関からの依頼事項、関係機関との連携の状況、
⑧第3次活動指針等への取り組み	災害に備える活動等、住民支え合いマップの取り組み、道民児連第3次活動指針の取り組み

## 6 回収率

	対象数	回答数	回収率
市	276	266	96.4%
町村	144	132	91.7%
合計	420	398	94.8%

## 7 調査集計及び執筆関係者

本調査の集計及び分析、執筆については、一般社団法人ウェルビー・デザイン（札幌市厚別区）の協力を得て実施しました。

分析及び執筆 篠原辰二（理事長）  
” 佐藤結希（コミュニティ・デザイナー）  
集計及び分析 篠原三恵子（総務課長）  
校正及び確認 本田綾子（コミュニティ・デザイナー）

## 8 本報告書を読んでいただくにあたって

### (1)本報告書の活用と調査実施時における社会背景について

本調査は新型コロナウイルスの感染拡大が続く、令和2年4月1日を起点とし、主に前年の令和元年（平成31年）度の法定単位民児協の活動について調査しました。調査時点では民生委員児童委員として基軸となる訪問活動や生活支援、更には一斉改選後の研修が十分に行えない非常時であったにも関わらず、これまでの調査では例を見ない95%近くの回収率となりました。

回収率の向上に伴い、これまでの基本調査では不足が生じていた北海道内の民生委員児童委員の活動が更に明らかになったと感じております。新型コロナウイルスの影響が続く中、引き続き工夫を凝らしながらの民生委員児童委員活動が行われるものと思いますが、本報告書が皆さまの活動のお役に立てると幸いです。

### (2)図表の表示および集計数値の特性について

図表にある「n=XX」の記載は、その設問に対する有効な回答数を表しており、この記載がある図表の比率にあたっては、この数値を分母として算出し、記載のない図表は合計数を分母としています。

図表では、回答項目ごとに比率を求め、小数点第2位を四捨五入しています。合計については、これら四捨五入した比率の和を記載しているため、「99.9%」や「100.1%」等の100%にならない数値が発生します。更に、1つの設問で2つ以上の回答を求める設問にあつては、回答のあった民児協の数を上回っています。

一方、本調査では、①回答いただいた民児協による集計であること、②調査項目に未記入や不正回答の項目もあること（各表では欠損値として算出しています）、③集計結果を全道、市域、町村域に分けていること等により、表記している数値が道内の民児協の実態を正確に表すものではありません。民児協単位の個別の取組みについては、本報告書に添付しているDVDに収録された附表でご確認願います。



## 【留意事項】

### ①平均値と中央値の違い

文中あるいは集計表の中には、平均値と中央値の記載があります。平均値は該当する回答を全て足し、回答いただいた数（民児協）で割ったものです。一方、中央値は、回答内容を数の多い順に並び替え、その順位の中央に値するものを表しています。

例）札幌市を含む北海道の市町村別人口（令和2年1月1日現在）は、5,267,762人です。

平均値は179市町村で割った値である、29,429人（七飯町程度の人口）です。一方、中央値は179市町村を順番に並べた時に90番目の市町村である5,403人（ニセコ町）です。

### ②その他の記述内容の取扱い

その他で記述式の回答がある設問の場合、記載内容に該当する可能性のある選択肢があった場合でも、記載した方の意向を尊重し、そのまま「その他」として取扱っています。

### ③データの一部修正

民生委員児童委員定数や現員数など、明らかな矛盾が認められた回答については、北海道民生委員児童委員連盟の会員管理システムのデータと照合し、必要に応じて一部修正しています。

## (3)執筆について

本調査は、北海道民生委員児童委員連盟の事業として、平成13年度より実施してきた調査項目を一新し、北海道民生委員児童委員第3次活動指針の進捗等を測る新たな指標を設けて実施した調査です。地域共生社会の実現に向け法改正や新たな制度構築が続いている今日においては、住民の隣人として寄り添う民生委員児童委員の皆さまの活動はなくてはならない存在だと認識しています。また、委員一人ひとりの活動を支える法定単位民児協の活動やあり方は今日の地域福祉を支える原動力になっていると言っても過言ではありません。本調査の集計結果は令和2年度に設置された「民生委員児童委員研修のあり方に関する検討会」にも活用されるなど民生委員児童委員及び民生委員児童委員協議会の実践につながっています。

調査集計および執筆を終えるにあたり、貴重な資料に携わる機会を与えていただいたことに感謝申し上げますとともに、皆さまの活動のお役に立つことができるよう、これらの経験を還元していきたいと思っております。

# 1 地域福祉に関する計画や介護保険事業の状況について

## 1) 地域福祉計画の策定状況

平成30年4月の社会福祉法の一部改正に伴い、市区町村における地域福祉計画の策定が努力義務となっています。

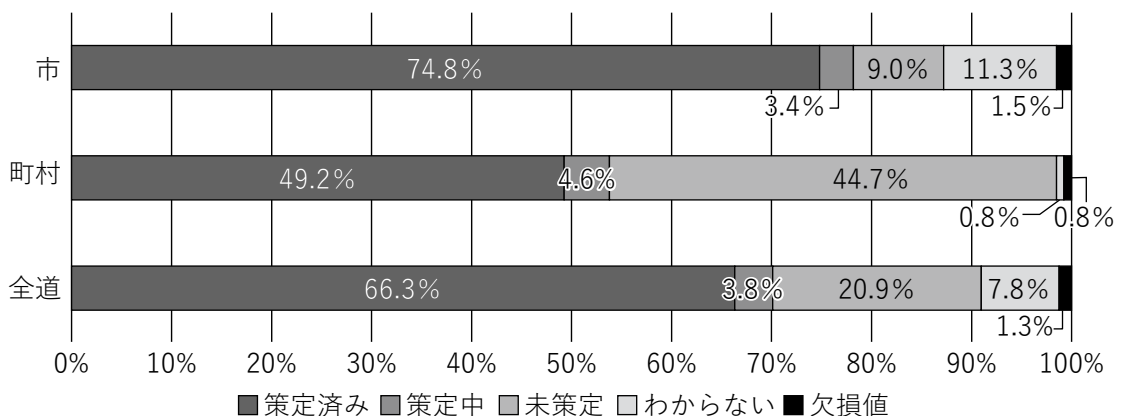
地域福祉計画の策定状況については、「策定済み」と「策定中」と答えたのは市では208か所78.2%、町村では71か所53.7%、全道では279か所70.1%が策定しており市と町村で差が見られます。

北海道が把握している令和2年4月1日現在の策定状況は、策定済みが99市町村55.6%であり、本調査を市町村ごとに集計しなおすと、策定済みは92市町村51.7%であり、民生委員が把握している策定状況とは差が見られました。（北海道が把握している数値には札幌市を含みます。一方、本調査の対象には札幌市が含まれていないことから、調査対象数を揃えるために、北海道が把握している数値から札幌市を除いています。）

表1-1 策定状況 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率
策定済み	199	74.8%	65	49.2%	264	66.3%
策定中	9	3.4%	6	4.6%	15	3.8%
未策定	24	9.0%	59	44.7%	83	20.9%
わからない	30	11.3%	1	0.8%	31	7.8%
欠損値	4	1.5%	1	0.8%	5	1.3%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図1-1 地域福祉計画の策定状況

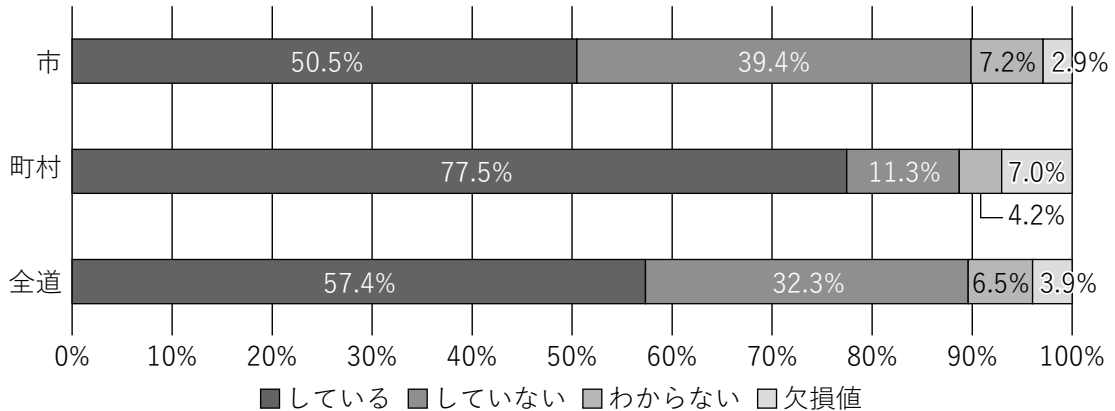


また、「策定済み」及び「策定中」と答えた279民児協のうち、策定委員会等への民生委員の参画については、「参画している」が、市では105か所 50.5%、町村では55か所77.5%と町村の方が割合は高くなっています。

表 1-2 策定委員会等への民生委員の参画 (n=279)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比 率	か所数	比 率	か所数	比 率
している	105	50.5%	55	77.5%	160	57.4%
していない	82	39.4%	8	11.3%	90	32.3%
わからない	15	7.2%	3	4.2%	18	6.5%
欠 損 値	6	2.9%	5	7.0%	11	3.9%
合計	208	100.0%	71	100.0%	279	100.0%

図 1-2 策定委員会等への民生委員の参画



更に、「策定済み」及び「策定中」と答えた279民児協のうち、単位民児協それぞれの役割についての記載状況は、「記載がある」が全道で34.4%に留まっていますが、民生委員児童委員としての役割に関する記述については、市では178か所85.6%、町村では51か所71.8%と割合が高くなっています。

表 1-3 民児協の役割に関する記載 (n=279)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比 率	か所数	比 率	か所数	比 率
あ る	67	32.2%	29	40.9%	96	34.4%
な い	115	55.3%	33	46.5%	148	53.1%
わからない	19	9.1%	3	4.2%	22	7.9%
欠 損 値	7	3.4%	6	8.5%	13	4.7%
合計	208	100.0%	71	100.0%	279	100.0%

表 1-4 民生委員児童委員の役割に関する記載 (n=279)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比 率	か所数	比 率	か所数	比 率
あ る	178	85.6%	51	71.8%	229	82.1%
な い	7	3.4%	13	18.3%	20	7.2%
わからない	16	7.7%	2	2.8%	18	6.5%
欠 損 値	7	3.4%	5	7.0%	12	4.3%
合計	208	100.0%	71	100.0%	279	100.0%

## 2) 社会福祉協議会活動（実践）計画の策定状況

平成29年5月に全国社会福祉協議会で取りまとめられた、社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」には、自治体が策定する地域福祉計画との連動性を踏まえた、社会福祉協議会が定める地域福祉活動（実践）計画の重要性が示されています。

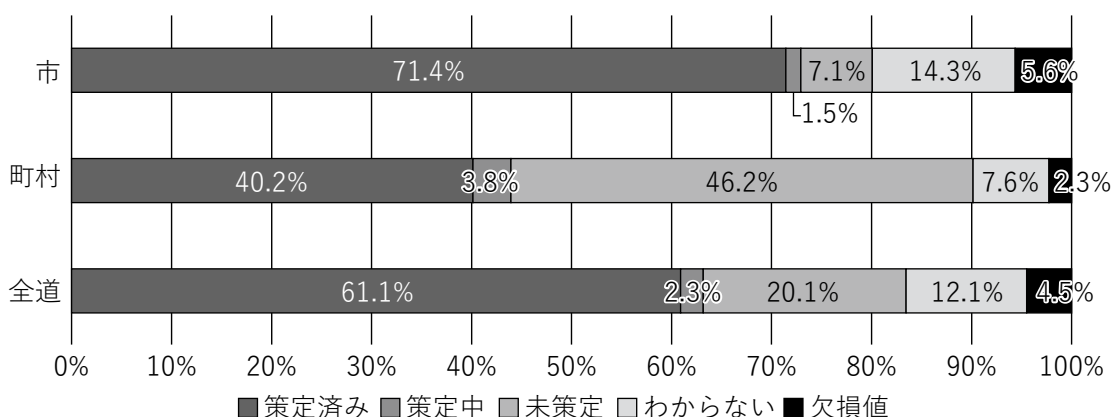
各市町村社協における地域福祉活動計画は、「策定済み」と「策定中」を合わせると、市では194か所72.9%、町村では58か所44.0%と町村に比べ市の策定している割合が多くなっています。

北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という）が把握している令和2年4月1日現在の策定状況は、策定済み91市町村51.1%であり、本調査を市町村ごとに集計しなおすと、策定済みは80市町村44.9%であり、民生委員が把握している策定状況とは差が見られました。（道社協が把握している数値には札幌市を含みます。一方、本調査の対象には札幌市が含まれていないことから、調査対象数を揃えるために、北海道が把握している数値から札幌市を除いています。）

表1-5 策定状況 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率
策定済み	190	71.4%	53	40.2%	243	61.1%
策定中	4	1.5%	5	3.8%	9	2.3%
未策定	19	7.1%	61	46.2%	80	20.1%
わからない	38	14.3%	10	7.6%	48	12.1%
欠損値	15	5.6%	3	2.3%	18	4.5%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図1-3 地域福祉活動（実践）計画の策定状況

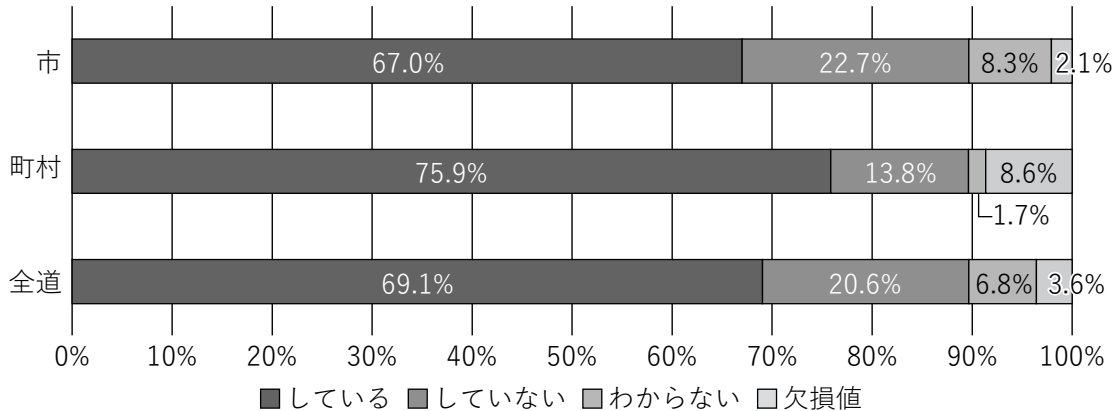


また、「策定済み」及び「策定中」と答えた252民児協のうち、策定委員会への民生委員の参画については、「参画している」が、市では130か所67.0%、町村では44か所75.9%、全道では174か所69.0%であり、行政が策定する地域福祉計画への参画よりも高い数値となっています。

表 1-6 策定委員会等への民生委員の参画 (n=252)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率
している	130	67.0%	44	75.9%	174	69.1%
していない	44	22.7%	8	13.8%	52	20.6%
わからない	16	8.3%	1	1.7%	17	6.8%
欠損値	4	2.1%	5	8.6%	9	3.6%
合計	194	100.0%	58	100.0%	252	100.0%

図 1-4 策定委員等への民生委員の参画



更に、「策定済み」及び「策定中」と答えた252民児協のうち、各単位民児協の役割に関する記載については、「記載がある」は、市では59か所30.4%、町村では26か所44.8%、全道では85か所33.7%であり、行政が策定する地域福祉計画との差はさほど見られません。

表 1-7 民児協の役割に関する記載 (n=252)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率
あ る	59	30.4%	26	44.8%	85	33.7%
な い	110	56.7%	26	44.8%	136	54.0%
わからない	19	9.8%	1	1.7%	20	7.9%
欠損値	6	3.1%	5	8.6%	11	4.4%
合計	194	100.0%	58	100.0%	252	100.0%

また、「策定済み」及び「策定中」と答えた252民児協のうち、民生委員児童委員の役割に関する記載状況は、「記載がある」が、市では162か所83.5%、町村では38か所65.5%、全道では200か所79.4%であり、行政が策定する地域福祉計画よりも低い数値となっています。

表 1-8 民生委員児童委員の役割に関する記載 (n=252)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率
あ る	162	83.5%	38	65.5%	200	79.4%
な い	11	5.7%	15	25.9%	26	10.3%
わからない	16	8.3%	0	0.0%	16	6.4%
欠損値	5	2.6%	5	8.6%	10	4.0%
合計	194	100.0%	58	100.0%	252	100.0%

### 3) 地域ケア会議への参加状況

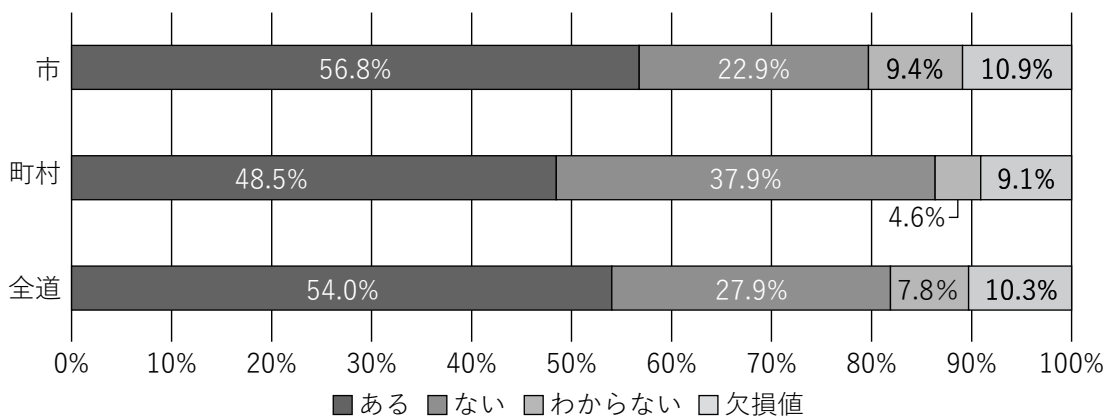
介護保険法第115条の48には、市町村は、介護保険関連事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならないと記載されています。

地域ケア会議には、「参加している」が、市では151か所56.8%、町村では64か所48.5%、全道では215か所54.0%となっています。

表1-9 地域ケア会議への参加状況 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率
あ る	151	56.8%	64	48.5%	215	54.0%
な い	61	22.9%	50	37.9%	111	27.9%
わからない	25	9.4%	6	4.6%	31	7.8%
欠 損 値	29	10.9%	12	9.1%	41	10.3%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図1-5 地域ケア会議への参加状況



#### 4) 生活支援体制整備事業における協議体への参加状況

地域包括ケアシステムの構築に向け、各自治体では介護保険制度の地域支援事業において、生活支援体制整備事業が行われています。また、多様な地域の担い手が定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを行う「協議体」の設置が位置づけられており、地域の担い手として民生委員の参加が求められています。

「協議体の設置状況」については、「設置している」が、市では154か所57.9%、町村では103か所78.0%、全道では257か所64.6%であり、町村の方が割合は高くなっています。

なお、設置状況について「わからない」が、市で55か所20.7%となっており、「協議体」自体の認知度が低いとも考えられます。

表 1-10 協議体の設置状況 (n=398)

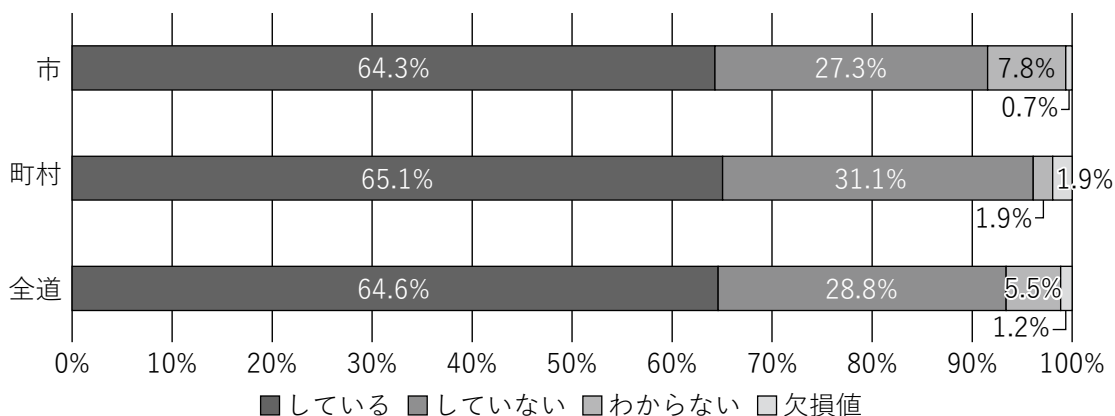
区分	市		町村		全道	
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率
設置している	154	57.9%	103	78.0%	257	64.6%
設置していない	42	15.8%	17	12.9%	59	14.8%
わからない	55	20.7%	10	7.6%	65	16.3%
欠 損 値	15	5.6%	2	1.5%	17	4.3%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

また、「設置している」と答えた257民児協のうち、協議体への参加状況については、「参画している」が、市では99か所64.3%、町村では67か所65.0%、全道では166か所64.6%であり、設置状況に比べ、市と町村には大きな差はありません。

表 1-11 協議体への参加状況 (n=257)

区分	市		町村		全道	
	か所数	比率	か所数	比率	か所数	比率
参画している	99	64.3%	67	65.1%	166	64.6%
参画していない	42	27.3%	32	31.1%	74	28.8%
わからない	12	7.8%	2	1.9%	14	5.5%
欠 損 値	1	0.7%	2	1.9%	3	1.2%
合計	154	100.0%	103	100.0%	257	100.0%

図 1-6 協議体への参加状況



## 2 所属委員の構成及び活動費（弁償費）について

### 1) 委員定数及び現員数・欠員状況

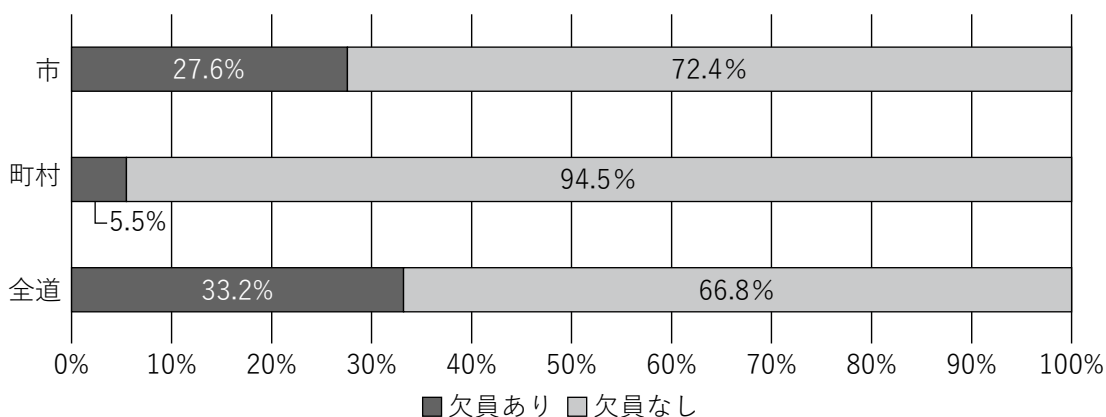
各民児協の欠員状況については、市では110か所27.6%、町村では22か所5.5%、全道では132か所33.2%となっており、市における欠員の割合が高い状況となっています。

また、欠員が生じている民児協のうち、主任児童委員の欠員状況は、町村にはみられず、市にのみ発生しており、16か所14.5%となっています。

表2-1 欠員状況 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
欠員が生じている	110	27.6%	22	5.5%	132	33.2%
うち、主任児童委員の欠員	16	14.5%	0	0.0%	16	12.1%

図2-1 欠員がある民児協の割合



また、男女の割合については、男性は4,160人45.0%、女性は5,075人55.0%と若干女性の割合が高くなっています。

主任児童委員については、男性は149人18.1%、女性は675人81.9%と圧倒的に女性の割合が高く、女性の割合は男性の4.5倍です。

表2-2 男女の割合

区分	現員数 (総数)	男性		女性	
		人数	割合	人数	割合
民生委員児童委員数	9,235	4,160	45.0%	5,075	55.0%
うち、主任児童委員	824	149	18.1%	675	81.9%



図 2-2 民生委員児童委員の男女の割合

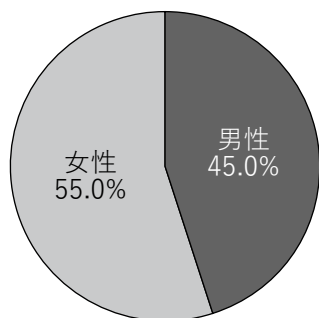
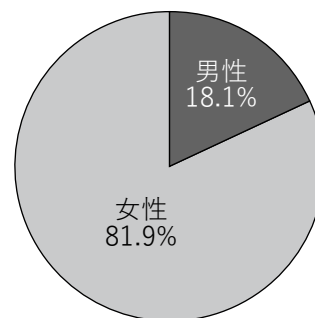


図 2-3 主任児童委員の男女の割合



## 2) 単位民児協の規模

人口規模や市域におけるエリア設定により、個々の民児協の委員定数については差がありますが、最も定数が多い民児協では、市70人（根室市民児協）、町村99人（音更町民児協）で組織されています。また、最も定数が少ない民児協は、市9人（芦別市西芦別地区民児協）、町村5人（音威子府村民児協）となっています。

## 3) 民生委員児童委員の就業状況

民児協のうち、市では257か所96.6%、町村では130か所98.5%に就業している委員がいると回答されています。また、主任児童委員の就業者は、市では225か所84.6%、町村では116か所87.9%の民児協に在籍しています。

表 2-3 就業者の有無 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民生委員児童委員に就業者がいる民児協	257	96.6%	130	98.5%	387	97.2%
主任児童委員に就業者がいる民児協	225	84.6%	116	87.9%	341	85.7%

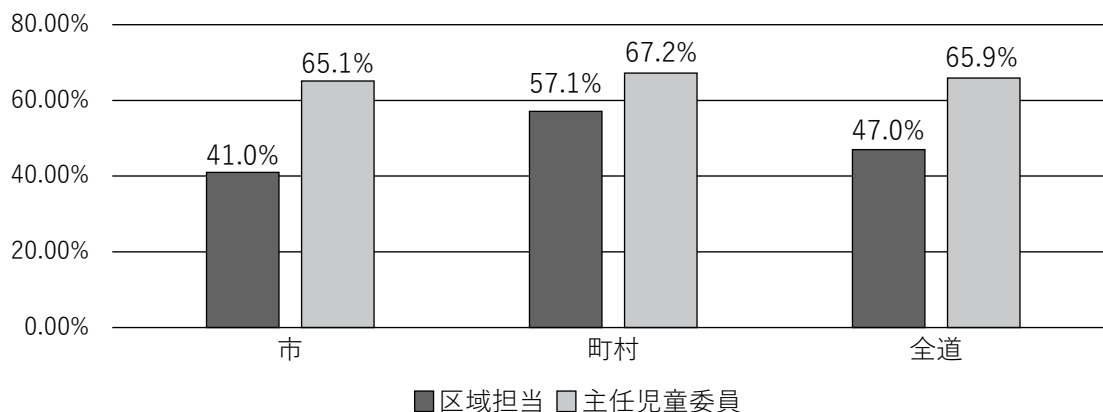
また、主任児童委員を除く民生委員児童委員の就業者の人数については、市では2,172人41.0%、町村では1,778人57.1%、全道では3,950人47.0%であり、主任児童委員については、市では342人65.1%、町村では201人67.2%、全道では543人65.9%であり、民生委員に比べ、主任児童委員の就業者割合が高くなっています。

表 2-4 就業者の人数と割合

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
民生委員児童委員の就業者	2,172	41.0%	1,778	57.1%	3,950	47.0%
主任児童委員の就業者	342	65.1%	201	67.2%	543	65.9%

※就業者割合 =  $\frac{\text{該当する委員総数}}{\text{就業している人数}}$

図2-4 就業者の割合



単位民児協のうち、民生委員児童委員の就業者（中央値）については、市では7人、町村では11人、主任児童委員における就業者（中央値）については、市では1人、町村では2人であり、町村における就業者割合が高くなっています。

表2-5 就業者数（中央値）

区分	市	町村	全道
民生委員児童委員の就業者数	7	11	8
主任児童委員の就業者数	1	2	1

※最小値0の回答を除く

#### 4) 民生委員児童委員の在職期間

民生委員児童委員の任期については、民生委員法 第10条により3年としています。

各民児協委員の在職期間別人数については、市・町村いずれも1期目と5期目以上の割合が高くなっています。

また、主任児童委員の在職期間別人数については、市・町村いずれも1期目と2期目の割合が高くなっています。

表2-6 民生委員児童委員の在職期間別委員数 (n=8,411)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現員数	5,295	100.0%	3,116	100.0%	8,411	100.0%
1期目	1,261	23.8%	763	24.5%	2,024	24.1%
2期目	1,140	21.5%	664	21.3%	1,804	21.5%
3期目	866	16.4%	560	18.0%	1,426	17.0%
4期目	666	12.6%	396	12.7%	1,062	12.6%
5期目以上	1,362	25.7%	733	23.5%	2,095	24.9%

図 2 - 5 民生委員児童委員の在職期間別割合

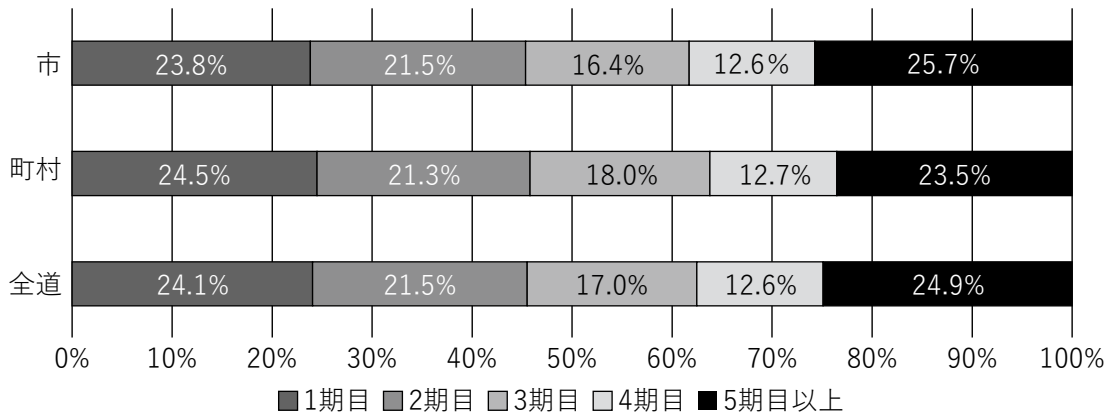
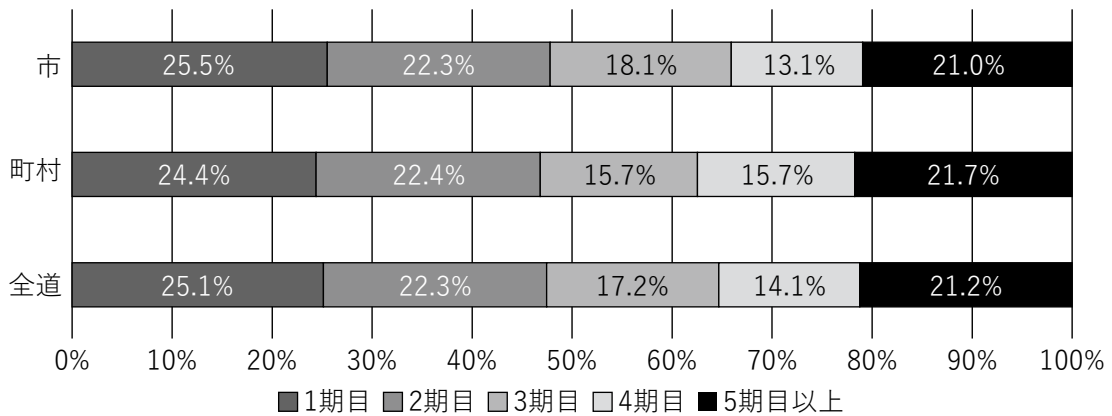


表 2 - 7 主任児童委員の在職期間別委員数 (n=824)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現員数	525	100.0%	299	100.0%	824	100.0%
1期目	134	25.5%	73	24.4%	207	25.1%
2期目	117	22.3%	67	22.4%	184	22.3%
3期目	95	18.1%	47	15.7%	142	17.2%
4期目	69	13.1%	47	15.7%	116	14.1%
5期目以上	110	21.0%	65	21.7%	175	21.2%

図 2 - 6 主任児童委員の在職期間別割合



## 5) 民生委員児童委員の年齢

民生委員児童委員を年齢階層で比較すると、市では70～74歳34.1%、町村では65～69歳33.2%の階層が最も高くなっています。さらに市では75歳以上が10.7%となっており高年齢の委員が多いことが分かります。

主任児童委員については、市・町村いずれも50～59歳の割合が38%台と高くなっています。また、民生委員児童委員の年齢階層と比較すると、39歳以下、40～49歳、50～59歳、65～69歳の年齢層の割合が高くなっており比較的若い委員が就任していることが分かります。

表2-8 民生委員児童委員の年齢階層別人数 (n=8,411)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現員数	5,295	100.0%	3,116	100.0%	8,411	100.0%
39歳以下	16	0.3%	10	0.3%	26	0.3%
40～49歳	149	2.8%	86	2.8%	235	2.8%
50～59歳	480	9.1%	399	12.8%	879	10.5%
60～64歳	712	13.5%	536	17.2%	1,248	14.8%
65～69歳	1,565	29.6%	1,033	33.2%	2,598	30.9%
70～74歳	1,807	34.1%	838	26.9%	2,645	31.5%
75歳以上	566	10.7%	214	6.9%	780	9.3%

図2-7 民生委員児童委員の年齢階層別人数割合

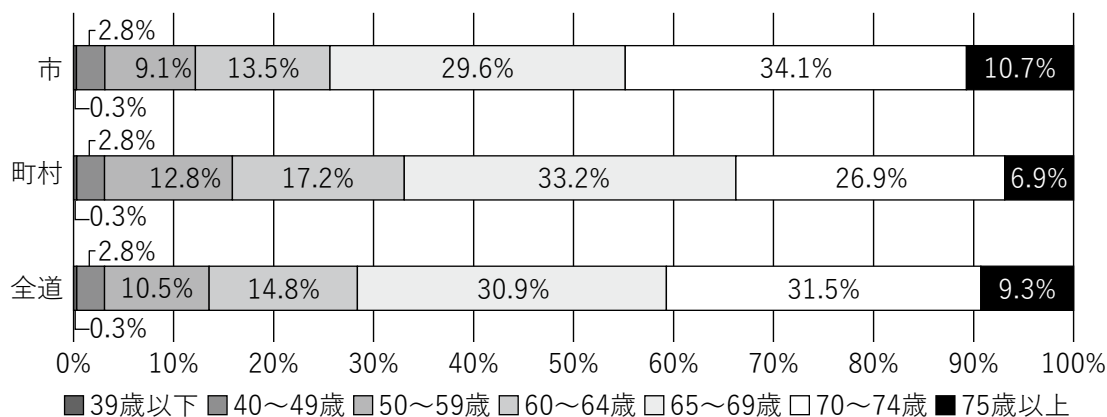
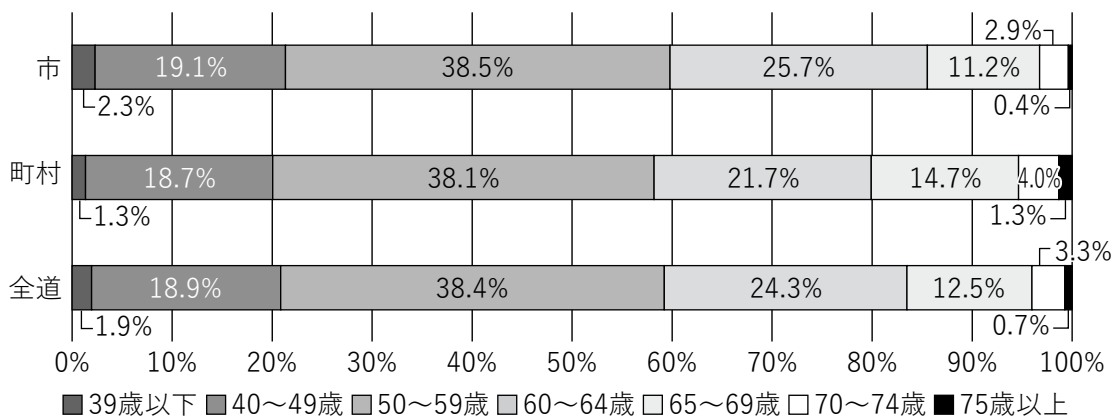


表2-9 主任児童委員の年齢階層別人数 (n=824)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現員数	525	100.0%	299	100.0%	824	100.0%
39歳以下	12	2.3%	4	1.3%	16	1.9%
40～49歳	100	19.1%	56	18.7%	156	18.9%
50～59歳	202	38.5%	114	38.1%	316	38.4%
60～64歳	135	25.7%	65	21.7%	200	24.3%
65～69歳	59	11.2%	44	14.7%	103	12.5%
70～74歳	15	2.9%	12	4.0%	27	3.3%
75歳以上	2	0.4%	4	1.3%	6	0.7%

図 2-8 主任児童委員の年齢階層別人数割合



## 6) 民生委員児童委員の推薦方法

委員の推薦方法については、市では「自治会・町内会が候補者を推薦する」が65.0%と最も高く、町村では「行政が候補者を探してくる」が48.5%と最も高い値となっており、市と町村で推薦方法に違いが見られます。

委員の推薦を行う際の工夫としては、市・町村いずれも「自治会・町内会からの紹介をもらう」が70%を超え、「自治体内の他の委員や役割を担っている方に声をかける」が50%以上となっています。

また、少数ではありますが、「社協等関係機関から紹介をもらう」、「独自の推薦ルートを設けている」、「応募や自薦を行っている」といった工夫を行う単位民児協も見られました。

表 2-10 委員の推薦方法 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
行政が候補者を探してくる (社協等の関係機関からの紹介による場合も含む)	13	4.9%	64	48.5%	77	19.4%
自治会・町内会が候補者を推薦する (推薦準備会で実施する場合も含む)	173	65.0%	54	40.9%	227	57.0%
委員自身が後任者を探してくる	77	29.0%	14	10.6%	91	22.9%
欠損値	3	1.1%	0	0.0%	3	0.8%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図2-9 委員の推薦方法

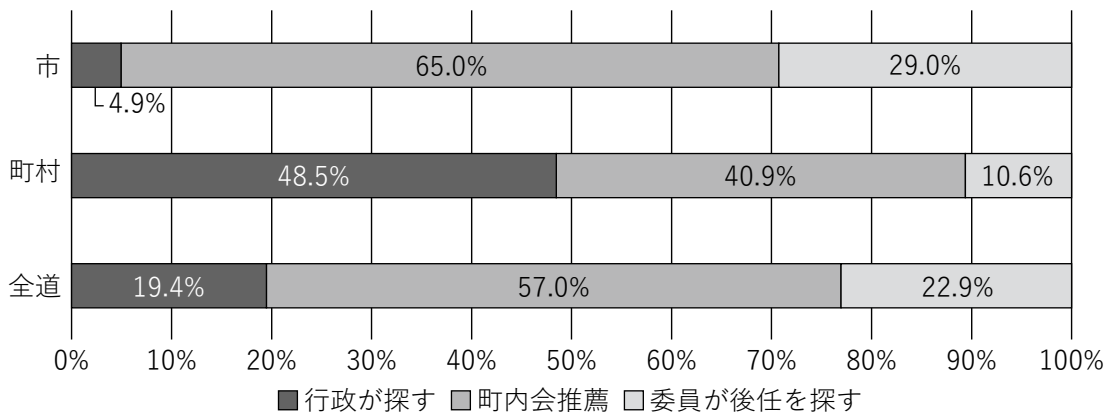
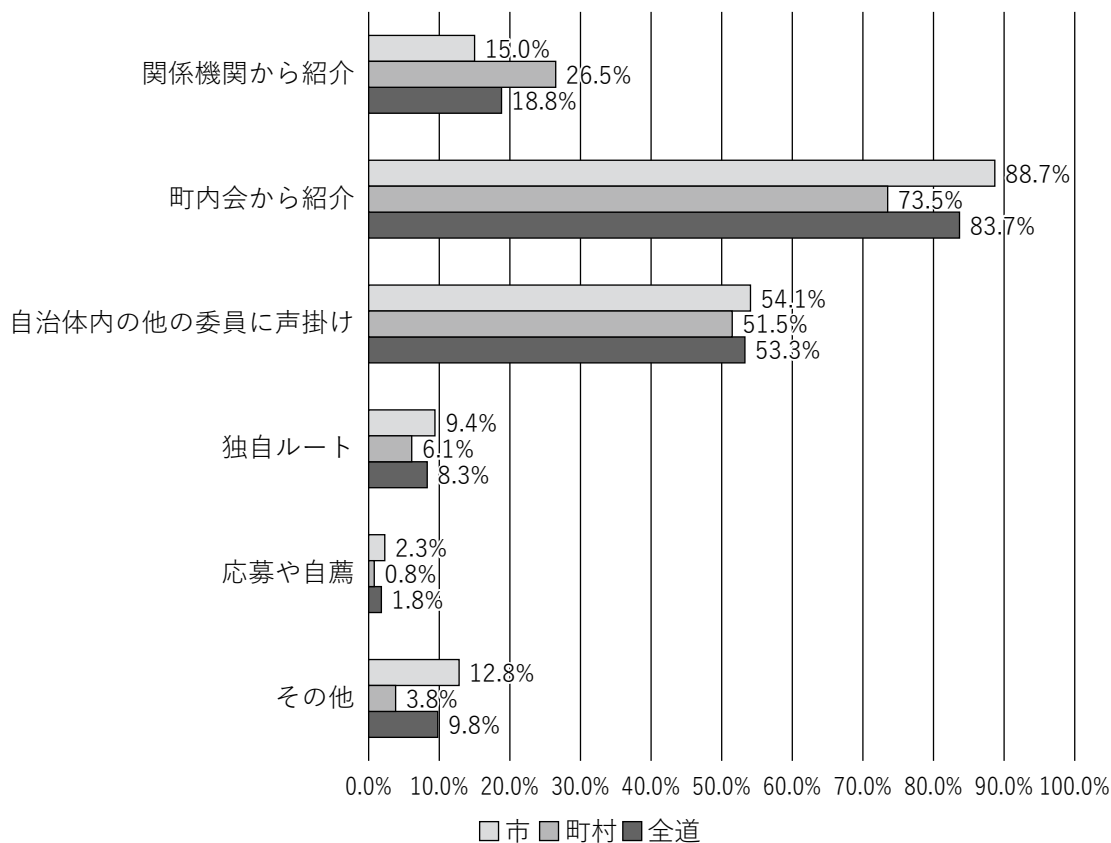


表2-11 委員の推薦方法の工夫 (n=666)

区別	市		町 村		全 道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
社協等関係機関から紹介をもらう	40	15.0%	35	26.5%	75	18.8%
自治会・町内会から紹介をもらう	236	88.7%	97	73.5%	333	83.7%
自治体内の他の委員に声掛けする	144	54.1%	68	51.5%	212	53.3%
独自の推薦ルートを設定している	25	9.4%	8	6.1%	33	8.3%
応募や自薦を行っている	6	2.3%	1	0.8%	7	1.8%
その他	34	12.8%	5	3.8%	39	9.8%

図2-10 委員の推薦方法の工夫



## その他の具体的内容（順不同）

地区の小学校の役員等に声を掛ける／地域のふさわしい人に個別に依頼する／自治連合会で決定し市役所が承認する／町内会から知人紹介／各自治会にて選考している／現任委員に町内会での人選に関わってもらっている／自分の受け持ちの中から探す／委員同士で話し合う／担当地区内でこの人と思われる方に声を掛ける。実際に長い間見て来て信用おけるこの方なら大丈夫かと。でも高齢化で該当者が消えてしまうのが悩み／地区民協全体で探す／委員自身が推薦／委員自身が後任者を探す／委員独自で探す／退任者が主に探す、会長が探す／委員同士での情報で推薦する／委員による後任の推薦／委員の知り合い／退任者が後任（後継者）を推薦する／退任の紹介（民児協退任者の紹介）／友人、知人／会長副会長が探す／委員が探す／退任者が後任者を探してくる／委員自身が候補者を推薦する場合もある／自分で後任者を探す／委員が後任者を推薦する／現任の委員から紹介をもらう／推薦実行委員長が個人で探す／市役所福祉課・民生委員と共同して行っている／市から紹介／市、町内会、民生委員が協力している／市、町内会、民児協と連携して探している／行政／行政が候補者宅を訪問し声を掛けている／行政が候補者宅を訪問している／職員・既存委員の知り合い／民生委員推薦会において候補者選定を行っている／再任の意思があればその旨を推薦準備会へ伝える／委員同士と退任者他関係機関はほとんど協力なし

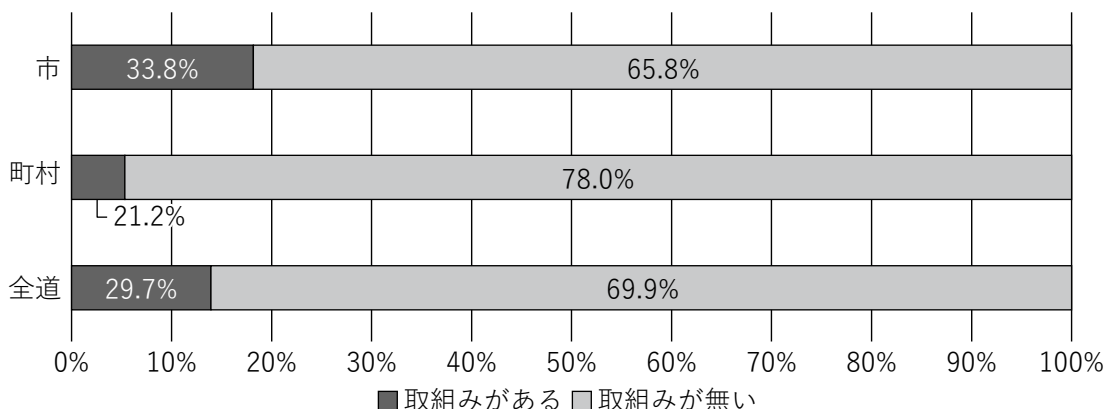
## 7) 退任した委員が民生委員児童委員や民児協を支援する取組み

退任した委員が現任の委員や民児協を支援する取組み（住民への見守りや訪問の同行、民児協の事務的支援など）については、全道では70%程度が「ない」という結果となっています。

表 2-12 取組みの有無 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
取組みがある	90	33.8%	28	21.2%	118	29.7%
取組みがない	175	65.8%	103	78.0%	278	69.9%
欠損値	1	0.4%	1	0.8%	2	0.5%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図2-11 取組みの有無



退任した委員がOB会やボランティア団体を結成するなど、地域貢献をするための組織的な取組み（退任委員の一部で組織されるものを含む）については、市・町村いずれも80%以上が「ない」という結果となっています。

表2-13 退任委員の組織的な取組みの有無 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
取組みがある	48	18.1%	7	5.3%	55	13.8%
取組みがない	216	81.2%	124	93.9%	340	85.4%
欠損値	2	0.8%	1	0.8%	3	0.8%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

## 8) 市町村による活動費（弁償費）の独自負担

民生委員児童委員の年間活動弁償費は、道負担額（中核市は市負担額）を基本額とし、さらに市町村による上積みを含めたものとなっています。

令和元年度の委員一人当たりの道費負担額は年間59,000円で、民児協会長には、会議出席旅費として年間6,680円が支給されています。

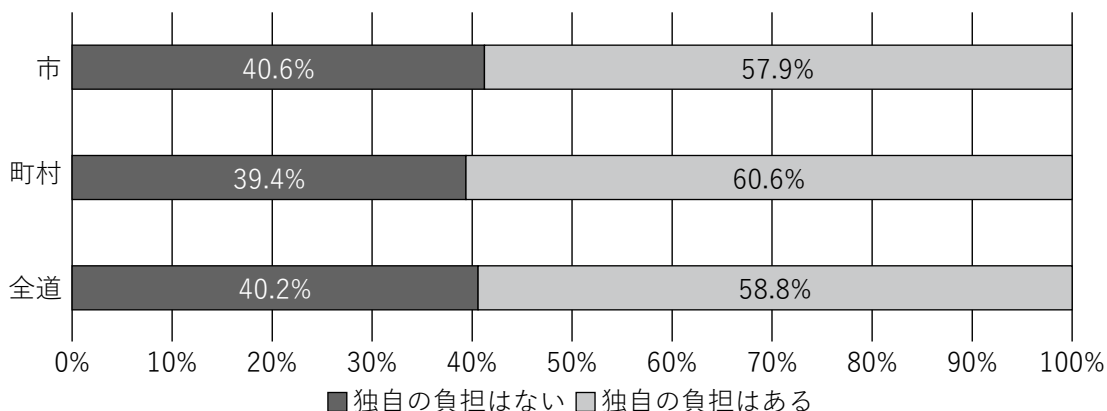
道費以外に市町村が独自に負担している活動費（弁償費）については、市・町村いずれも60%程度が「ある」と回答しています。

表2-14 活動費（弁償費）の独自負担の有無 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
独自の負担はない	108	40.6%	52	39.4%	160	40.2%
独自の負担がある	154	57.9%	80	60.6%	234	58.8%
欠損値	4	1.5%	0	0.0%	4	1.0%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%



図 2-12 活動費（弁償費）の独自負担の有無



会長に対する令和元年度の市町村独自の活動費（弁償費）負担額の最大値は、市では86,880円、町村では174,320円、最小値は市・町村いずれも320円となっています。また中央値は、市では20,000円、町村では39,920円、全道では24,000円となっています。

また、一般委員に対する活動費（弁償費）負担額の最大値は、市では82,000円、町村では254,340円、最小額は市では1,300円、町村では1,000円となっており、中央値は、市では20,000円、町村では31,795円、全道では24,000円となっています。

表 2-15 活動費（弁償費）の独自負担の額

区分	市		町村		全道	
	会長	一般	会長	一般	会長	一般
中央値（円）	20,000	20,000	39,920	31,795	24,000	24,000
最大値（円）	86,880	82,000	174,320	254,340	174,320	254,340
最小値（円）	320	1,300	320	1,000	320	1,000

表 2-16 会長の活動費（弁償費）の額の分布（n=213）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0円	4	2.9%	2	2.6%	6	2.8%
1~9,999円	17	12.5%	12	15.6%	29	13.6%
10,000~19,999円	39	28.7%	8	10.4%	47	22.1%
20,000~29,999円	41	30.2%	10	13.0%	51	23.9%
30,000~39,999円	3	2.2%	8	10.4%	11	5.2%
40,000~49,999円	0	0.0%	3	3.9%	3	1.4%
50,000~59,999円	3	2.2%	6	7.8%	9	4.2%
60,000~69,999円	16	11.8%	8	10.4%	24	11.3%
70,000~79,999円	1	0.7%	4	5.2%	5	2.3%
80,000~89,999円	12	8.8%	5	6.5%	17	8.0%
90,000~99,999円	0	0.0%	4	5.2%	4	1.9%
100,000円以上	0	0.0%	7	9.1%	7	3.3%
合計	136	100.0%	77	100.0%	213	100.0%

※欠損値185を除き算出（市130、町村55）

表2-17 一般委員の活動費（弁償費）の額の分布（n=398）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0円	5	3.5%	0	0.0%	5	2.3%
1～9,999円	11	7.7%	12	15.2%	23	10.4%
10,000～19,999円	45	31.5%	15	19.0%	60	27.0%
20,000～29,999円	43	30.1%	9	11.4%	52	23.4%
30,000～39,999円	3	2.1%	7	8.9%	10	4.5%
40,000～49,999円	1	0.7%	3	3.8%	4	1.8%
50,000～59,999円	7	4.9%	7	8.9%	14	6.3%
60,000～69,999円	15	10.5%	10	12.7%	25	11.3%
70,000～79,999円	12	8.4%	5	6.3%	17	7.7%
80,000～89,999円	1	0.7%	3	3.8%	4	1.8%
90,000～99,999円	0	0.0%	3	3.8%	3	1.4%
100,000円以上	0	0.0%	5	6.3%	5	2.3%
合計	143	100.0%	79	100.0%	222	100.0%

※欠損値176を除き算出（市123、町村53）

## 9) 活動費（弁償費）の支給方法

活動費（弁償費）の支給方法については、市・町村いずれも「活動費から会費などを差し引いて委員に支給する」が50%以上となっています。

また、「委員には支給されない」という単位民児協は全道で21か所、5.3%となっています。

表2-18 活動費（弁償費）の支給方法（n=398）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
全額支給する	99	37.2%	46	34.9%	145	36.4%
会費等を差し引いて支給する	142	53.4%	73	55.3%	215	54.0%
会費等を差し引き、残りは民児協活動費に充て、委員には支給されない	7	2.6%	4	3.0%	11	2.8%
会費等を差し引かず、全額を民児協活動費に繰り入れ、委員には支給されない	5	1.9%	5	3.8%	10	2.5%
欠損値	13	4.9%	4	3.0%	17	4.3%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

さらに、会費等を差し引いている215民児協においては、「事前に説明し合意により行っている」割合が市・町村ともに40%程度であり、規定や内規等を定めている民児協は10%台でした。

表 2-19 活動費（弁償費）から会費等を差し引く場合の合意や規定の有無（n=351）

区 分		市		町村		全道	
		か所数	割 合	か所数	割 合	か所数	割 合
事前に説明し合意により行っている	ある	92	40.2%	57	46.7%	149	42.5%
	ない	137	59.8%	65	53.3%	202	57.6%
	合計	229	100.0%	122	100.0%	351	100.0%
規定や内視等を定めている	ある	35	15.3%	14	11.5%	49	14.0%
	ない	193	84.3%	108	88.5%	301	85.8%
	欠損値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
	合計	229	100.0%	122	100.0%	351	100.0%

表 2-20 活動費（弁償費）から会費等を差し引いて残りは民児協活動に充て、委員には支給しない場合の合意や規定の有無（n=384）

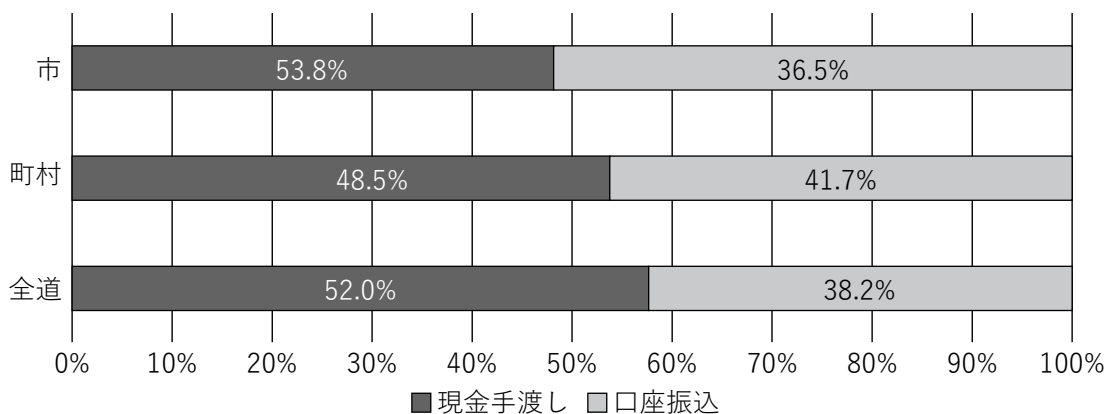
区 分		市		町村		全道	
		か所数	割 合	か所数	割 合	か所数	割 合
事前に説明し合意により行っている	ある	4	1.6%	4	3.1%	8	2.1%
	ない	252	98.4%	124	96.9%	376	97.9%
	合計	256	100.0%	128	100.0%	384	100.0%
規定や内視等を定めている	ある	4	1.6%	0	0.0%	4	1.0%
	ない	252	98.4%	128	100.0%	380	99.0%
	合計	256	100.0%	128	100.0%	384	100.0%
	合計	229	100.0%	122	100.0%	351	100.0%

民生委員活動費の支給方法については、市・町村いずれも「現金を手渡しで支給している」が50%程度となっていますが、口座振込の支給との差はほとんど見られません。

表 2-21 活動費（弁償費）の支給方法（n=398）

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
現金を手渡しで支給している	143	53.8%	64	48.5%	207	52.0%
口座振込で支給している	97	36.5%	55	41.7%	152	38.2%
欠損値	26	9.8%	13	9.9%	39	9.8%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図 2-13 活動費（弁償費）の支給方法割合



各委員に支弁される活動費については、「これからの民生委員・児童委員・児童委員制度と活動の在り方に関する検討委員会報告書」（平成30年3月全国民生委員児童委員連合会、P35）にて下記の通り、記載されています。

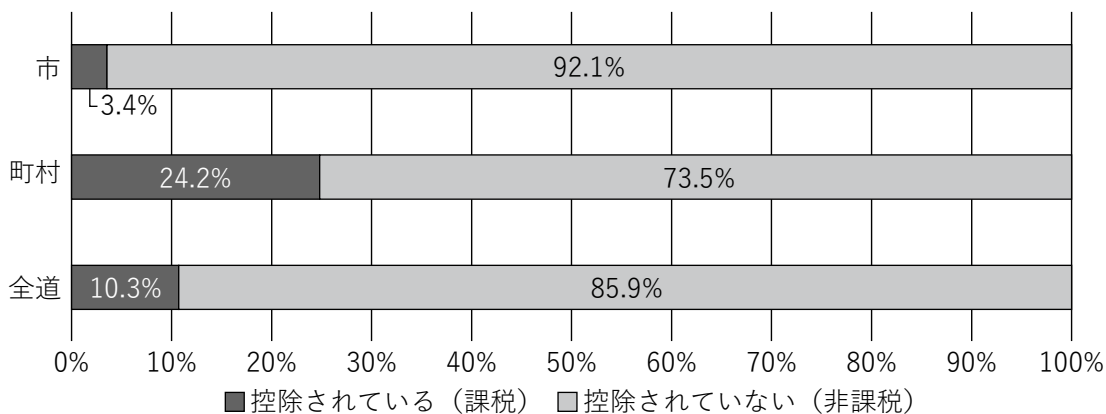
各委員に支弁される活動費は実費弁償費であり、活動の報酬ではない。しかし、一部地域においては所轄税務署の指導に基づき、活動費から源泉所得税が控除されている例がみられる。このことは活動費の実質的な減額というだけでなく、民生委員は報酬を得ているとの誤解を住民に与える懸念もあり、是正が必要である。

市では9か所3.4%、町村では32か所24.2%が控除（課税）されており市と比較すると割合が高くなっています。全道では41か所10.3%で控除（課税）されている状況です。

表2-22 活動費（弁償費）を支給する際の源泉所得税の控除の実態（n=398）

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
控除されている（課税）	9	3.4%	32	24.2%	41	10.3%
控除されていない（非課税）	245	92.1%	97	73.5%	342	85.9%
欠損値	12	4.5%	3	2.3%	15	3.8%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図2-14 活動費（弁償費）を支給する際の源泉所得税の控除の実態（割合）



## 10) 民生委員の立場で委嘱を受ける活動

民生委員の立場で委嘱を受ける他の委員活動については、1,380の役割が与えられていることが分かりました。このうち、委嘱を受ける委員の範囲が全員であったものは156個11.3%であり、一部の委員が委嘱を受けているのは1,210個87.7%でした。これら委嘱を受ける活動への弁償費は、829個60.1%は支給があり、492個35.7%は支給のない活動でした。

表 2-23 民生委員の立場で委嘱を受ける他の委員の活動 (n=1,380)

区分		個数	割合
委嘱の範囲	全 員	156	11.3%
	一 部	1,210	87.7%
	欠損値	14	1.0%
	総数	1,380	100.0%
弁償費の有無	あ る	829	60.1%
	な い	492	35.7%
	欠損値	59	4.3%
	総数	1,380	100.0%

### 3 法定民児協の組織について

#### 1) 規約・計画・予算

民児協活動をすすめるにあたって、規約を整備すること、事業計画・収支予算を立てることは組織運営の基本的要件となりますが、市・町村いずれも90%程度の整備状況です。

表3-1 組織の状況 (n=398)

区分		市		町村		全道	
		か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
規約(規則・会則)	ある	249	93.6%	124	93.9%	373	93.7%
	ない	14	5.3%	8	6.1%	22	5.5%
	欠損値	3	1.1%	0	0.0%	3	0.8%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%
年間事業計画	ある	238	89.5%	126	95.5%	364	91.5%
	ない	21	7.9%	6	4.6%	27	6.8%
	欠損値	7	2.6%	0	0.0%	7	1.8%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%
収支予算	ある	255	95.9%	128	97.0%	383	96.2%
	ない	6	2.3%	4	3.0%	10	2.5%
	欠損値	5	1.9%	0	0.0%	5	1.3%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%
余剰金(繰越金)	ある	234	88.0%	111	84.1%	345	86.7%
	ない	23	8.7%	21	15.9%	44	11.1%
	欠損値	9	3.4%	0	0.0%	9	2.3%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

#### 2) 年間予算額

年間予算額については、民生委員の定数が予算に比例するため、それぞれが計上する内容の違いから一律に判断はできませんが、ここでは市・町村それぞれの傾向についてまとめます。

最大の予算額は市では9,729千円、町村では9,146千円です。

表3-2 年間予算額の最大値と最小値

区分		市	町村
年間予算額(円)	最大値	9,729,000	9,146,000
	最小値	11,814	165,000

※最小値が0円の回答を除く

さらに予算額を委員一人あたりに割り返して比較(中央値)すると、市では35,894円、町村では104,179円と大きな差が見られます。

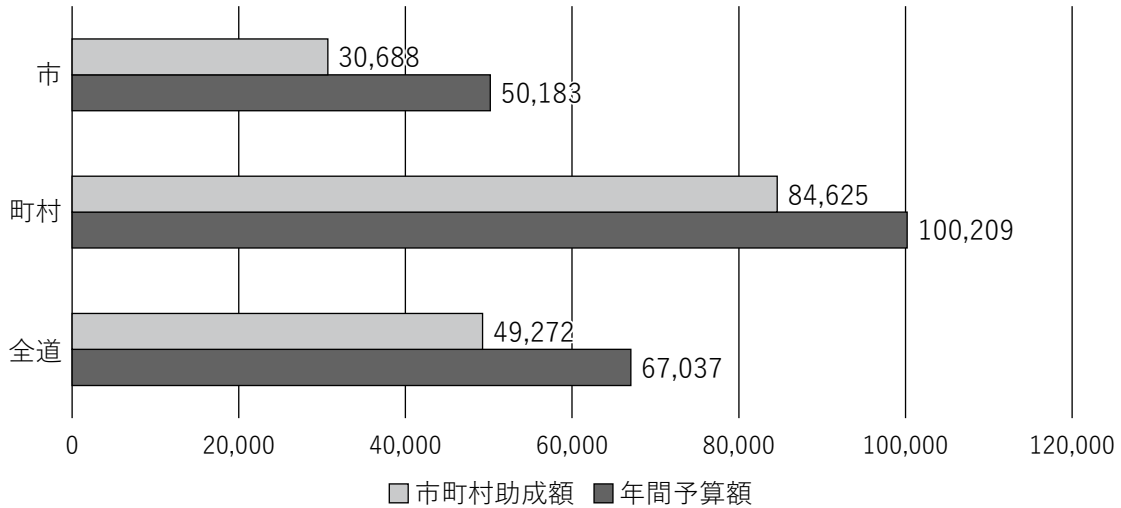
また、市町村助成額(中央値)についても、市では15,625円、町村では89,079円と町村が市を大きく上回っています。

表3-3 年間予算額の平均値と中央値

区分	市		町村		全道	
	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
年間予算額	1,170,304	805,522	2,591,585	2,040,500	1,649,131	1,039,767
委員一人当たり金額	50,183	35,894	100,209	104,179	67,037	44,837
市町村助成額	707,914	265,000	2,199,857	1,815,000	1,221,945	474,000
委員一人当たり金額	30,688	15,625	84,625	89,079	49,272	23,761

※単位：円

図3-1 委員一人当たりの年間予算額と市町村助成額の平均の比較（円）



### 3) 年間予算額における共同募金助成金

年間予算額のうち、「助成金なし」が市では192か所89.7%、町村では93か所73.2%、全道では285か所83.6%と高い割合を占めています。

表3-4 年間予算額のうち、共同募金助成金収入額（n=341）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0円	192	89.7%	93	73.2%	285	83.6%
1~49,999円	13	6.1%	16	12.6%	29	8.5%
50,000~99,999円	5	2.3%	10	7.9%	15	4.4%
100,000~199,999円	1	0.5%	5	3.9%	6	1.8%
200,000円以上	3	1.4%	3	2.4%	6	1.8%
合計	214	100.0%	127	100.0%	341	100.0%

※欠損値57を除き算出（市52、町村5）

また、「助成金あり」と答えた回答のうち、助成額の最大値・最小値を見てみると、最小値で5,000円、最大値で400,000円となっています。

表3-5 共同募金助成金収入額の最大値と最小値

区分		市	町村
共同募金助成金収入額(円)	最大値	366,000	400,000
	最小値	5,000	10,000

※最小値が0円の回答を除く

さらに、全道の平均値では、78,866円、中央値では41,500円となっています。

表3-6 共同募金助成金収入額の平均値と中央値

区分	市		町村		全道	
	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
共同募金助成金	75,614	40,000	80,971	50,000	78,866	41,500

※最小値が0円(助成金なし)の回答を除く

#### 4) 民児協への年会費

各種研修会などの開催や参加、部会運営、自主事業の取り組みなど、民児協活動を充実するために独自に会費を徴収し、その他の財源と合わせた予算で各種事業等を運営していくことが自主運営の原点です。

欠損値を除く道内374か所の民児協のうち242か所60.8%で会費を徴収し、会費額では1万円未満と回答した民児協が最も多くなっています。

会費の最高額は、市では55,200円、町村で57,000円となっています。

さらに、委員一人当たりで中央値を比較すると市では12,000円、町村では7,100円となっています。

表3-7 年会費の有無 (n=398)

区分		市		町村		全道	
		か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
年会費	ある	160	60.2%	82	62.1%	242	60.8%
	ない	83	31.2%	49	37.1%	132	33.2%
欠損値		23	8.7%	1	0.8%	24	6.0%
合計		266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図3-2 年会費の有無(割合)

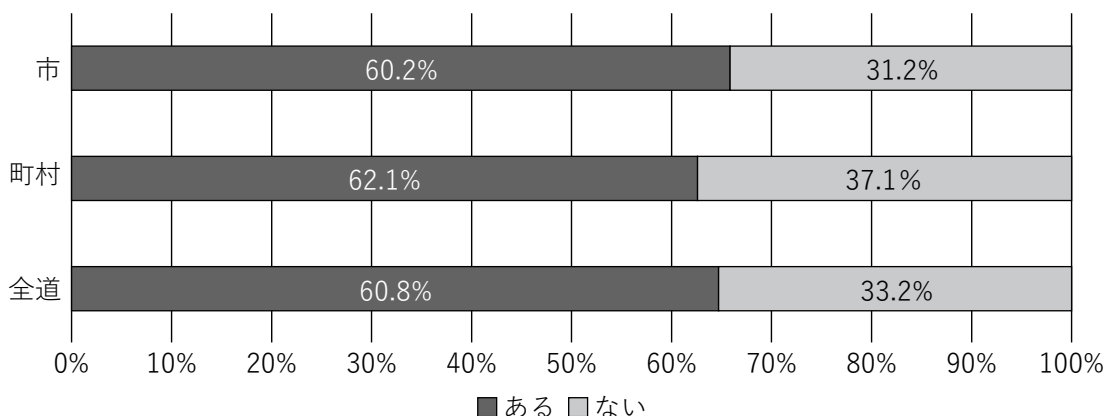




表3-8 年会費の金額 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0円	83	31.2%	49	37.1%	132	33.2%
1~9,999円	65	24.4%	50	37.9%	115	28.9%
10,000~19,999円	50	18.8%	21	15.9%	71	17.8%
20,000~29,999円	23	8.7%	5	3.8%	28	7.0%
30,000~39,999円	10	3.8%	5	3.8%	15	3.8%
40,000~49,999円	9	3.4%	0	0.0%	9	2.3%
50,000円以上	3	1.1%	1	0.8%	4	1.0%
欠損値	23	8.7%	1	0.8%	24	6.0%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

表3-9 年会費額の最大値と中央値

区分		市	町村
年会費(円)	最大値	55,200	57,000
	中央値	12,000	7,100

※最小値が0円(年会費なし)の回答を除く

## 5) 民児協事務局

民児協の事務局については、町村では128か所97.0%と行政所管が圧倒的に高い割合となっています。市においては、「独自(会長等役員を含む)」が111か所41.7%となっています。

事務局職員は全道で934人配置されていますが、事務局のほとんどが行政である町村では、兼任職員が97.2%(376人)になっています。一方で、市の事務局には比率としては少ないものの専任職員が14.8%(81人)配置されています。

表3-10 事務局の所管 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
行政	68	25.6%	128	97.0%	196	49.3%
社会福祉協議会	74	27.8%	2	1.5%	76	19.1%
独自(会長等役員を含む)	111	41.7%	2	1.5%	113	28.4%
その他	4	1.5%	0	0.0%	4	1.0%
欠損値	9	3.4%	0	0.0%	9	2.3%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図3-3 事務局の所管（割合）

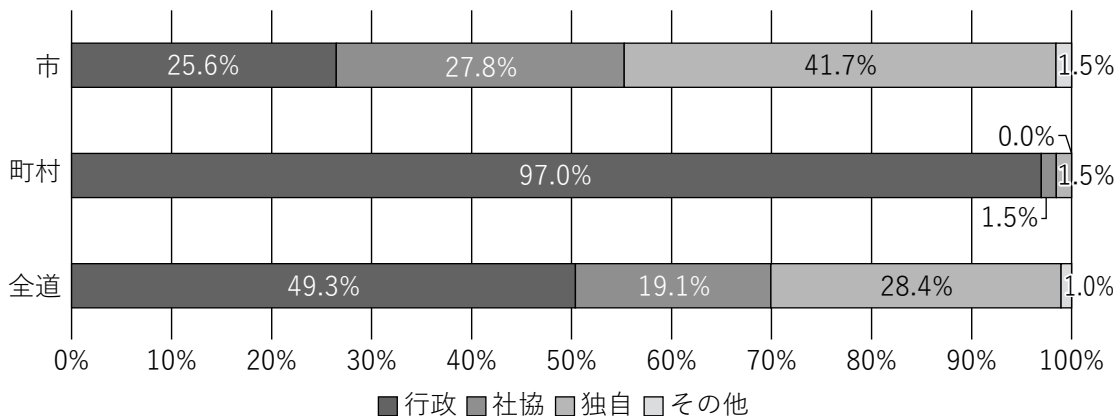


表3-11 事務局の体制（n=934）

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
兼任	292	53.4%	376	97.2%	668	71.5%
専任	81	14.8%	0	0.0%	81	8.7%
その他	174	31.8%	11	2.8%	185	19.8%
計	547	100.0%	387	100.0%	934	100.0%

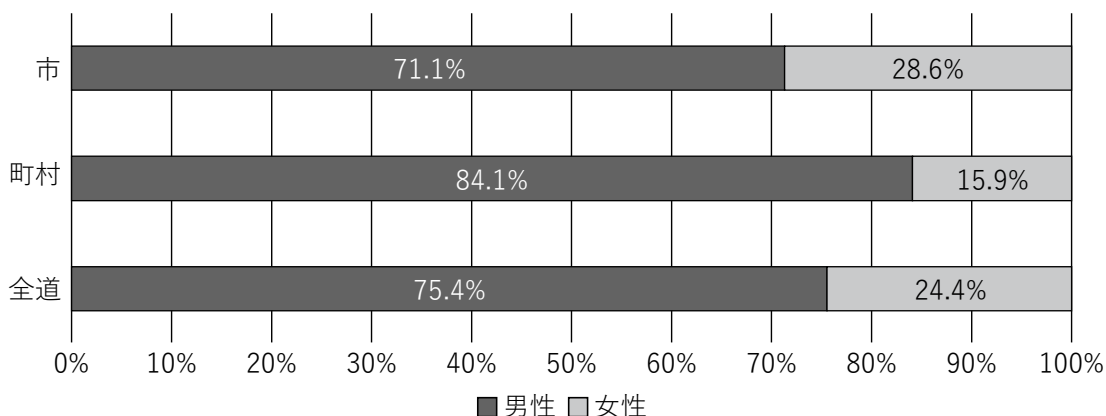
## 6) 民児協の会長

欠損値を除く民児協会長397名のうち男性は300名75.4%、女性は97名24.4%と、会長のおおむね4人に1人は女性が就任しています。

表3-12 会長の性別（n=398）

区分		市		町村		全道	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
会長	男性	189	71.1%	111	84.1%	300	75.4%
	女性	76	28.6%	21	15.9%	97	24.4%
欠損値		1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合計		266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図3-4 会長の性別（割合）

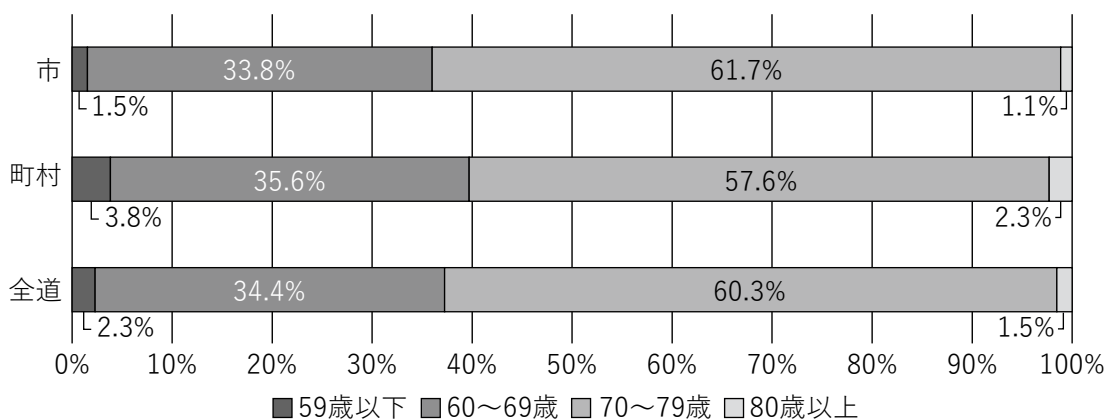


会長を年齢別で見ると、70歳～79歳までの割合が最も高くなっています。また、59歳以下の会長は9名2.3%、80歳以上の会長は6名1.5%です。

表3-13 会長の年齢 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
59歳以下	4	1.5%	5	3.8%	9	2.3%
60～69歳以下	90	33.8%	47	35.6%	137	34.4%
70～79歳以下	164	61.7%	76	57.6%	240	60.3%
80歳以上	3	1.1%	3	2.3%	6	1.5%
欠損値	5	1.9%	1	0.8	6	1.5%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図3-5 会長の年齢 (割合)

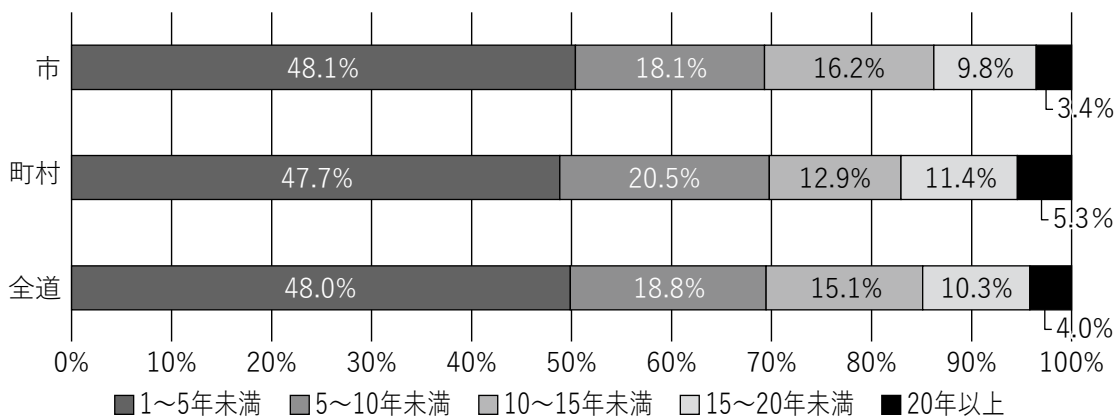


役員在職年数が1～5年未満の会長は、市では48.1% (128人)、町村では47.7% (63人)、全道では48.0% (191人) とおよそ半数を占めています。

表3-14 会長の在職年数 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1年～5年未満	128	48.1%	63	47.7%	191	48.0%
5年～10年未満	48	18.1%	27	20.5%	75	18.8%
10年～15年未満	43	16.2%	17	12.9%	60	15.1%
15年～20年未満	26	9.8%	15	11.4%	41	10.3%
20年以上	9	3.4%	7	5.3%	16	4.0%
欠損値	12	4.5%	3	2.3%	15	3.8%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図3-6 会長の在職年数（割合）



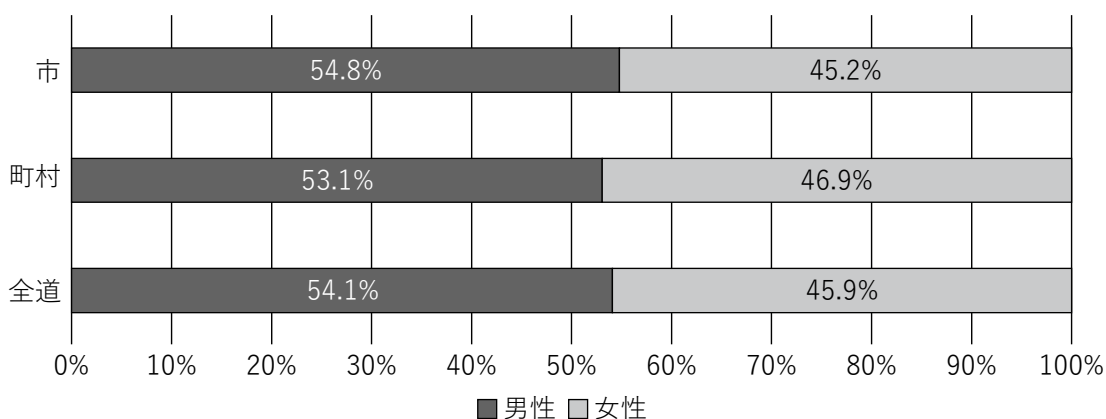
## 7) 民児協の副会長

本調査に回答した民児協の副会長658名のうち男性は356名、女性は302名と男女差はさほど見られませんが、会長よりも女性の割合は多くなっています。

表3-15 副会長の性別（n=658）

区分		市		町村		全道	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
副会長	男性	217	54.8%	139	53.1%	356	54.1%
	女性	179	45.2%	123	46.9%	302	45.9%
合計		396	100.0%	262	100.0%	658	100.0%

図3-7 副会長の性別（割合）

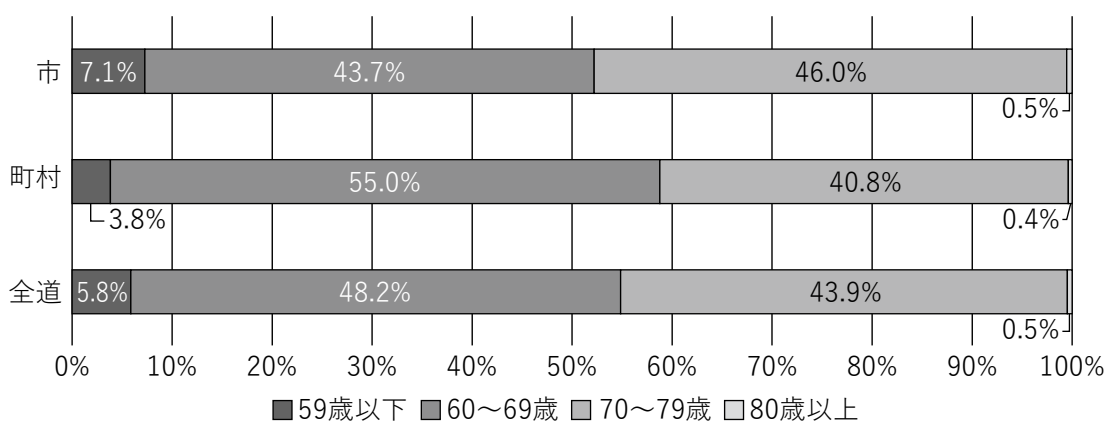


副会長を年齢別で見ると、60～69歳までの割合が最も高くなっています。80歳以上の副会長は3名0.5%です。

表3-16 副会長の年齢 (n=658)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
59歳以下	28	7.1%	10	3.8%	38	5.8%
60～69歳以下	173	43.7%	144	55.0%	317	48.2%
70～79歳以下	182	46.0%	107	40.8%	289	43.9%
80歳以上	2	0.5%	1	0.4%	3	0.5%
欠損値	11	2.8%	0	0.0%	11	1.7%
合計	396	100.0%	262	100.0%	658	100.0%

図3-8 副会長の年齢 (割合)

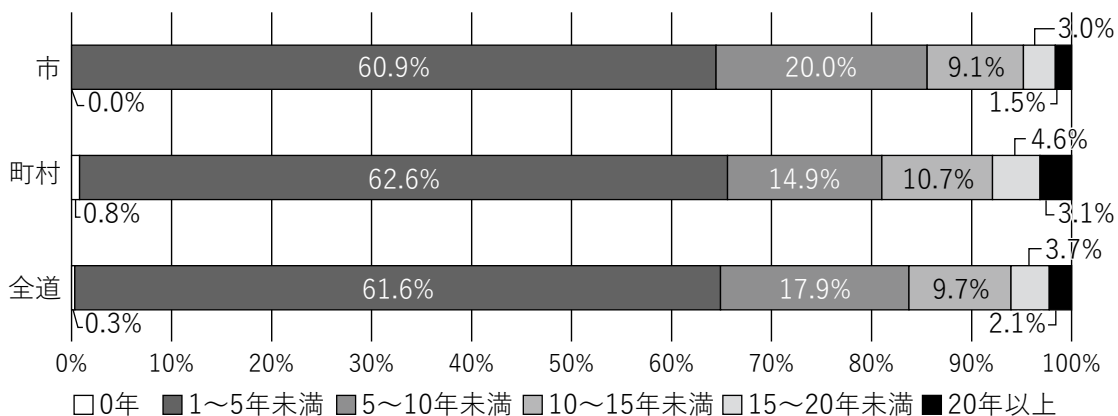


役員在職年数が1～5年未満の副会長は、市では241人60.9%、町村では164人62.6%、全道では405人61.6%を占めています。

表3-17 副会長の在職年数 (n=658)

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0年	0	0.0%	2	0.8%	2	0.3%
1年～5年未満	241	60.9%	164	62.6%	405	61.6%
5年～10年未満	79	20.0%	39	14.9%	118	17.9%
10年～15年未満	36	9.1%	28	10.7%	64	9.7%
15年～20年未満	12	3.0%	12	4.6%	24	3.7%
20年以上	6	1.5%	8	3.1%	14	2.1%
欠損値	22	5.6%	9	3.4%	31	4.7%
合計	396	100.0%	262	100.0%	658	100.0%

図3-9 副会長の在職年数（割合）



## 8) 会長・副会長への主任児童委員の就任状況

主任児童委員が会長又は副会長に就任しているのは28民児協7.0%となっています。

表3-18 会長・副会長への主任児童委員の就任状況（n=398）

区分	市		町村		全道	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
会長と副会長どちらにも就任	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
会長に就任	1	0.4%	2	1.5%	3	0.8%
副会長に就任	15	5.6%	9	6.8%	24	6.0%
就任していない	237	89.1%	116	87.9%	353	88.7%
欠損値	12	4.5%	5	3.8%	17	4.3%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

## 4 法定民児協の運営について

### 1) 民生委員協議会の開催と出席率

民生委員協議会の開催数について、令和元年度12回以上実施したのは、市では178か所66.9%、町村では24か所18.2%となっています。町村においては、「5回以下」が34か所25.8%と市と比べて差が見られます。

表4-1 民生委員協議会の開催回数 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
5回以下	16	6.0%	34	25.8%	50	12.6%
6回	8	3.0%	27	20.5%	35	8.8%
7回	2	0.8%	2	1.5%	4	1.0%
8回	2	0.8%	4	3.0%	6	1.5%
9回	3	1.1%	13	9.9%	16	4.0%
10回	16	6.0%	11	8.3%	27	6.8%
11回	38	14.3%	16	12.1%	54	13.6%
12回	178	66.9%	21	15.9%	199	50.0%
13回以上	0	0.0%	3	2.3%	3	0.8%
欠損値	3	1.1%	1	0.8%	4	1.0%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

出席率については、年間60%を超える出席率があるのは、市では248か所93.2%、町村では118か所89.4%でした。90%以上の出席率がある民児協は市では166か所62.4%、町村では20か所15.2%と市の出席率が高くなっています。

一方、60%を下回る出席率となっているのは全道で7か所1.8%ありました。

表4-2 民生委員協議会の出席率 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
50%未満	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
50~59.9%	1	0.4%	5	3.8%	6	1.5%
60~69.9%	3	1.1%	13	9.9%	16	4.0%
70~79.9%	12	4.5%	27	20.5%	39	9.8%
80~89.9%	67	25.2%	58	43.9%	125	31.4%
90%以上	166	62.4%	20	15.2%	186	46.7%
欠損値	16	6.0%	9	6.8%	25	6.3%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

## 2) 児童委員協議会の開催と出席率

児童委員協議会の開催回数については、12回以上の開催において市では118か所44.4%、町村では17か所12.9%となっています。民生委員協議会と同様に町村においては、「5回以下」が54か所40.9%と市と比べて差が見られます。

表4-3 児童委員協議会の開催回数 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
5回以下	38	14.3%	54	40.9%	92	23.1%
6回	8	3.0%	13	9.9%	21	5.3%
7回	2	0.8%	2	1.5%	4	1.0%
8回	0	0.0%	4	3.0%	4	1.0%
9回	2	0.8%	10	7.6%	12	3.0%
10回	12	4.5%	6	4.6%	18	4.5%
11回	34	12.8%	11	8.3%	45	11.3%
12回	118	44.4%	16	12.1%	134	33.7%
13回以上	0	0.0%	1	0.8%	1	0.3%
欠損値	52	19.6%	15	11.4%	67	16.8%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

出席率については、年間60%を超える出席率があるのは、市では193か所98.0%、町村では92か所87.6%でした。90%以上の出席率がある民児協は市では135か所68.5%、町村では21か所20.0%と市の出席率が高くなっています。

一方、60%を下回る出席率となっているのは全道で17か所5.6%ありました。

表4-4 児童委員協議会の出席率 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
50%未満	3	1.5%	8	7.6%	11	3.6%
50~59.9%	1	0.5%	5	4.8%	6	2.0%
60~69.9%	5	2.5%	11	10.5%	16	5.3%
70~79.9%	6	3.0%	14	13.3%	20	6.6%
80~89.9%	47	23.9%	46	43.8%	93	30.8%
90%以上	135	68.5%	21	20.0%	156	51.7%
合計	197	100.0%	105	100.0%	302	100.0%

※欠損値96を除き算出(市69、町村27)

なお、児童委員協議会の参集範囲について、「全児童委員」と答えたのは、市では155か所77.9%、町村では84か所86.6%、全道では239か所80.7%となっています。

その他の回答は、「民生委員協議会との同時開催」や「民生委員協議会に兼ねる」等の回答でした。



表4-5 児童委員協議会の参集範囲 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
全児童委員	155	77.9%	84	86.6%	239	80.7%
主任児童委員のみ	20	10.1%	6	6.2%	26	8.8%
その他	24	12.1%	7	7.2%	31	10.5%
合計	199	100.0%	97	100.0%	296	100.0%

※欠損値102を除き算出 (市67、町村35)

### 3) 定例会議の運営方法

定例会議の座長については、市・町村で大きな差は見られず、全道では、「会長」230か所57.8%、「副会長」78か所19.6%、「輪番制」74か所18.6%でした。

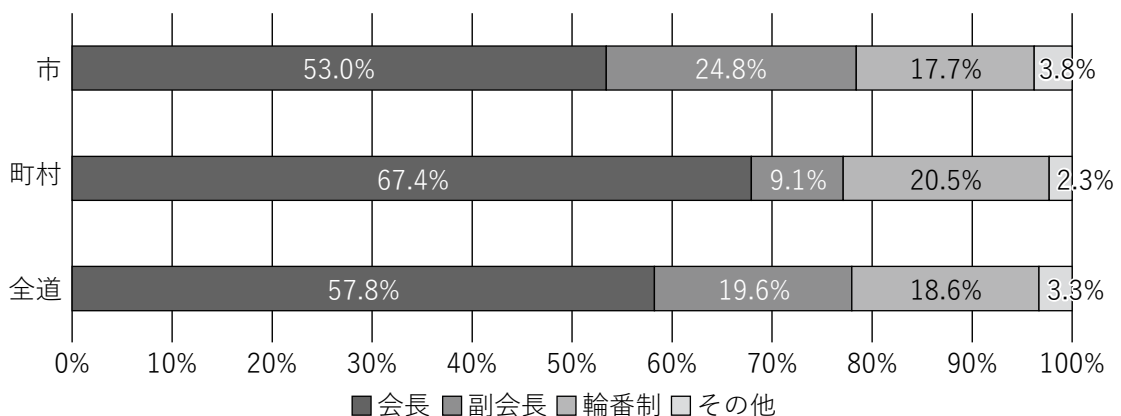
表4-6 定例会議の座長 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
会長が担う	141	53.0%	89	67.4%	230	57.8%
副会長が担う	66	24.8%	12	9.1%	78	19.6%
複数人が輪番制で担う	47	17.7%	27	20.5%	74	18.6%
その他	10	3.8%	3	2.3%	13	3.3%
欠損値	2	0.8%	1	0.8%	3	0.8%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

#### その他の具体的内容 (順不同)

主に会長、時々副会長も / 4部会が輪番で担う / 会長・副会長が交代 / 会長を除く (全員が輪番制で担う) / 議長を選任している / 事務局 / 事務局長 / 全委員が輪番制で担う / 総務担当 / 地区 (8地区) ごとで開催 / 役員以外の委員が輪番制で担う

図4-1 定例会議の座長 (割合)

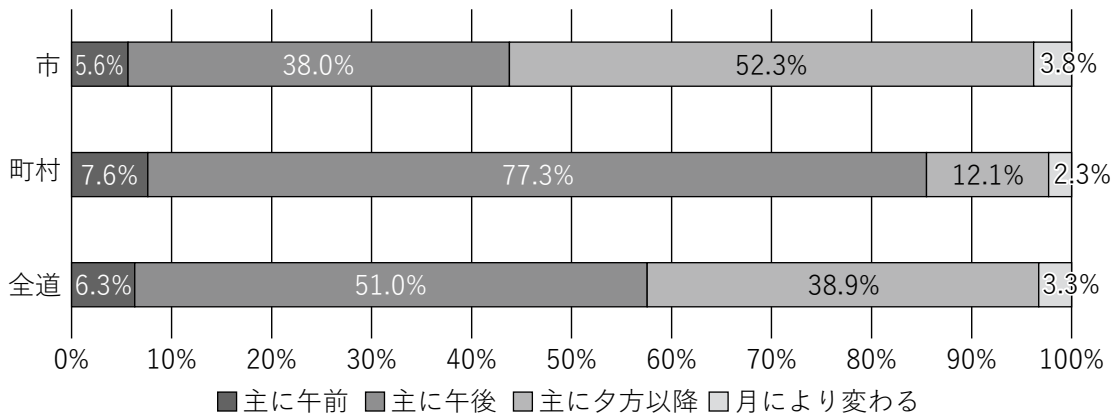


定例会議の開催時間については、市では「主に夕方以降に開催している」が139か所52.3%、町村では「主に午後で開催している」が102か所77.3%と他の選択肢に比べて高くなっています。

表4-7 定例会議の開催時間 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
主に午前で開催している	15	5.6%	10	7.6%	25	6.3%
主に午後で開催している	101	38.0%	102	77.3%	203	51.0%
主に夕方以降で開催している	139	52.3%	16	12.1%	155	38.9%
その月により開催時間が変わる	10	3.8%	3	2.3%	13	3.3%
欠損値	1	0.4%	1	0.8%	2	0.5%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図4-2 定例会議の開催時間



定例会議において実施している事項では、市・町村ともに「民生委員信条の唱和を行う」が高く、全道では195か所49.0%が実施しており、次いで「秘密保持についての確認を行う」が136か所34.2%となっています。

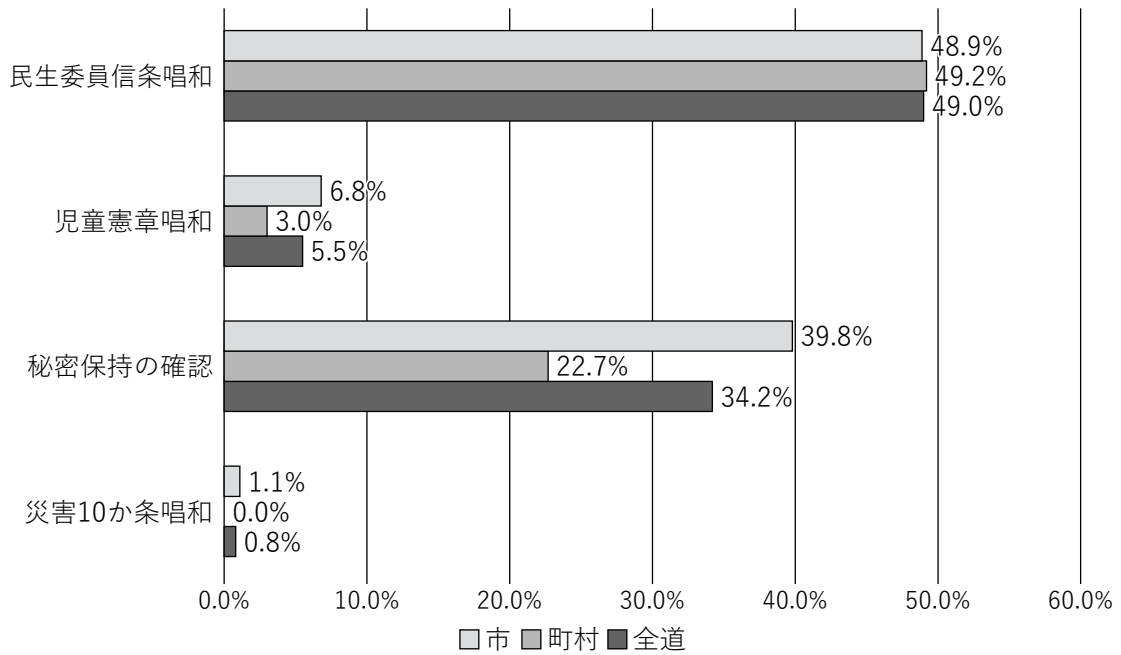
一方、実施していることが少ないのは、「災害に備える民生委員活動10か条の唱和」であり、市では3か所1.1%のみが実施しています。

表4-8 定例会議において実施する事項

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民生委員信条の唱和	130	48.9%	65	49.2%	195	49.0%
児童憲章の唱和	18	6.8%	4	3.0%	22	5.5%
秘密保持についての確認	106	39.8%	30	22.7%	136	34.2%
災害に備える民生委員活動10か条の唱和	3	1.1%	0	0.0%	3	0.8%

※複数回答

図 4 - 3 定例会議において実施する事項（実施割合）



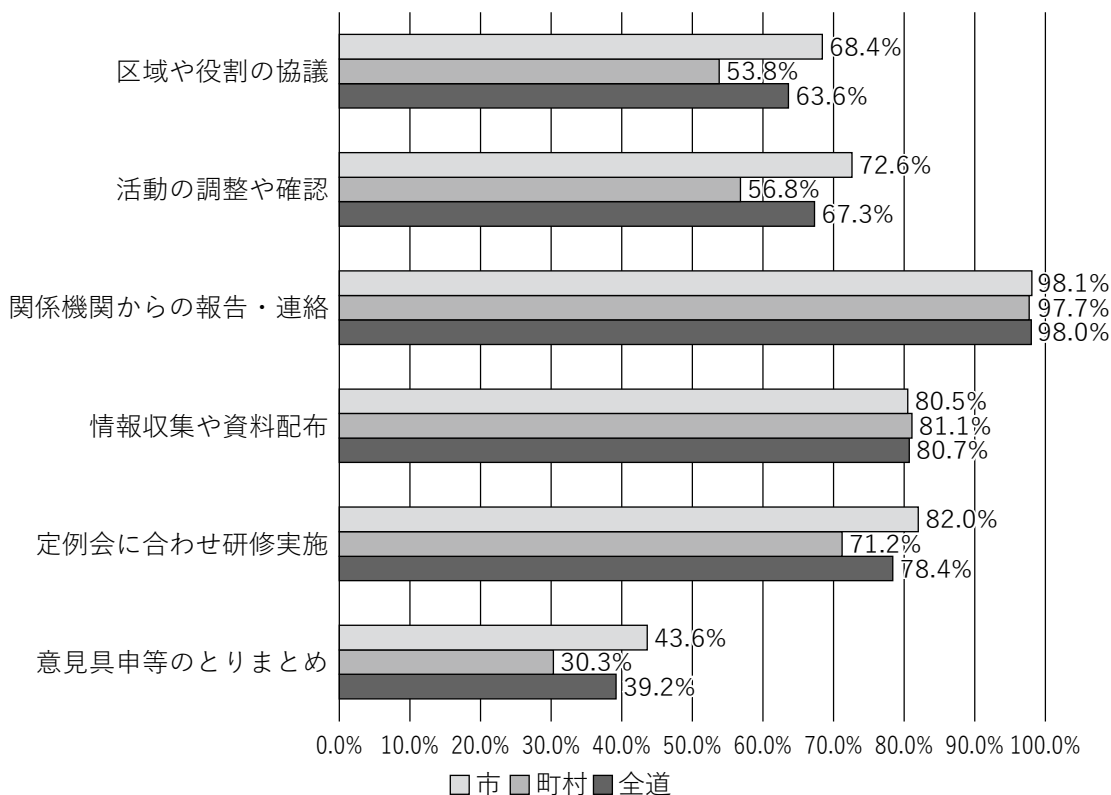
定例会議では、市・町村ともに「行政や福祉関係機関からの報告や連絡」が高く、全道では390か所98.0%となっています。他の内容についても、60%から80%程度の実施となっていますが、「行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ」のみ、市では116か所43.6%、町村では40か所30.3%、全道では156か所39.2%と低い値となっています。

表 4 - 9 定例会議の内容

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民生委員の担当区や主任児童委員の役割に関する協議	182	68.4%	71	53.8%	253	63.6%
民生委員としてやるべきこと、やらないことの調整や確認	193	72.6%	75	56.8%	268	67.3%
行政や福祉関係機関からの報告や連絡	261	98.1%	129	97.7%	390	98.0%
民生委員活動に有用な地域実態の収集や資料の配布	214	80.5%	107	81.1%	321	80.7%
研修の企画調整や定例会議と併せた研修の実施	218	82.0%	94	71.2%	312	78.4%
行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ	116	43.6%	40	30.3%	156	39.2%

※複数回答、令和元年度実績

図4-4 定例会議の内容



#### 4) 専門部会・委員会の設置

各専門部会・委員会の設置状況については、市では「高齢者関連部会（137か所51.5%）」「子ども・妊産婦関連の部会（116か所43.6%）」「障がい者関連の部会（109か所41.0%）」が40%を超える設置数となっており、町村では、「子ども・妊産婦関連の部会（58か所43.9%）」「高齢者関連部会（57か所43.2%）」が40%を超える設置数となっています。

また、市と町村に差が大きいのは、「研修関連の部会（市では64か所24.1%、町村では9か所6.8%、その差3.5倍）」「広報関連の部会（市では90か所33.8%、町村では19か所14.4%、その差2.3倍）」でした。

表4-10 専門部会・委員会の設置状況

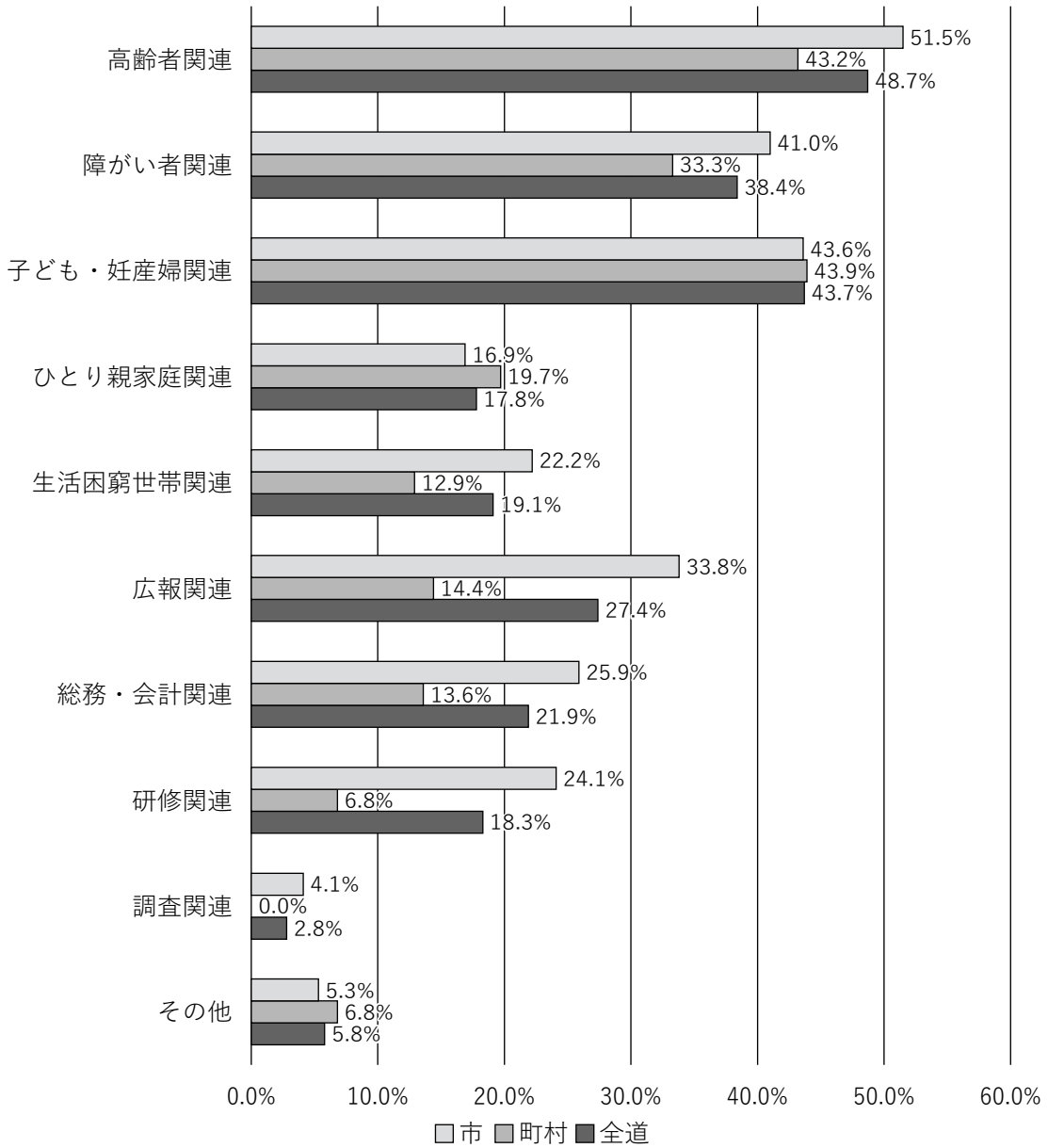
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
高齢者関連の部会	137	51.5%	57	43.2%	194	48.7%
障がい者関連の部会	109	41.0%	44	33.3%	153	38.4%
子ども・妊産婦関連の部会	116	43.6%	58	43.9%	174	43.7%
ひとり親家庭関連の部会	45	16.9%	26	19.7%	71	17.8%
生活困窮世帯関連の部会	59	22.2%	17	12.9%	76	19.1%
広報関連の部会	90	33.8%	19	14.4%	109	27.4%
総務・会計関連の部会	69	25.9%	18	13.6%	87	21.9%
研修関連の部会	64	24.1%	9	6.8%	73	18.3%
調査関連の部会	11	4.1%	0	0.0%	11	2.8%
その他	14	5.3%	9	6.8%	23	5.8%

※複数回答、令和元年度実績

その他の具体的内容（順不同）

住民福祉部会／住民部会／サロン部会／福祉部会／女性部会／研修視察委員会／生活介護部会／地域福祉部会／生活部会／生活環境部会／ボランティア部会

図4-5 専門部会・委員会の設置状況



各部会の開催回数を専門部会・委員会の設置数で割り、年間の開催頻度を明らかにすると、最も多いのは「広報関連の部会（設置数109か所、総開催数479回、開催頻度4.4回）」であり、次いで、「総務・会計関連の部会（設置数87か所、総開催数294回、開催頻度3.4回）」でした。

また、開催頻度が少ない専門部会・委員会は「障がい者関連の部会（設置数153か所、総開催数299回）」と「ひとり親家庭関連の部会（設置数71か所、総開催数145回）」が同数の2.0回でした。

表4-11 専門部会・委員会の年間開催頻度

区分	設置数	総開催数	開催頻度
高齢者関連の部会	194	422	2.2
障がい者関連の部会	153	299	2.0
子ども・妊産婦関連の部会	174	460	2.6
ひとり親家庭関連の部会	71	145	2.0
生活困窮世帯関連の部会	76	172	2.3
広報関連の部会	109	479	4.4
総務・会計関連の部会	87	294	3.4
研修関連の部会	73	180	2.5
調査関連の部会	11	29	2.6
その他	26	78	3.0

※開催頻度 =  $\frac{\text{総開催回数}}{\text{(専門部会・委員会設置数)}}$ 、令和元年度実績

## 5) 定例会議への関係機関の参加

定例会議への関係機関（者）の参加については、市では「地域包括支援センター（217か所81.6%）」「福祉関係部局の行政関係者（194か所72.9%）」「市町村社会福祉協議会（155か所58.3%）」が50%を超え、町村では、「福祉関係部局の行政関係者（103か所78.0%）」「市町村社会福祉協議会（90か所68.2%）」「地域包括支援センター（87か所65.9%）」が50%を超える割合となっています。市・町村と順位は異なるものの上位の3つは同じ機関でした。

表4-12 関係機関（者）の参加状況

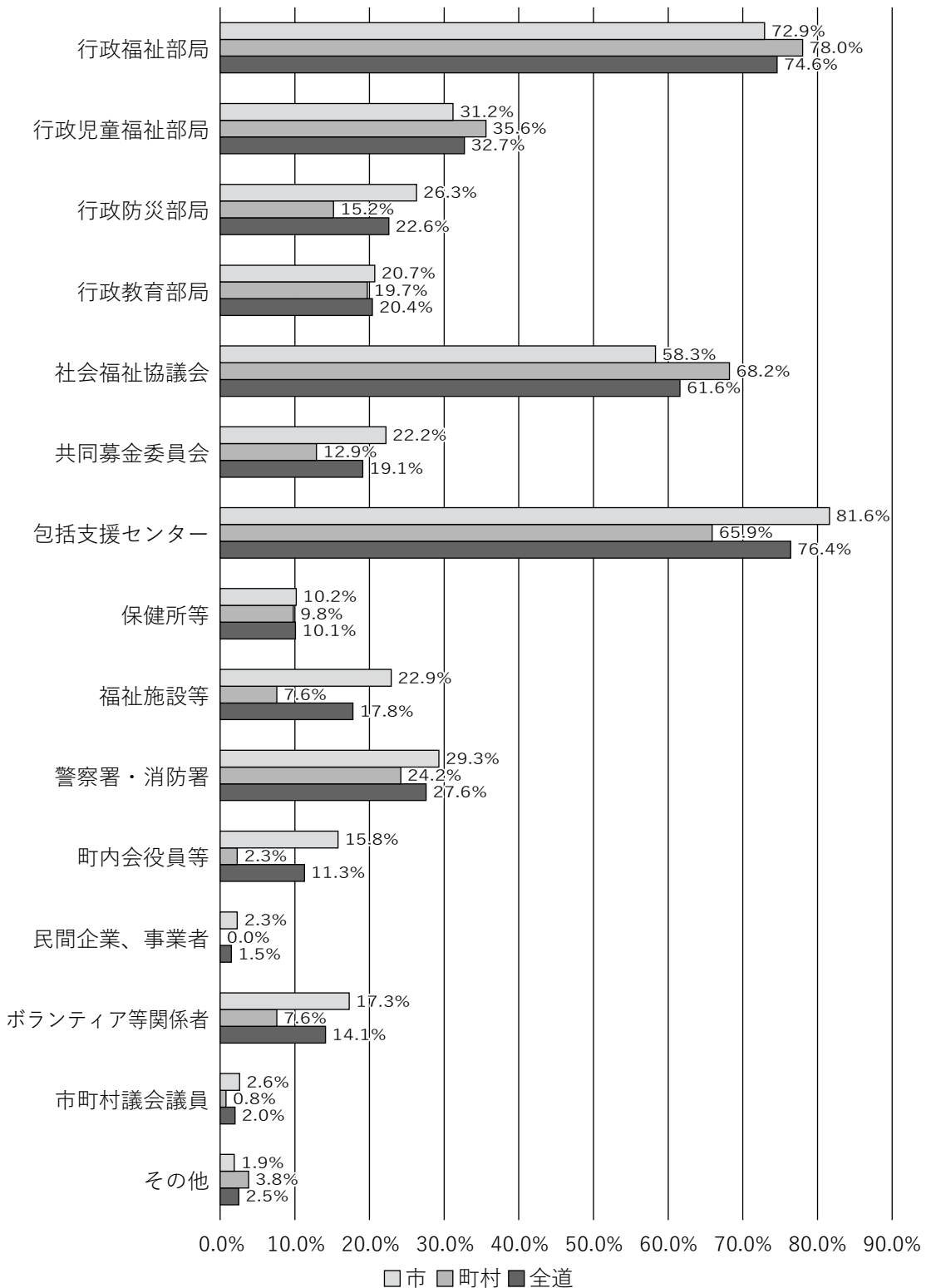
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
福祉関係部局の行政関係者	194	72.9%	103	78.0%	297	74.6%
児童福祉関係部局の行政関係者	83	31.2%	47	35.6%	130	32.7%
防災関連部局の行政関係者	70	26.3%	20	15.2%	90	22.6%
教育関連部局の行政関係者	55	20.7%	26	19.7%	81	20.4%
市町村社会福祉協議会	155	58.3%	90	68.2%	245	61.6%
市町村共同募金委員会	59	22.2%	17	12.9%	76	19.1%
地域包括支援センター	217	81.6%	87	65.9%	304	76.4%
保健所・保健センター	27	10.2%	13	9.8%	40	10.1%
社会福祉施設・福祉事業所	61	22.9%	10	7.6%	71	17.8%
警察署・消防署の署員	78	29.3%	32	24.2%	110	27.6%
自治会・町内会の役員等	42	15.8%	3	2.3%	45	11.3%
農協・漁協・生協など民間企業、事業者	6	2.3%	0	0.0%	6	1.5%
ボランティア・NPO団体、福祉団体関係者	46	17.3%	10	7.6%	56	14.1%
市町村議会議員	7	2.6%	1	0.8%	8	2.0%
その他	5	1.9%	5	3.8%	10	2.5%

※複数回答

その他の具体的内容（順不同）

地区保護司会／自立サポートセンター／大学生／市立教育学校法人横浜訓盲学院／医療機関／防災の会／社会福祉団体及び団体／自立相談支援事業所センター長／ケアハウス所長／財務局職員

図4-6 関係機関（者）の参加状況



## 5 連絡手段および情報の取扱い等について

### 1) 民生委員が所持している通信機器

所属委員の80%以上が所持している通信媒体については、市・町村ともに「携帯電話・スマートフォン」は90%以上となっています。一方、「パソコン（市では41か所15.4%、町村では12か所9.1%、その差1.7倍）」「FAX(市では128か所48.1%、町村では34か所25.8%、その差1.9倍)」と市と町村に差があります。

表5-1 民生委員が所持している通信機器（80%以上を所持している民児協の状況）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
パソコン	41	15.4%	12	9.1%	53	13.3%
携帯電話・スマートフォン	241	90.6%	125	94.7%	366	92.0%
F A X	128	48.1%	34	25.8%	162	40.7%

※回答のうち80%以上の所持割合であった民児協数

### 2) 民生委員相互の連絡手段

民生委員相互の連絡手段について80%を超えるものは、市では「委員の携帯電話（257か所98.1%）」「会議等で対面した時に行う（249か所97.3%）」「自宅の固定電話（230か所88.5%）」であり、町村では「会議等で対面した時に行う（124か所95.4%）」「委員の携帯電話（106か所82.2%）」となっています。市・町村ともに「会議等で対面した時に行う」と回答した割合が95%を超えています。

また、市と町村を比較すると「Eメールやショートメール（3.0倍）」「F A X（2.7倍）」「L I N E等の通信アプリ（1.7倍）」「直接訪問する（1.5倍）」については市の割合が高くなっています。

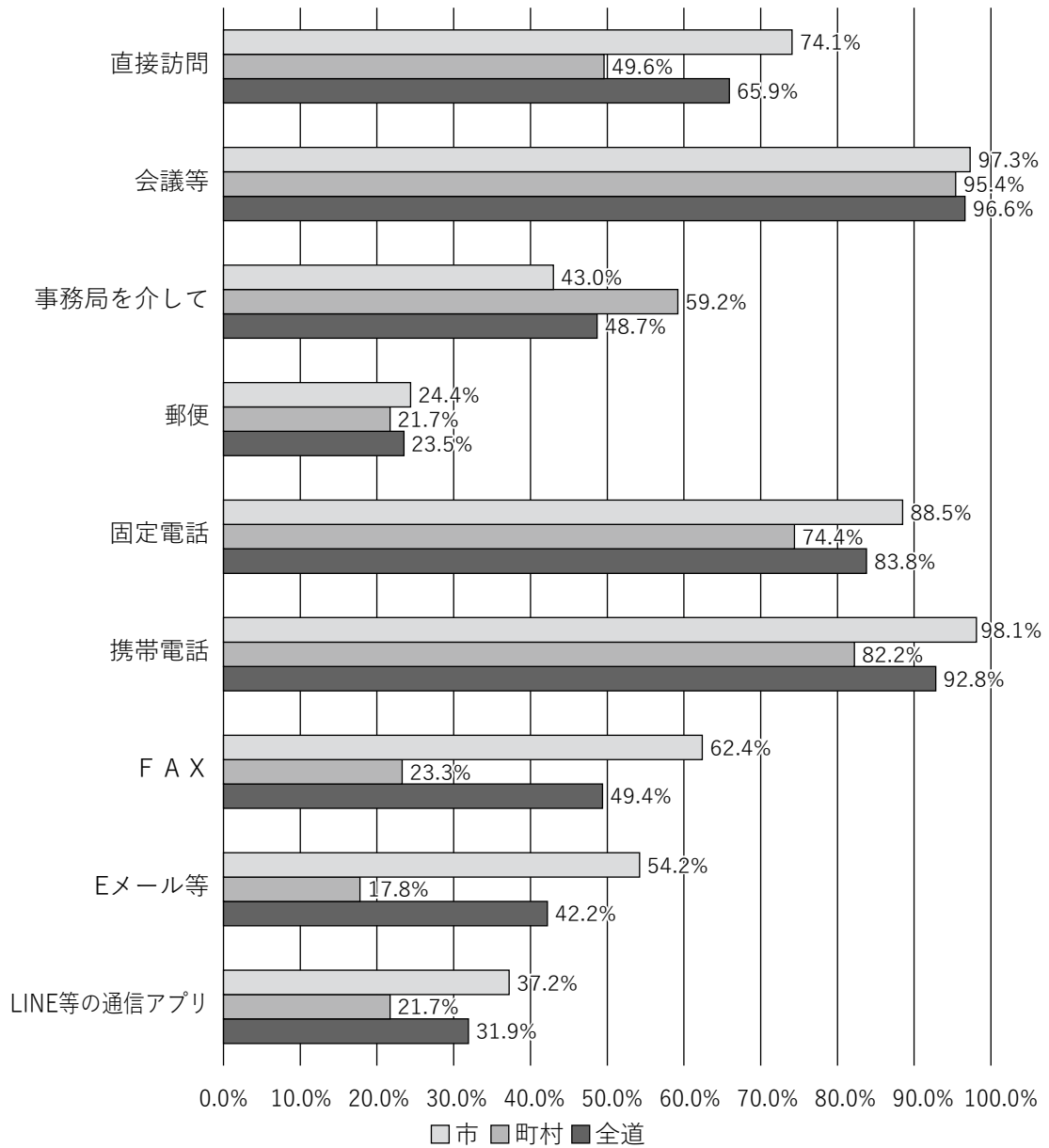
表5-2 委員相互の連絡手段

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
直接訪問する	189	74.1%	64	49.6%	253	65.9%
会議等で対面した時に行う	249	97.3%	124	95.4%	373	96.6%
事務局を介して行う	104	43.0%	77	59.2%	181	48.7%
郵便	61	24.4%	28	21.7%	89	23.5%
自宅の固定電話	230	88.5%	96	74.4%	326	83.8%
委員の携帯電話	257	98.1%	106	82.2%	363	92.8%
F A X	161	62.4%	30	23.3%	191	49.4%
Eメールやショートメール	139	54.2%	23	17.8%	162	42.2%
L I N E等の通信アプリ	94	37.2%	28	21.7%	122	31.9%

※複数回答



図5-1 委員相互の連絡手段



### 3) 民生委員の守秘義務における対応

民生委員の情報セキュリティや個人情報保護等に関する取組みについては、「情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領」を定めているのは、市では138か所54.1%、町村では12か所9.2%であり、さらに「情報の適正な取扱いに関する研修の実施」についても、市では148か所56.9%、町村では40か所30.5%であり、市と町村では取組みに差が見られます。

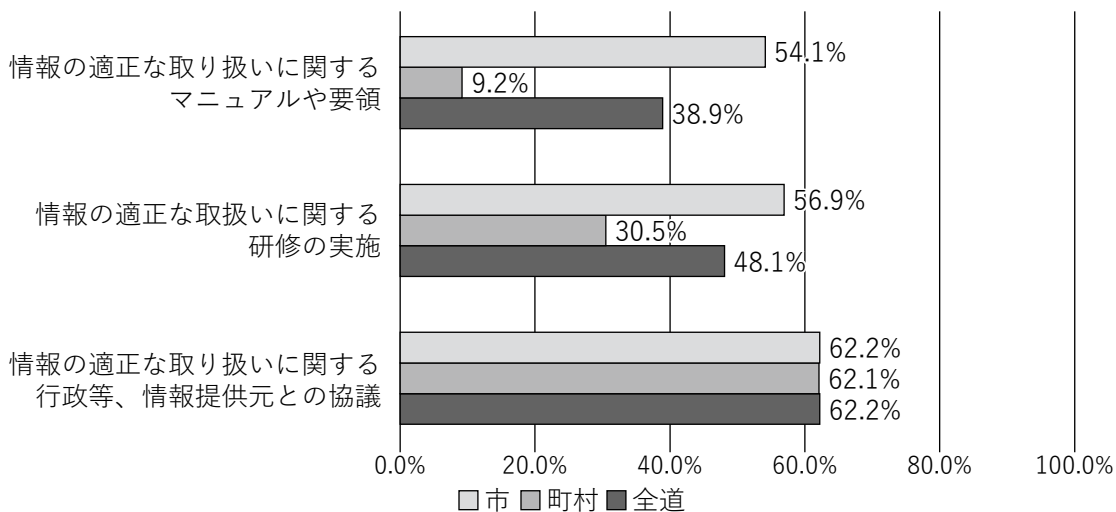
「情報の適正な取扱いに関する行政等、情報提供元との協議」については、市・町村の差は見られませんでした。

表5-3 情報セキュリティ・個人情報保護等の取組み

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領	138	54.1%	12	9.2%	150	38.9%
情報の適正な取扱いに関する研修の実施	148	56.9%	40	30.5%	188	48.1%
情報の適正な取扱いに関する行政等、情報提供元との協議	158	62.2%	82	62.1%	240	62.2%

※複数回答

図5-2 情報セキュリティ・個人情報保護等の取組み



#### 4) 自治体等からの個人情報提供の状況

情報の提供については、市・町村ともに「生活保護受給世帯（全道340か所87.2%）」「高齢者のみ世帯（全道282か所72.7%）」「一人暮らし高齢者（全道257か所66.9%）」「避難行動要支援者（全道230か所60.2%）」と高い割合となっています。

一方で、「引きこもりや老親と子（全道20か所5.4%）」「乳幼児・妊産婦（全道37か所9.8%）」については、全道的には10%を下回っています。

表5-2 委員相互の連絡手段

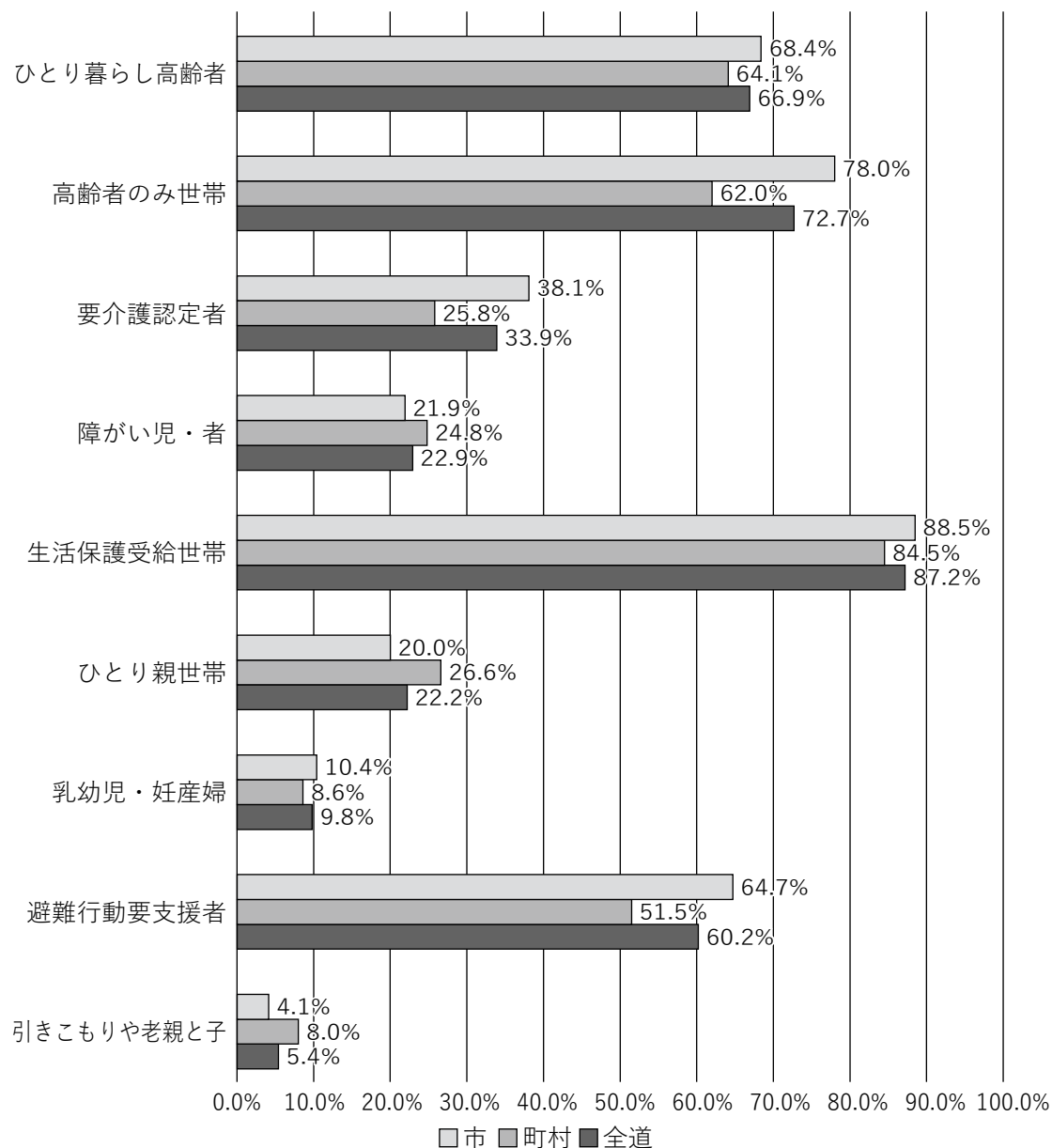
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
一人暮らし高齢者	175	68.4%	82	64.1%	257	66.9%
高齢者のみ世帯	202	78.0%	80	62.0%	282	72.7%
要介護認定者	94	38.1%	33	25.8%	127	33.9%
障がい児・者	54	21.9%	32	24.8%	86	22.9%
生活保護受給世帯	231	88.5%	109	84.5%	340	87.2%
ひとり親世帯	50	20.0%	34	26.6%	84	22.2%
乳幼児・妊産婦	26	10.4%	11	8.6%	37	9.8%
避難行動要支援者	163	64.7%	67	51.5%	230	60.2%
引きこもりや老親と子	10	4.1%	10	8.0%	20	5.4%

※複数回答

#### その他の具体的内容（順不同）

高齢者名簿／認知症高齢者等SOSネットワーク登録者／緊急通報システム設置者／消防署の高齢者名簿／ほのぼの防災／ホットライン／福祉・介護サービス利用者／施設入所者／長期在宅療養者／長期入院療養者／生活福祉資金貸付者／就学援助申請者／要保護世帯／準要保護児童生徒／要保護児童対策協議会／うぶごえの贈り物／町内の転入・転出・転居等／担当地区内の世帯／担当地区内の児童／全住民名簿／担当地区内自治会名簿／公営住宅入居者

図5-3 自治体等からの個人情報の提供内容



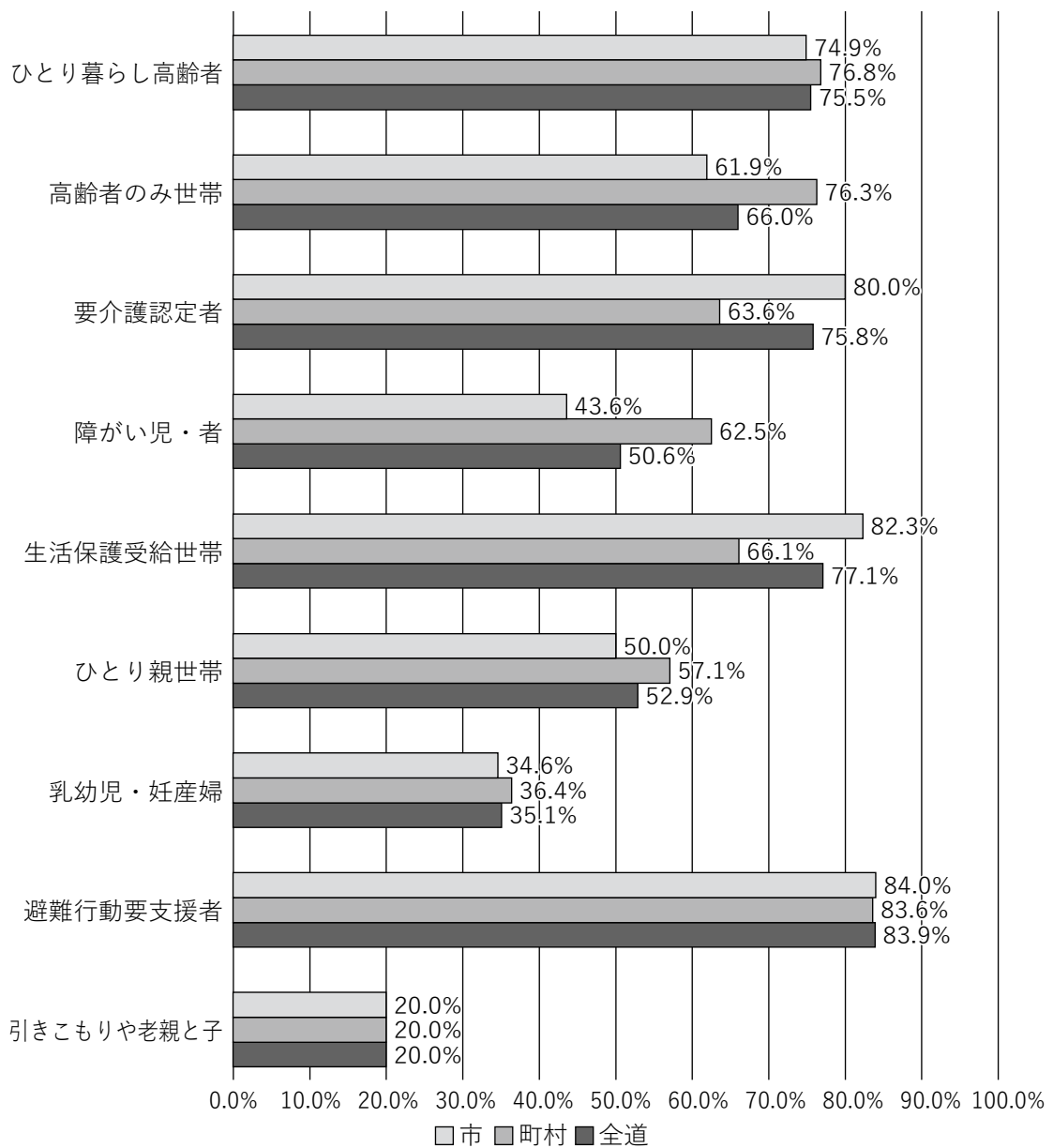
また、これら情報の提供方法として「名簿の提供」が行われているものは、市・町村ともに「避難行動要支援者」が80%以上と高くなっています。

更に、市では町村に比べ、「生活保護受給者（市では82.3%、町村では66.1%）」「要介護認定者（市では80.0%、町村では63.6%）」の割合が高いのに対して、町村では市に比べ、「高齢者のみ世帯（市では61.9%、町村では76.3%）」「障がい児・者（市では43.6%、町村では62.5%）」の割合が高くなっています。

表 5-5 自治体等から名簿の提供がある情報の割合

区分	市	町村	全道
一人暮らし高齢者	74.9%	76.8%	75.5%
高齢者のみ世帯	61.9%	76.3%	66.0%
要介護認定者	80.0%	63.6%	75.8%
障がい児・者	43.6%	62.5%	50.6%
生活保護受給世帯	82.3%	66.1%	77.1%
ひとり親世帯	50.0%	57.1%	52.9%
乳幼児・妊産婦	34.6%	36.4%	35.1%
避難行動要支援者	84.0%	83.6%	83.9%
引きこもりや老親と子	20.0%	20.0%	20.0%

図 5-4 自治体等から名簿の提供がある情報の割合



## 5) 職務に必要な指導

情報の適正な取扱いについては、「情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領の提示」があると回答したのは、市では149か所61.6%、町村では17か所13.1%であり、さらに「情報の適正な取扱いに関する研修の実施」についても、市では104か所43.3%、町村では26か所20.0%であり、市と町村では取組みに差が見られます。

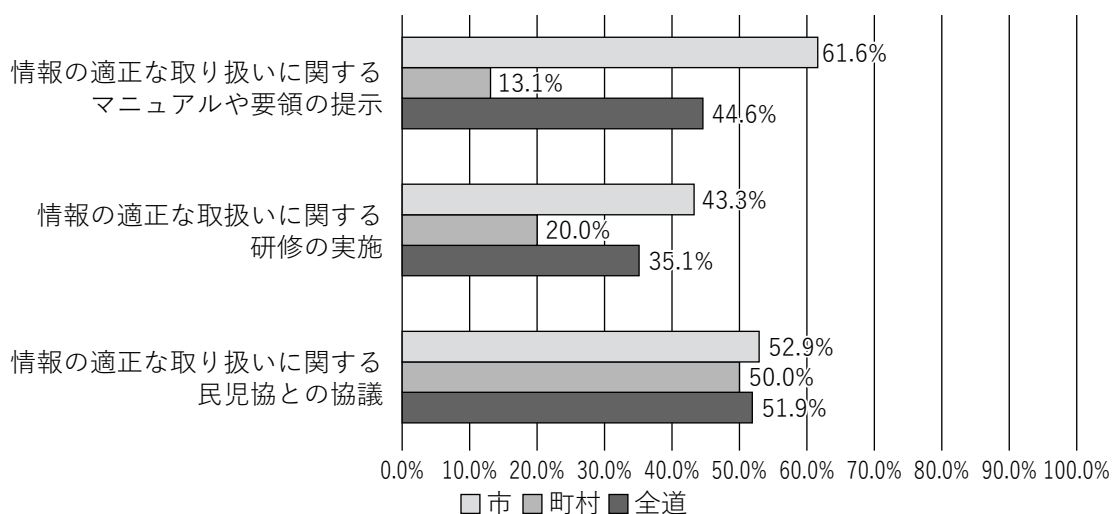
「情報の適正な取扱いに関する民児協との協議」については、市・町村の差は見られませんでした。

表5-6 情報セキュリティ・個人情報保護等に関する指導

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領の提示	149	61.6%	17	13.1%	166	44.6%
情報の適正な取扱いに関する研修の実施	104	43.3%	26	20.0%	130	35.1%
情報の適正な取扱いに関する民児協との協議	128	52.9%	65	50.0%	193	51.9%

※複数回答

図5-5 情報セキュリティ・個人情報保護等に関する指導



## 6) 新任委員への引継ぎ

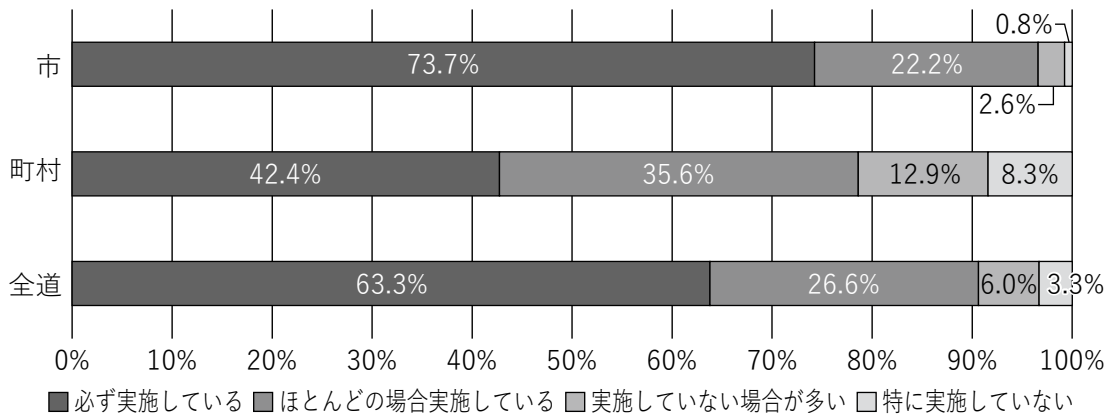
新任委員への引継ぎについて「必ず実施している」と回答したのは市では196か所73.7%、町村では56か所42.4%と差が見られます。

また、「実施していない場合が多い」と「特に実施していない」を合わせると、市では9か所3.4%、町村では28か所21.2%、全道では37か所9.3%であり、特に町村における引継ぎの実施割合が低くなっています。

表5-7 新任委員への引継ぎの実施 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
必ず実施している	196	73.7%	56	42.4%	252	63.3%
ほとんどの場合、実施している	59	22.2%	47	35.6%	106	26.6%
実施していない場合が多い	7	2.6%	17	12.9%	24	6.0%
特に実施していない	2	0.8%	11	8.3%	13	3.3%
欠損値	2	0.8%	1	0.8%	3	0.8%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図5-6 新任委員への引継ぎの実施



引継ぎの形態については、「新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型）」が市では175か所65.8%、町村では93か所70.5%といずれも高くなっています。

「引継ぎの際は役員等、他の委員が立ち会う（18.3倍）」「新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う（集会型）（2.2倍）」については、町村に比べ市の割合が高く、「事務局職員が新任委員に対して各種事項の説明をしている（1.7倍）」「引継ぎの際は事務局が立ち会う（1.4倍）」については、市に比べ町村の割合が高くなっています。

表5-8 新任委員への引継ぎの実施

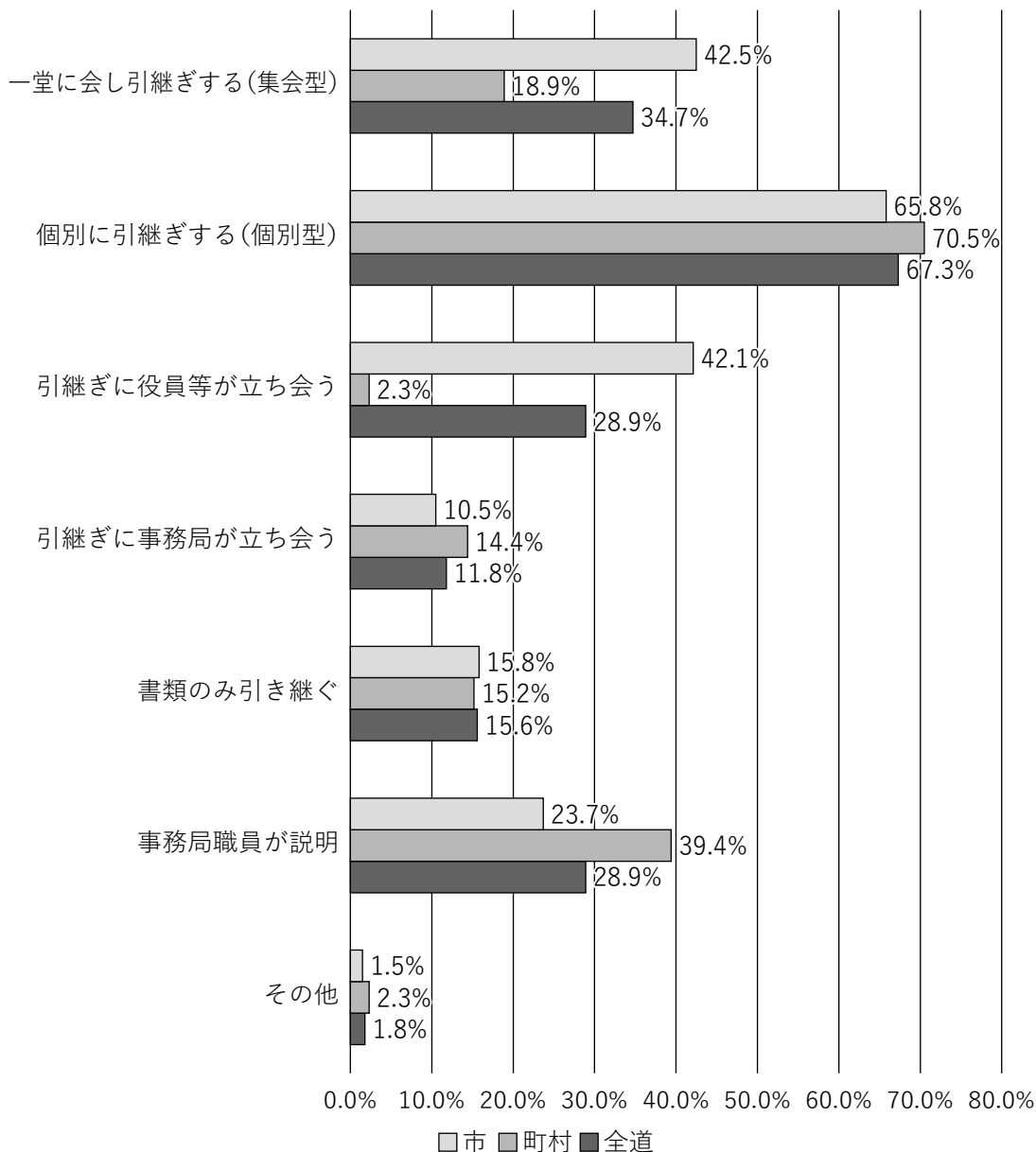
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う（集会型）	113	42.5%	25	18.9%	138	34.7%
新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う（個別型）	175	65.8%	93	70.5%	268	67.3%
引継ぎの際は役員等、他の委員が立ち会う	112	42.1%	3	2.3%	115	28.9%
引継ぎの際は事務局が立ち会う	28	10.5%	19	14.4%	47	11.8%
書類のみ引き継ぐ（会長等経由の書類引継ぎを含む）	42	15.8%	20	15.2%	62	15.6%
事務局職員が新任委員に対して各種事項の説明をしている	63	23.7%	52	39.4%	115	28.9%
その他	4	1.5%	3	2.3%	7	1.8%

※複数回答

### その他の具体的内容（順不同）

会長が立ち会う／会長副会長事務局も出席の上引継ぎを行う／立ち会う場合もある。  
事情によって書類のみの時もある／独居者等の訪問

図5-7 委員相互の連絡手段



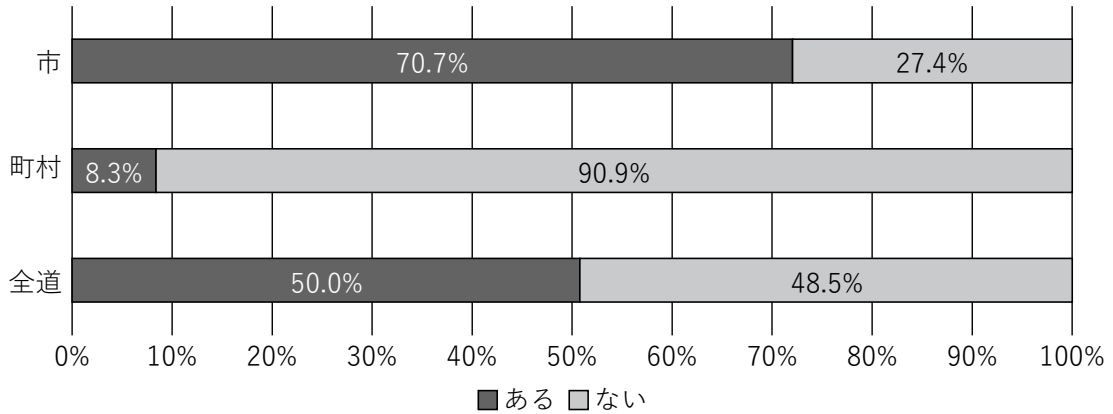
引継ぎにおけるマニュアル・要領については、市では188か所70.7%が「ある」と回答しているのに対して、町村では120か所90.1%が「ない」と回答しており、市と町村で差が見られます。



表5-9 引継ぎマニュアル・要領の有無 (n=398)

区分		市		町村		全道	
		か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
引継ぎマニュアル・要領	ある	188	70.7%	11	8.3%	199	50.0%
	ない	73	27.4%	120	90.9%	193	48.5%
欠損値		5	1.9%	1	0.8%	6	1.5%
合計		266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図5-8 引継ぎマニュアル・要領の有無

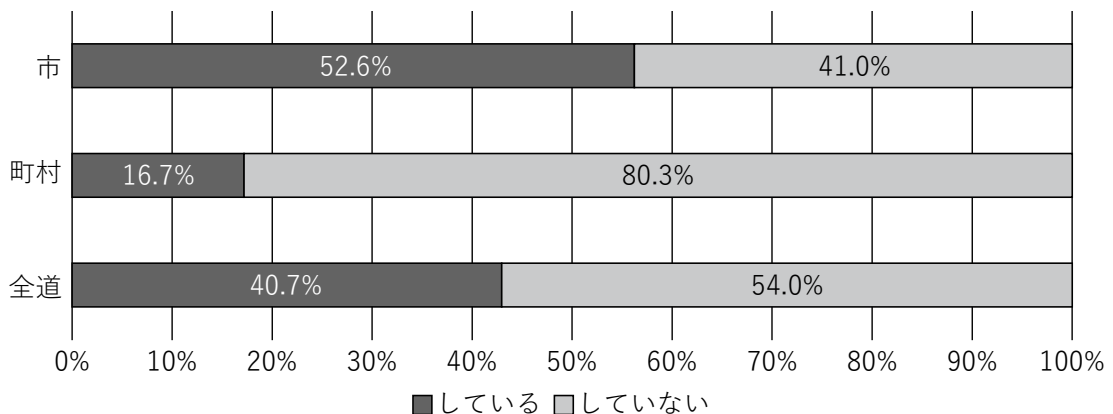


また、引継ぎ後の結果や報告については、市では140か所52.6%が「民児協や事務局にしている」と回答しているのに対して、町村では106か所80.3%が「民児協や事務局に報告していない」と回答しており、市と町村で差が見られます。

表5-10 引継ぎ後の結果や報告 (n=398)

区分		市		町村		全道	
		か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
結果や報告を民児協や事務局に	している	140	52.6%	22	16.7%	162	40.7%
	していない	109	41.0%	106	80.3%	215	54.0%
欠損値		17	6.4%	4	3.0%	21	5.3%
合計		266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図5-9 引継ぎ後の結果や報告



引継ぎする書類については、各民児協において日常的に活用や配布されている書類が異なることが想定されるものの、「行政から提供を受けた個人情報」が市では222か所83.5%、町村では96か所72.7%といずれも高い割合となっています。

引継ぎする書類のすべてにおいて市の割合が高くなっており、特に「証明事務の取り扱いマニュアル（4.1倍）」「道民児連等、各関係団体の広報紙（3.1倍）」「生活福祉資金関係書類（3.0倍）」と町村とのポイントの差が大きく表れています。

表5-11 引継ぎする書類

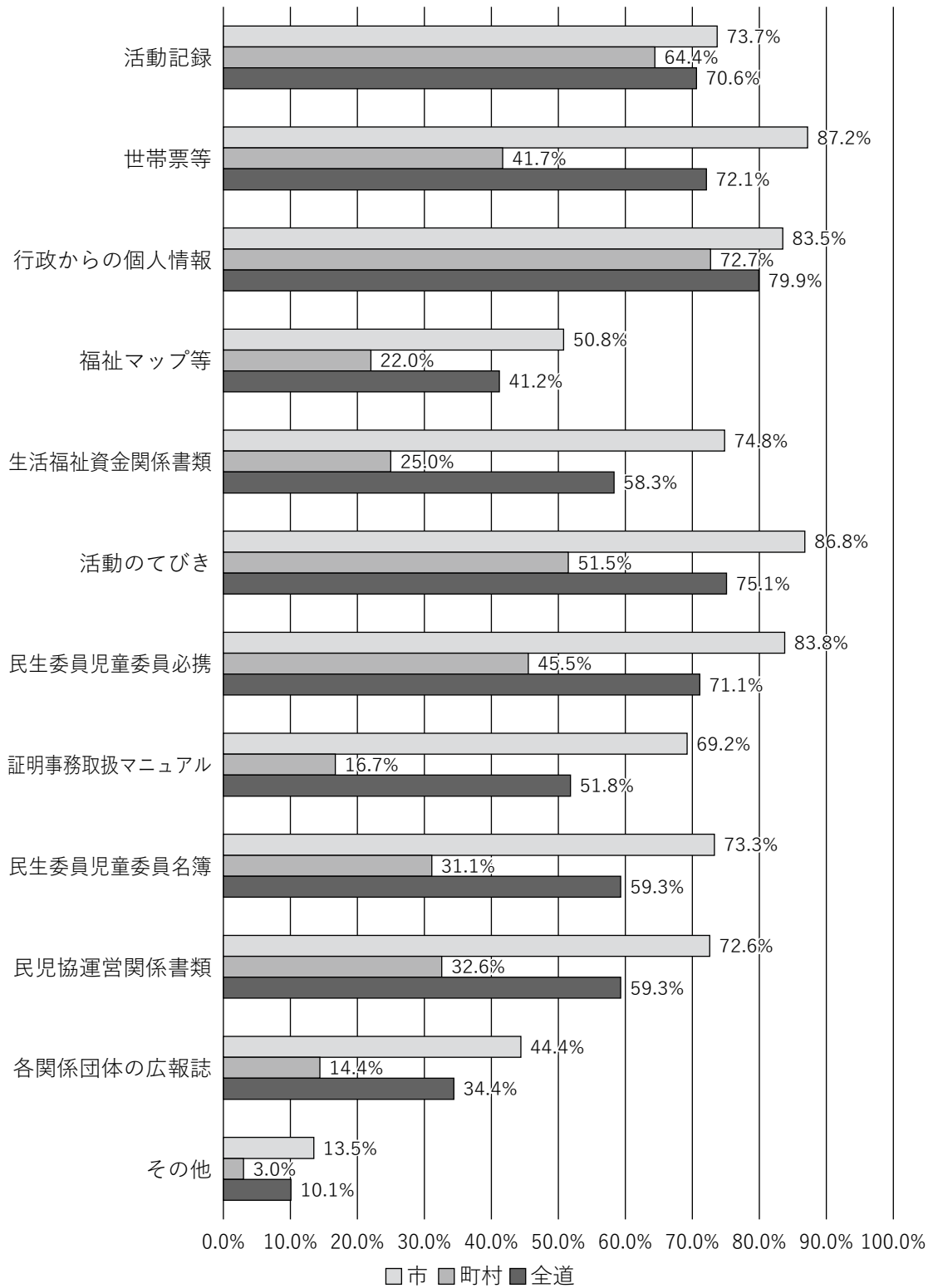
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
民生委員児童委員活動記録	196	73.7%	85	64.4%	281	70.6%
世帯票（福祉票）・児童票等	232	87.2%	55	41.7%	287	72.1%
行政から提供を受けた個人情報	222	83.5%	96	72.7%	318	79.9%
福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ	135	50.8%	29	22.0%	164	41.2%
生活福祉資金関係書類	199	74.8%	33	25.0%	232	58.3%
民生委員児童委員活動のてびき	231	86.8%	68	51.5%	299	75.1%
民生委員児童委員必携	223	83.8%	60	45.5%	283	71.1%
証明事務の取り扱いマニュアル	184	69.2%	22	16.7%	206	51.8%
民生委員児童委員名簿	195	73.3%	41	31.1%	236	59.3%
民児協運営に関係する書類	193	72.6%	43	32.6%	236	59.3%
道民児連等、各関係団体の広報紙	118	44.4%	19	14.4%	137	34.4%
その他	36	13.5%	4	3.0%	40	10.1%

※複数回答

その他の具体的内容（順不同）

ジャンパー／帽子（キャップ）／緊急袋など／啓発用ベスト（チョッキ）／旗／地区民児協委員名簿／腕章／備品／民児協活動参考書／地区資料／地域の特意なこと等／所持品／方面引継書類／防災ラジオ／バッジ／門標（プレート）／活動用バック／必要と思われる物／65歳以上の高齢者情報／定例会、総会資料／独自調査の高齢者名簿／活動の手引き／社会福祉協議会事業説明等／委員に任せている

図5-10 引継ぎする書類



## 6 民児協の研修および人材育成について

### 1) 人材育成の効果が期待できる仕組み

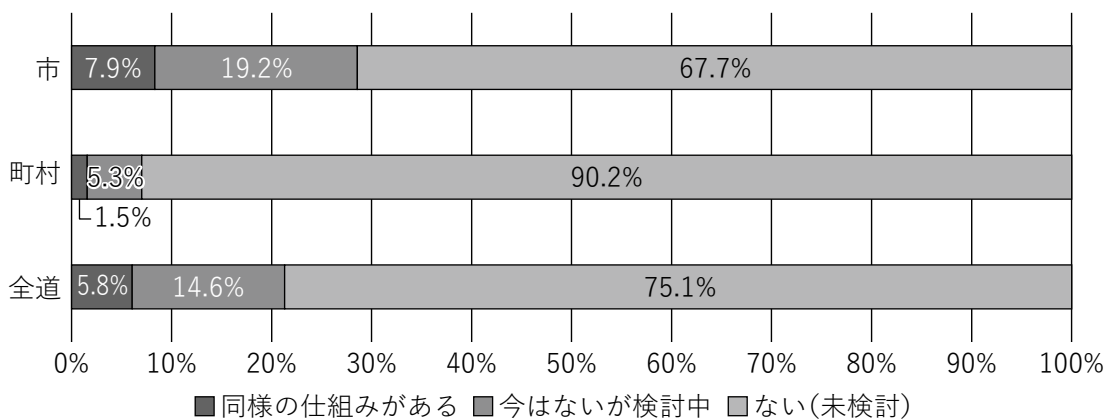
道内の一部の民児協で実施されているペア活動や班活動のような、日常活動を通じた人材育成の効果が期待できる仕組みについては、市では21か所7.9%、町村2か所1.5%が「同様の仕組みがある」と回答しています。

「今はないが、検討中」である民児協は全道で58か所14.6%となっています。

表6-1 人材育成の効果が期待できる仕組み (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
同様の仕組みがある	21	7.9%	2	1.5%	23	5.8%
今はないが、検討中	51	19.2%	7	5.3%	58	14.6%
ない(未検討)	180	67.7%	119	90.2%	299	75.1%
欠損値	14	5.3%	4	3.0%	18	4.5%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図6-1 人材育成の効果が期待できる仕組み



### 2) 研修の開催状況

民児協で独自に開催する研修では、「高齢者関連の研修」が市では165か所62.0%、町村では69か所52.3%と他の項目よりも多く開催されており、次いで市では「民生委員活動の活性化・強化に関する研修」154か所57.9%、町村では「障がい者関連の研修」36か所27.3%で開催されています。

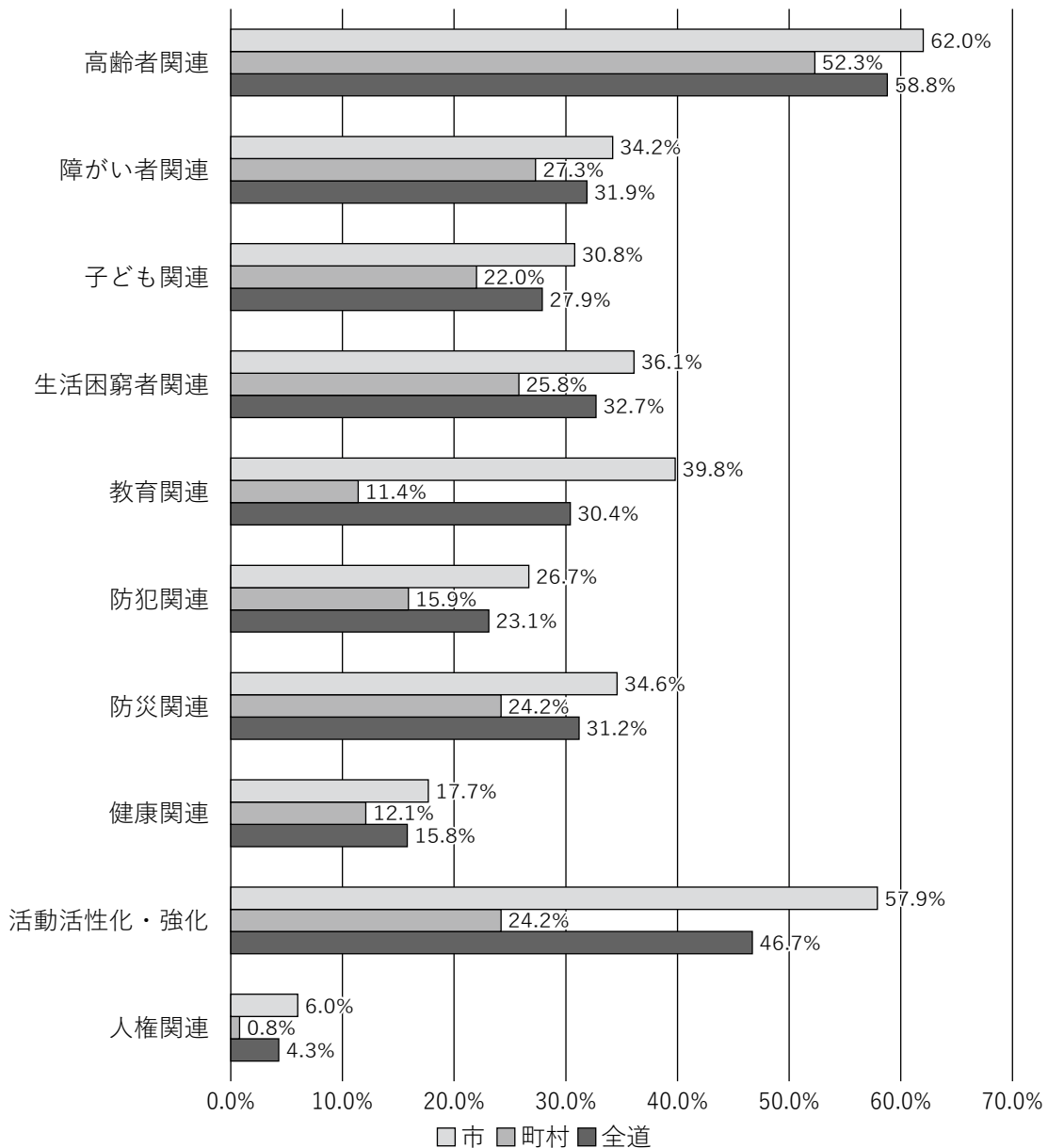
市・町村ともに「人権に関する研修」は極めて少ない値となりました。

表 6-2 研修の開催実績

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
高齢者関連の研修	165	62.0%	69	52.3%	234	58.8%
障がい者関連の研修	91	34.2%	36	27.3%	127	31.9%
子ども・妊産婦関連の研修	82	30.8%	29	22.0%	111	27.9%
生活困窮者関連の研修	96	36.1%	34	25.8%	130	32.7%
学校・教育関連の研修	106	39.8%	15	11.4%	121	30.4%
防犯関連の研修	71	26.7%	21	15.9%	92	23.1%
防災関連の研修	92	34.6%	32	24.2%	124	31.2%
健康関連の研修	47	17.7%	16	12.1%	63	15.8%
民生委員活動の活性化・強化に関する研修	154	57.9%	32	24.2%	186	46.7%
人権に関する研修	16	6.0%	1	0.8%	17	4.3%

※複数回答

図 6-2 研修の開催実績



### 3) 研修の形態

研修の形態については、「座学・講義型の研修」が市では155か所68.6%、町村では90か所90.9%と比率が高く、市と比べると町村に多く見られます。

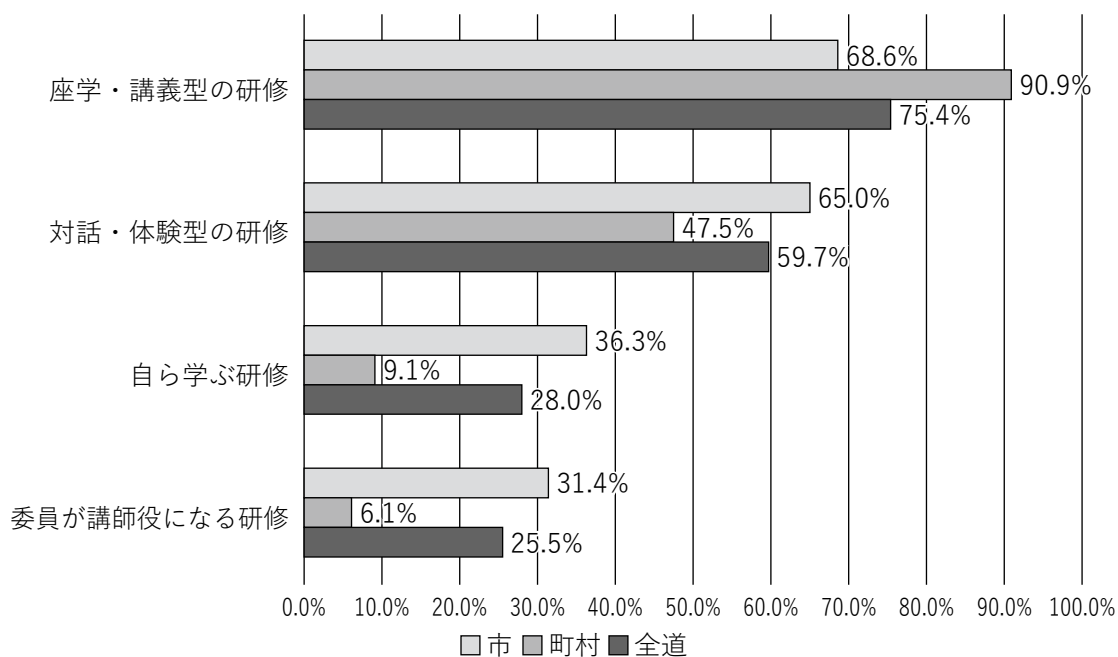
一方、「自ら学ぶ研修」「委員が講師役になる研修」については、市では30%台の回答であるものの、町村では10%に満たない状況となっており、市では研修形態の多様性が見られます。

表6-3 研修の形態

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
座学・講義型の研修	155	68.6%	90	90.9%	245	75.4%
対話・体験型の研修	147	65.0%	47	47.5%	194	59.7%
自ら学ぶ研修	82	36.3%	9	9.1%	91	28.0%
委員が講師役になる研修	77	34.1%	6	6.1%	83	25.5%

※複数回答

図6-3 研修の形態



### 4) 在職年数等に応じた対象別研修

在職年数に応じた研修のうち、1回以上の開催実績がある研修では、「新任委員向け」が市では216か所81.2%、町村では95か所72.0%、「民児協役員向け」が市では196か所73.7%、町村では103か所78.0%と高い割合となっています。

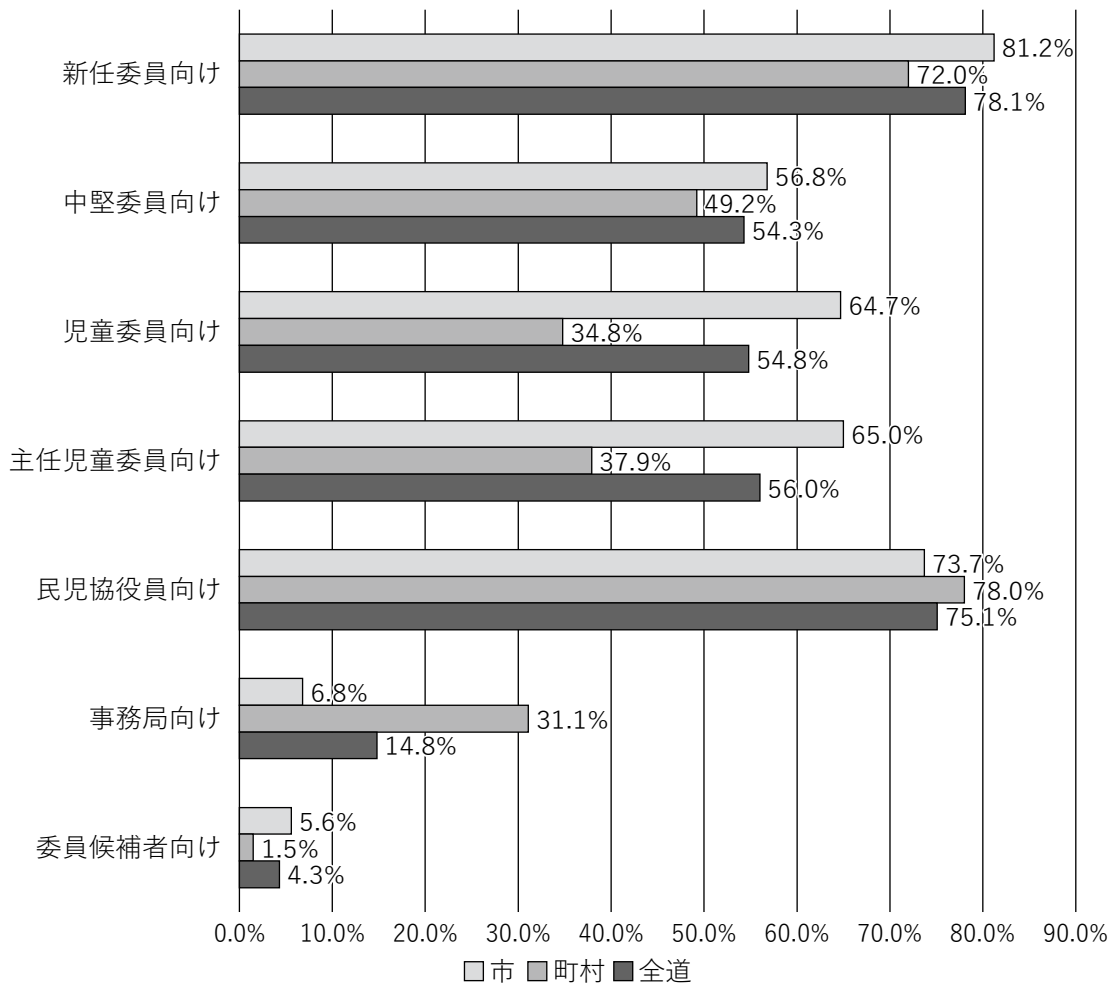
「事務局向け（全道では59か所14.8%）」「委員候補者向け（全道では17か所4.3%）」といった現任民生委員を対象としていない研修についても少数ながら開催されています。

表 6-4 在職年数等に応じた対象別研修

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
新任委員向け	216	81.2%	95	72.0%	311	78.1%
中堅委員向け	151	56.8%	65	49.2%	216	54.3%
児童委員向け	172	64.7%	46	34.8%	218	54.8%
主任児童委員向け	173	65.0%	50	37.9%	223	56.0%
民児協役員向け	196	73.7%	103	78.0%	299	75.1%
事務局向け	18	6.8%	41	31.1%	59	14.8%
委員候補者向け	15	5.6%	2	1.5%	17	4.3%

※複数回答

図 6-4 在職年数等に応じた対象別研修



## 5) 外部団体等が主催する研修

外部団体等が主催する研修については、市・町村ともに「北海道民生委員児童委員連盟」「地区支部・市連合」への参加が80%以上となっています。

それ以外の参加状況については、各民児協において参加機会の度合や頻度、更には外部組織の活動が異なることが想定されるものの、市では「市町村社協」が103か所57.2%、町村では「道社協（地区事務所含む）」が41か所41.0%と市と町村で差が見られました。

また、「北海道教育委員会（全道では2か所0.9%）」「市町村教育委員会（全道では44か

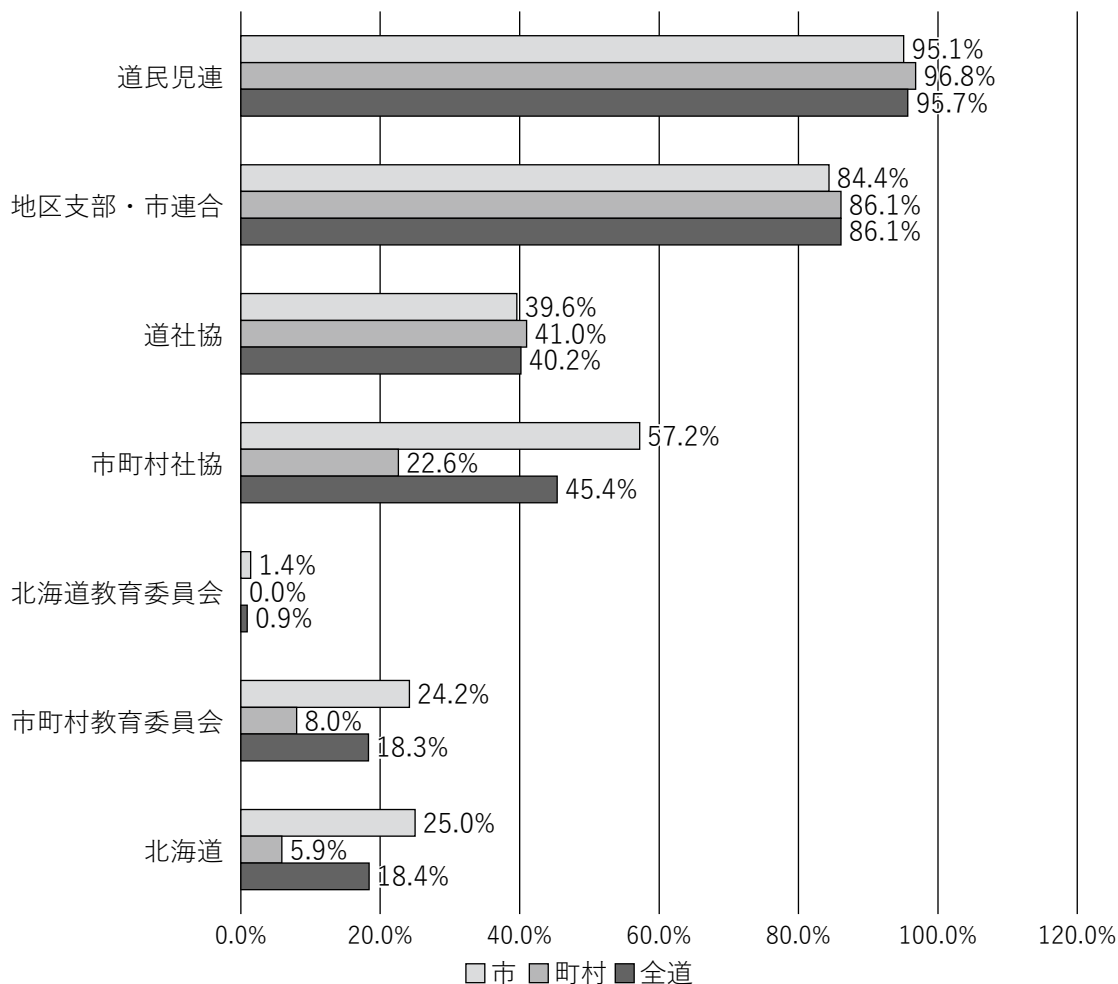
所18.3%)」の教育関係機関が主催する研修については、市・町村ともに少ない値となっています。

表6-5 外部団体等が主催する研修への参加

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
北海道民生委員児童委員連盟	231	95.1%	122	96.8%	353	95.7%
地区支部・市連合	184	84.4%	108	86.1%	292	86.1%
道社協（地区事務所含む）	65	39.6%	41	41.0%	106	40.2%
市町村社協	103	57.2%	21	22.6%	124	45.4%
北海道教育委員会	2	1.4%	0	0.0%	2	0.9%
市町村教育委員会	37	24.2%	7	8.0%	44	18.3%
北海道（振興局含む）	40	25.0%	5	5.9%	45	18.4%

※複数回答

図6-5 外部団体等が主催する研修への参加





## 6) 宿泊を伴う視察研修旅行

過去3年のうちに宿泊を伴う視察研修旅行を実施したのは、市では161か所60.5%、町村では92か所77.3%でした。実施回数については町村・市いずれも1回～3回の割合が高くなっています。

表6-6 宿泊を伴う視察研修旅行の頻度 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
0回(未実施)	98	36.8%	29	22.0%	127	31.9%
1回	51	19.2%	26	19.7%	77	19.4%
2回	28	10.5%	16	12.1%	44	11.1%
3回	78	29.3%	56	42.4%	134	33.7%
4回	1	0.4%	4	3.0%	5	1.3%
5回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6回	2	0.8%	0	0.0%	2	0.5%
14回	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
欠損値	7	2.6%	1	0.8%	8	2.0%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

さらに、視察先については「道外(全道では78か所19.6%)」よりも「道内(全道では246か所61.8%)」に集中しており、「海外(全道では1か所0.3%)」の実績もありました。

表6-7 研修旅行の視察先

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
道内	149	56.0%	97	73.5%	246	61.8%
道外	43	16.2%	35	26.5%	78	19.6%
海外	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%

※複数回答

視察内容については全ての視察先(道内・道外・海外)では「社会福祉施設への視察」が全道で178か所44.7%がと高い状況です。

表6-8 全ての視察先(道内・道外・海外)における視察先

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
市町村民児協	33	12.4%	31	23.5%	64	16.1%
社会福祉施設	109	41.0%	69	52.3%	178	44.7%
市町村社会福祉協議会	7	2.6%	16	12.1%	23	5.8%
地域福祉活動	47	17.7%	35	26.5%	82	20.6%
被災地や防災関連施設	51	19.2%	36	27.3%	87	21.9%

※複数回答

## 7) 視察研修を受け入れた実績

令和元年度の視察研修の受け入れ状況については、市では8か所3.0%、町村では9か所6.8%、全道では17か所4.3%に実機があり、ほとんどの民児協では受け入れの実績がありませんでした。

表6-9 視察研修の受け入れ実績 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
1回	5	1.9%	7	5.3%	12	3.0%
2回	2	0.8%	1	0.8%	3	0.8%
3回	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
16回	0	0.0%	1	0.8%	1	0.3%
欠損値	258	97.0%	123	93.2%	381	95.7%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

※令和元年度実績

## 7 民児協の活動や関係機関との連携について

### 1) 民生委員の7つのはたらき

7つの取組みのうち「社会調査」「相談」「情報提供」「連絡通報」「調整」については、市・町村ともに、十分に取組んでいる、わりと取組んでいる、少し取組んでいるの合計は80%を超える値となっています。

市では「連絡通報」が最も高く、248か所95.4%、町村では「相談」が最も高く、全130か所100%が取り組んでいる結果となりました。

一方、「生活支援」については、市では64か所24.6%、町村では39か所30.2%、全道では103か所26.5%が、あまり取り組んでいない、ほとんど取り組んでいない、全く取り組んでいないと答えています。

表7-1 十分に取組んでいる、わりと取組んでいる、少し取組んでいるの合計

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
社会調査	230	87.8%	107	82.9%	337	86.2%
相談	249	95.0%	130	100.0%	379	96.7%
情報提供	229	88.1%	118	90.8%	347	89.0%
連絡通報	248	95.4%	125	96.2%	373	95.6%
調整	245	94.2%	114	88.4%	359	92.3%
生活支援	196	75.4%	90	69.8%	286	73.5%

※欠損値を除き算出

図7-1 十分に取組んでいる、わりと取組んでいる、少し取組んでいるの合計

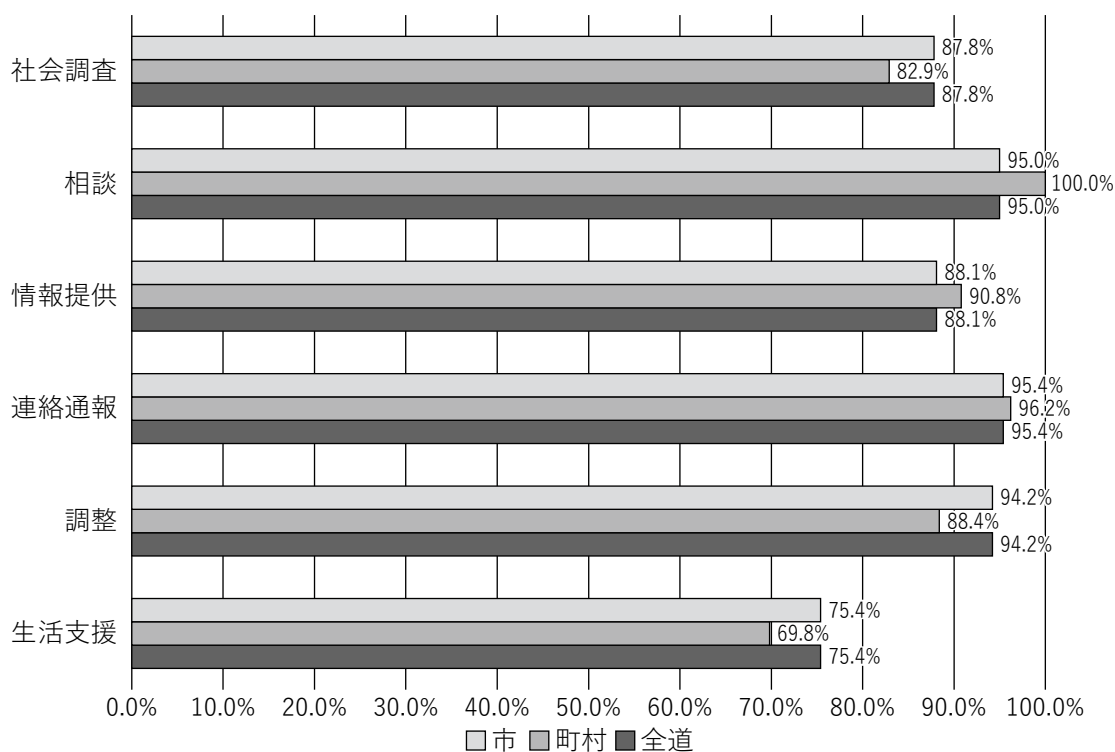
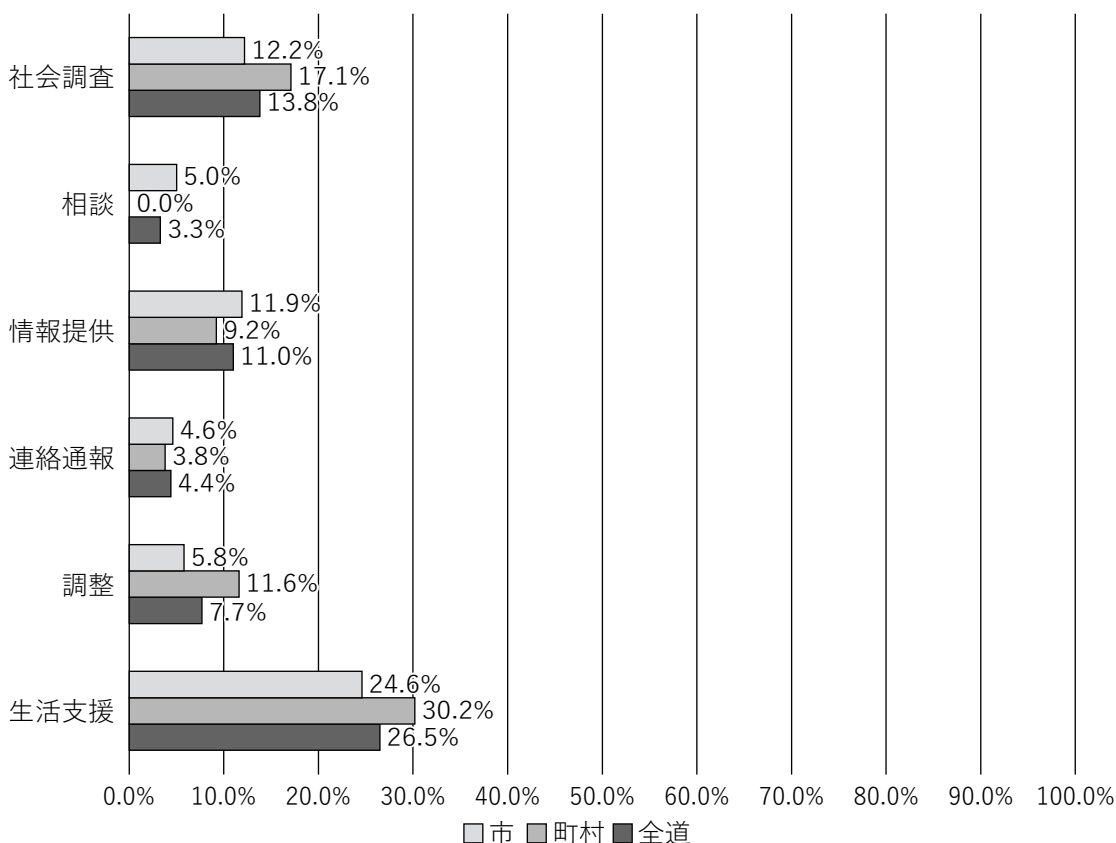


表7-2 あまり取組んでいない、ほとんど取組んでいない、全く取組んでいないの合計

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
社会調査	32	12.2%	22	17.1%	54	13.8%
相談	13	5.0%	0	0.0%	13	3.3%
情報提供	31	11.9%	12	9.2%	43	11.0%
連絡通報	12	4.6%	5	3.8%	17	4.4%
調整	15	5.8%	15	11.6%	30	7.7%
生活支援	64	24.6%	39	30.2%	103	26.5%

※欠損値を除き算出

図7-2 あまり取組んでいない、ほとんど取組んでいない、全く取組んでいないの合計



民生委員の7つのはたらきのうち、「意見具申」については、具体的な取組みについて調査しました。

50%以上の民児協が取組んでいる意見具申の内容は、市では「支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等（154か所57.9%）」「住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供（153か所57.5%）」「社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ（135か所50.8%）」であり、町村では唯一「住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供（71か所53.8%）」となっています。

一方で、「福祉施設の連携等や新たなサービス創設に関する働きかけ」は、市では43か所16.2%、町村では6か所4.5%と取組みの中では最も低い値となっています。

表 7-3 実施している意見具申の内容

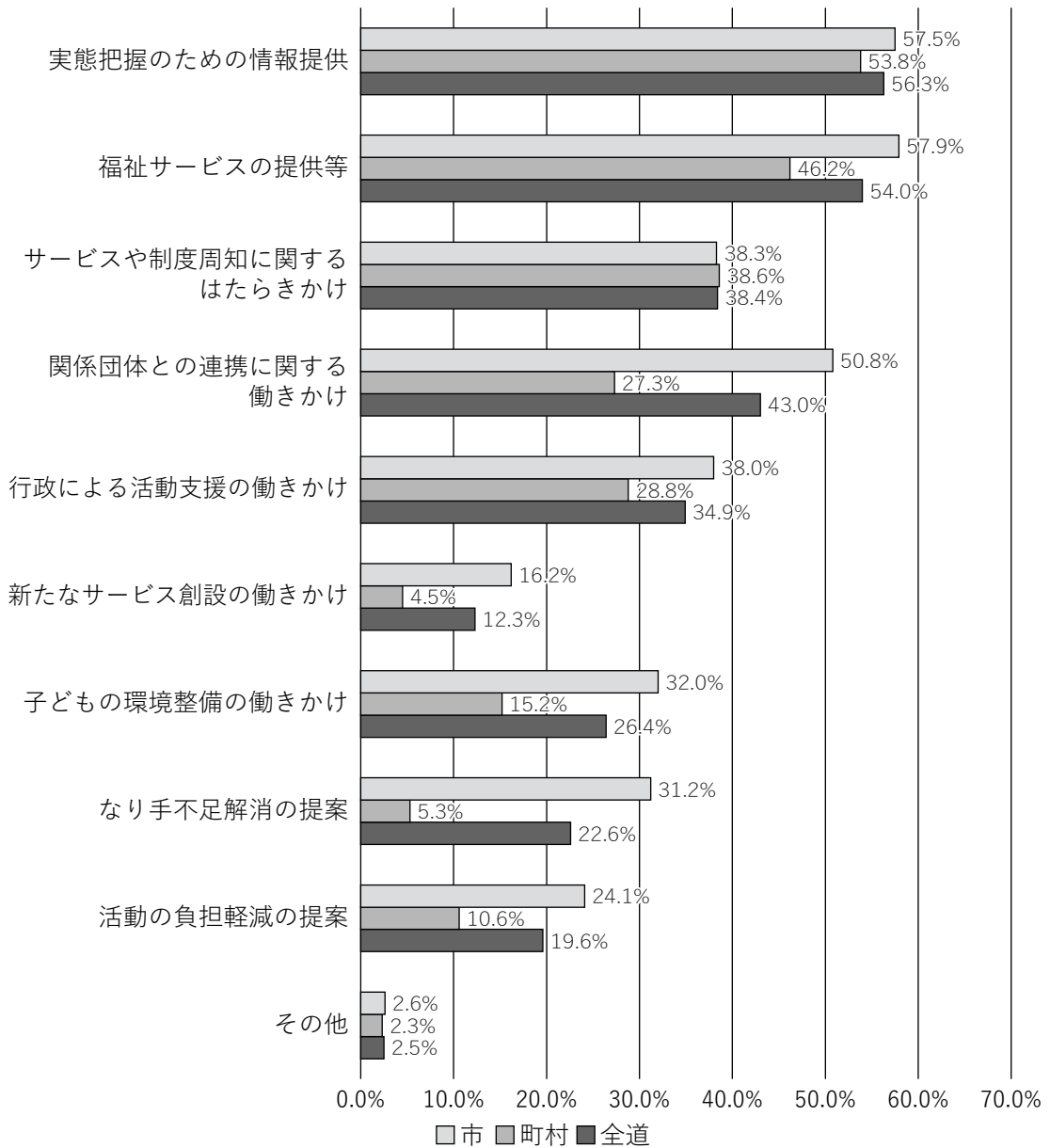
区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供	153	57.5%	71	53.8%	224	56.3%
支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等	154	57.9%	61	46.2%	215	54.0%
住民に対するサービスや制度等の周知に関する働きかけ	102	38.3%	51	38.6%	153	38.4%
社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ	135	50.8%	36	27.3%	171	43.0%
行政による活動支援に関する働きかけ	101	38.0%	38	28.8%	139	34.9%
福祉施設の連携等や新たなサービス創設に関する働きかけ	43	16.2%	6	4.5%	49	12.3%
子どもを取り巻く環境の整備に関する働きかけ	85	32.0%	20	15.2%	105	26.4%
委員のなり手不足解消の手立てに関する提案等	83	31.2%	7	5.3%	90	22.6%
民生委員活動の負担軽減に関する提案等	64	24.1%	14	10.6%	78	19.6%
その他	7	2.6%	3	2.3%	10	2.5%

※複数回答

その他の具体的内容（順不同）

市民児連を通して／主に市民児協～連合組織を通じて行っている／町長との懇談会を実施
--

図7-3 実施している意見具申の内容



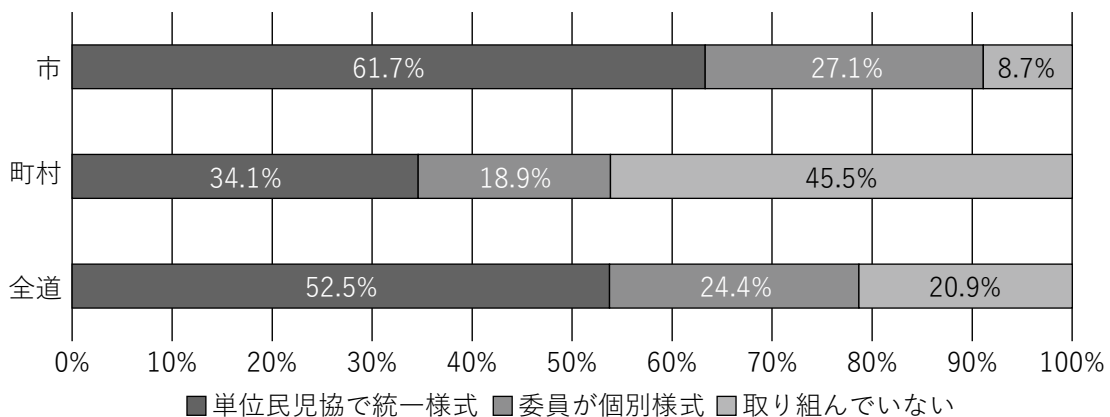
## 2) 世帯票や福祉票の整備

世帯票や福祉票の整備状況については、「取り組んでいない」と答えたのは、市では23か所8.6%、町村では60か所45.5%と市と町村では取り組みに差が生じています。

表 7-4 世帯票や福祉票の整備状況 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
単位民児協で全員が統一した様式で整備している	164	61.7%	45	34.1%	209	52.5%
委員が個別に様式を作成し取り組んでいる	72	27.1%	25	18.9%	97	24.4%
取り組んでいない	23	8.7%	60	45.5%	83	20.9%
欠損値	7	2.6%	2	1.5%	9	2.3%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

図 7-4 世帯票や福祉票の整備状況



## 3) 調査活動

民児協における過去3年間の調査活動の実施状況については、574個の調査活動が展開されていることがわかりました。このうち、263個45.8%は行政からの依頼であり、次いで189個32.9%は社協からの依頼であることがわかりました。

民児協が単独で実施している調査は85個14.8%でした。

表 7-5 過去3年間の調査活動の内容 (n=574)

区分	個数	割合
民児協単独	85	14.8%
行政からの依頼	263	45.8%
社協からの依頼	189	32.9%
その他の関係団体からの依頼	14	2.4%
その他	22	3.8%
未記入	1	1.2%
総数	574	100.0%

## 具体的な調査内容（順不同）

### ■福祉サービス利用等に関する調査

福祉灯油等助成対象世帯／高齢者ハイヤー券申請状況／除雪支援事業対象者調査／福祉除雪対象者調査／ホットライン設置希望／緊急通報システム設置対象者調査／歳末助け合い見舞金／慰問金支給対象者調査／サンタクロース活動／図書カード配布対象世帯調査／うぶごえの贈り物事業（新生児の調査）／おせち配布対象者調査

### ■災害・要援護者支援等に関する調査

避難者行動支援者対象者調査／災害時要援護者台帳作成／要支援者状況調査／防火査察対象の独居高齢者／安心カード・救急リレーボタン設置調査／見守りコール／危険箇所点検調査／高齢者世帯住宅火災警報器給付対象世帯／胆振東部地震の災害状況調べ／消防団防火調査／災害時避難場所等の視察調査

### ■高齢者を対象とした調査

独居高齢者世帯調査／高齢者世帯調査／健康老人調査／敬老会・敬老祝い金／長寿祝品贈呈事業／寝たきり高齢者／新型コロナウイルス感染症に伴う高齢者世帯の安否確認／高齢者支援カード作成手直し／友愛訪問／介護認定申請／民生委員と警察官による高齢者宅訪問活動

### ■地域生活課題を抱える住民に対する調査

ひきこもり実態把握調査／ひとり親家庭等に関する調査／低所得者世帯等調査／法外援護費対象世帯調査／8050問題／生活保護世帯状況調査／生活福祉資金借受世帯支援記録票整備状況報告／児童調査表作成／ふれあい電話希望調査／奨学金の督促依頼（返済に関する依頼）／児童扶養手当受給に係る調査／各種の証明

### ■その他の住民や地域社会に対する調査

住民世帯調査／きずな台帳更新／福祉調査／地区調査／地域環境点検（毎年）／地域の身近な相談相手としての関係づくり（相談、支援対象者の把握）／生活実態調査／社会調査／環境調査／所属自治会への支援調査／健康調査

### ■福祉関係機関等に対する調査

ケアマネージャーとの連携に関する意識調査／高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケート調査／小地域ネットワークづくり基礎調査／学校訪問

### ■民児協の活動に関する調査

活動費の取り扱いアンケート／新型コロナウイルス感染拡大により活動への影響に関する調査／改選期時に各自身の評価／一斉改選に係る民生委員児童委員引継ぎ実態調査／災害時に利用する各委員用備品

※カテゴリー（分類）分けは、執筆者によるもの

## 4) 広報活動

令和2年度の広報活動実施予定については、市では「地区支部・連合の広報誌への活動内容等記事の掲載について（105か所41.5%）」が最も高く、町村では「行政の広報誌の紙面活用（79か所60.3%）」が最も高くなっています。



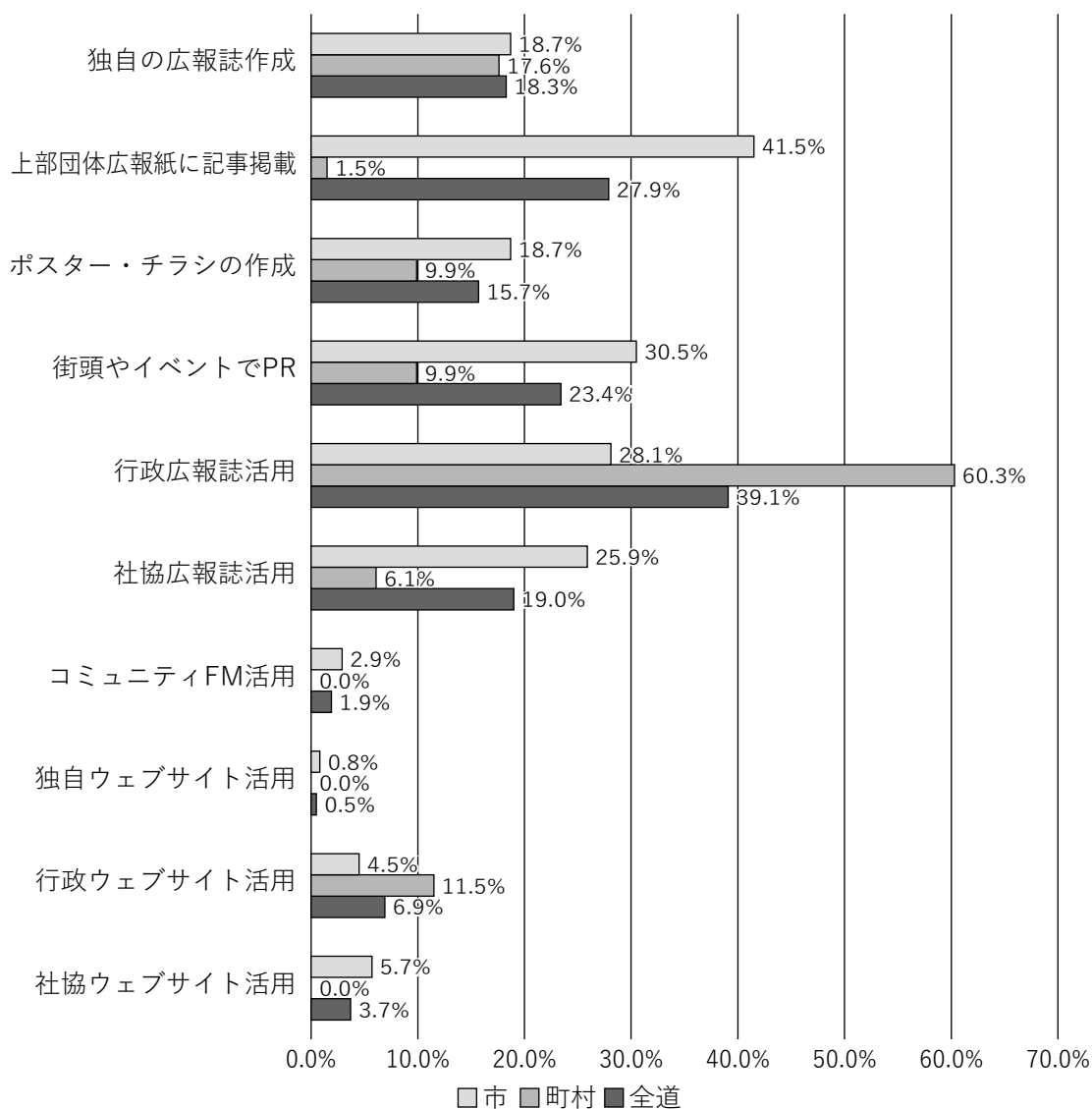
少数ではありますが、「コミュニティFMの活用（全道7か所1.9%）」のほか、「独自のウェブサイト等の活用(全道2か所0.5%)」を行っている民児協もあることが分かりました。

表7-6 令和2年度に行う予定の広報活動

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
単位民児協独自の広報紙の作成	48	18.7%	23	17.6%	71	18.3%
地区支部・連合の広報紙への活動内容等記事の掲載	105	41.5%	2	1.5%	107	27.9%
ポスター・チラシの作成	47	18.7%	13	9.9%	60	15.7%
街頭やイベントでのPR	76	30.5%	13	9.9%	89	23.4%
行政の広報誌の紙面活用	71	28.1%	79	60.3%	150	39.1%
社協の広報誌の紙面活用	64	25.9%	8	6.1%	72	19.0%
コミュニティFMの活用	7	2.9%	0	0.0%	7	1.9%
独自のウェブサイト等の活用	2	0.8%	0	0.0%	2	0.5%
行政のウェブサイト等の活用	11	4.5%	15	11.5%	26	6.9%
社協のウェブサイト等の活用	14	5.7%	0	0.0%	14	3.7%

※複数回答

図7-5 令和2年度に行う予定の広報活動



## 5) 他の機関から依頼される事項

他の機関から依頼される事項については、「共同募金や日赤社資への協力」が市では237か所90.8%、町村では87か所66.4%と差が見られます。

80%以上の回答があった項目は、市では、「共同募金や日赤社資への協力（237か所90.8%）」「地域住民の見守り・安否確認（230か所88.8%）」「研修会などへの参加（230か所88.5%）」「福祉関連会議への出席（225か所86.5%）」「福祉イベントへの協力（211か所81.5%）」の5項目であり、町村では「地域住民の見守り・安否確認（116か所88.5%）」「福祉関連会議への出席（114か所87.0%）」「研修会などへの参加（107か所81.7%）」の3項目となっています。

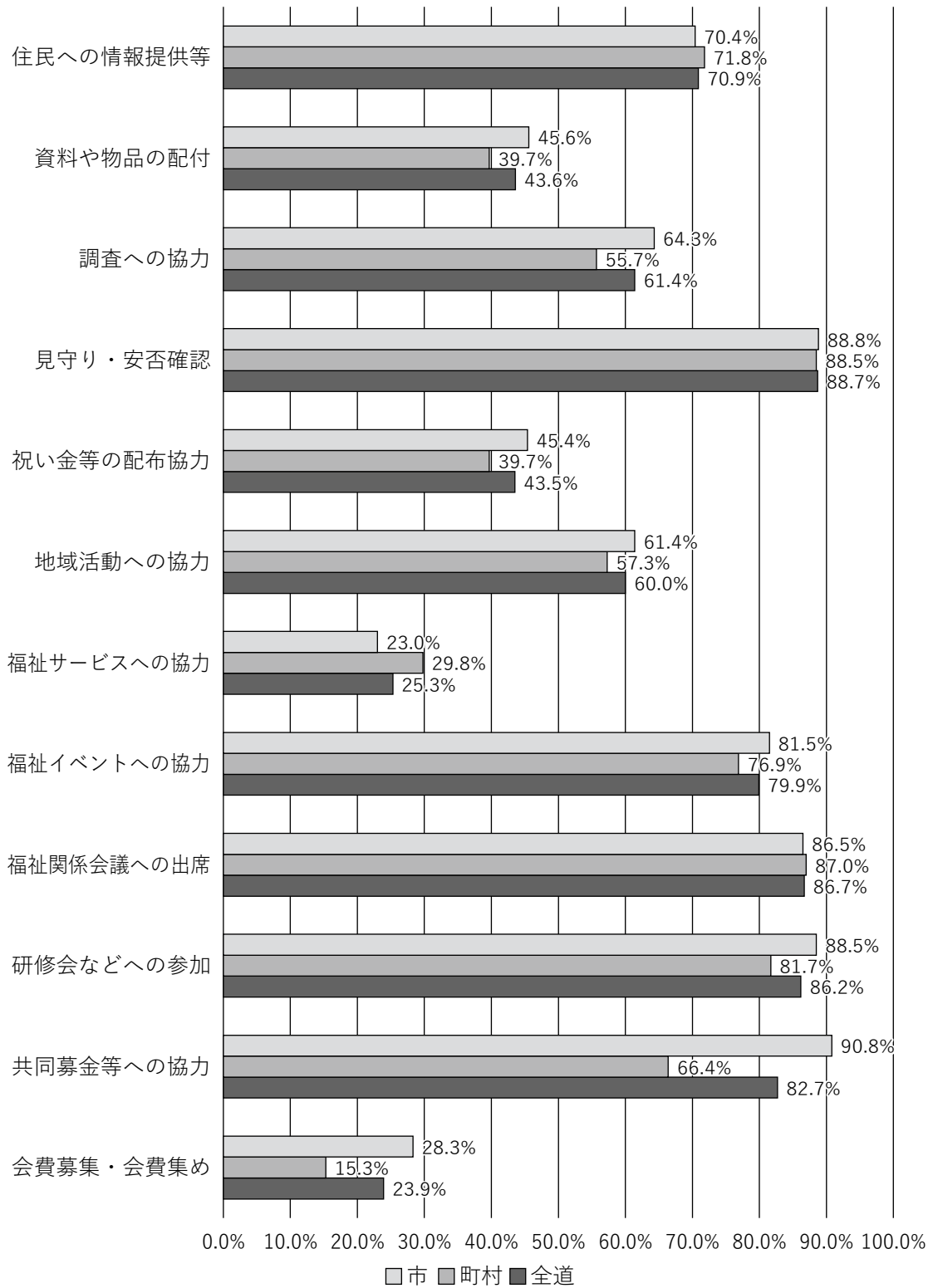
一方、「援助（特別）会員募集・会費集め（全道では93か所23.9%）」「配食などの福祉サービスへの協力（全道では98か所25.3%）」の2項目は30%以下の依頼に留まっています。

表7-7 かなり頼まれる、わりと頼まれる、少し頼まれるの合計

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
地域や住民の情報提供・説明・証明	181	70.4%	94	71.8%	275	70.9%
住民への資料や物品の配布	118	45.6%	52	39.7%	170	43.6%
福祉関係調査への協力	166	64.3%	73	55.7%	239	61.4%
地域住民の見守り・安否確認	230	88.8%	116	88.5%	346	88.7%
祝い金や配分金などの配布協力	118	45.4%	52	39.7%	170	43.5%
サロンなどの地域活動への協力	159	61.4%	75	57.3%	234	60.0%
配食などの福祉サービスへの協力	59	23.0%	39	29.8%	98	25.3%
福祉イベントへの協力	211	81.5%	100	76.9%	311	79.9%
福祉関連会議への出席	225	86.5%	114	87.0%	339	86.7%
研修会などへの参加	230	88.5%	107	81.7%	337	86.2%
共同募金や日赤社資への協力	237	90.8%	87	66.4%	324	82.7%
援助(特別)会員募集・会費集め	73	28.3%	20	15.3%	93	23.9%

※欠損値を除き算出

図7-6 かなり頼まれる、わりと頼まれる、少し頼まれるの合計



## 6) 関係機関との連携

市・町村いずれも「地域包括支援センター（全道では374か所96.6%）」「市町村福祉担当課（全道では361か所93.8%）」「市町村社協（357か所93.0%）」の3つの機関は90%を超える民児協が「強い連携」もしくは「一定の連携」があると答えています。

表7-8 強い連携、一定の連携の合計

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
北海道（振興局・福祉事務所を含める）	56	22.9%	58	44.6%	114	30.4%
北海道社協（地区事務所を含める）	100	40.2%	66	50.8%	166	43.8%
市町村福祉担当課	232	91.3%	129	98.5%	361	93.8%
地域包括支援センター	249	97.3%	125	95.4%	374	96.6%
保健所・保健センター	93	37.8%	61	47.3%	154	41.1%
障がい者相談支援センター	62	25.0%	40	30.8%	102	27.0%
地域子育て支援センター	116	45.8%	62	47.7%	178	46.5%
児童相談所	72	28.9%	28	21.5%	100	26.4%
保育所／幼稚園	84	33.6%	70	53.4%	154	40.4%
小・中学校	207	81.8%	80	61.1%	287	74.7%
警察署	119	47.8%	75	57.3%	194	51.1%
消防署	91	36.7%	55	42.0%	146	38.5%
市町村社協（支所を含む）	233	92.1%	124	94.7%	357	93.0%
市町村共同募金委員会	204	81.6%	91	69.5%	295	77.4%
自治会・町内会（連合組織を含む）	224	88.2%	108	83.1%	332	86.5%

※欠損値を除き算出

一方、「連携がない」割合が高かった機関は、市では「北海道」が108か所44.1%、町村では「児童相談所」が52か所40.0%、「障がい者相談支援センター」が50か所38.5%となっています。

図 7-7 強い連携、一定の連携の合計

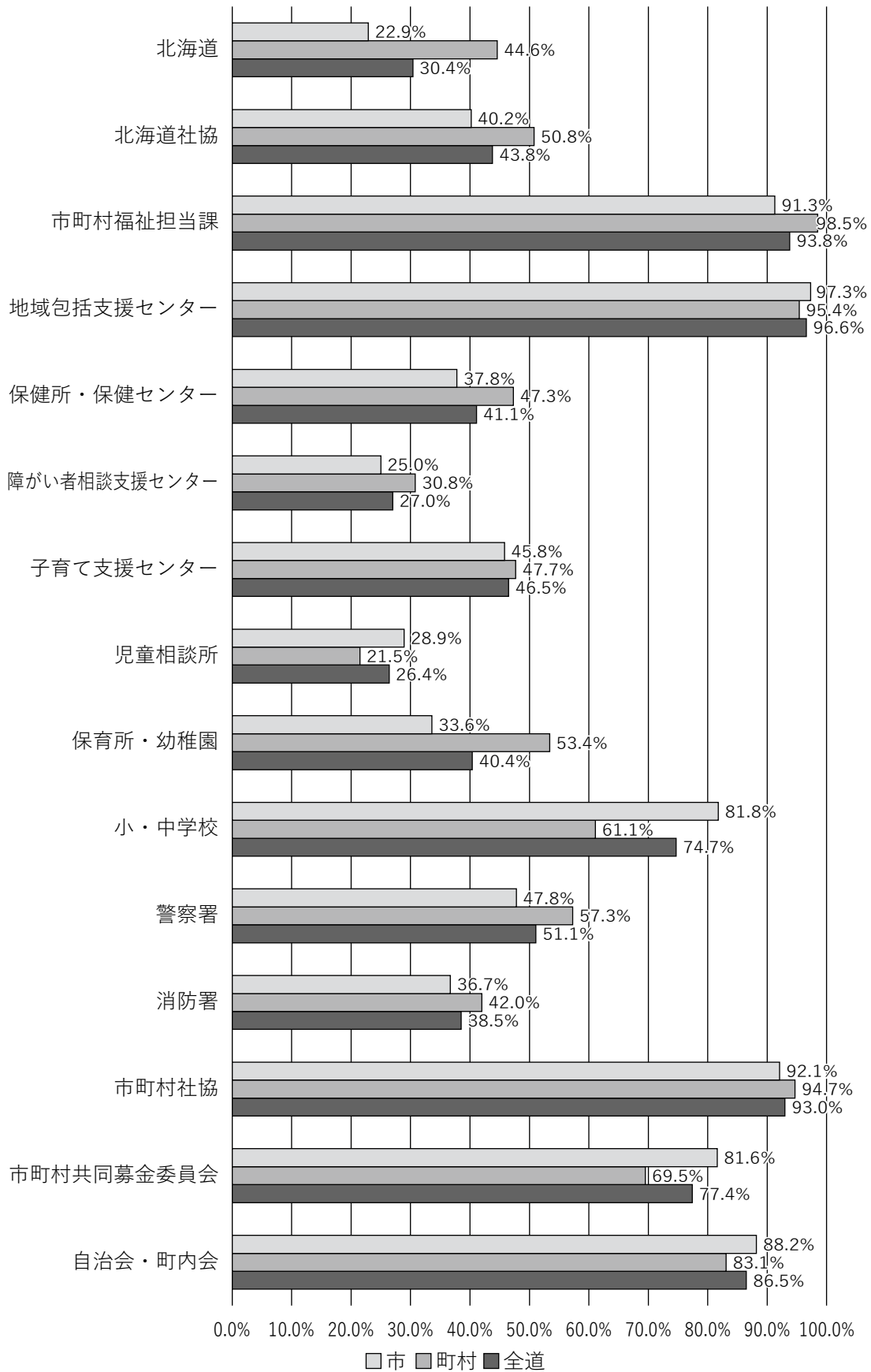
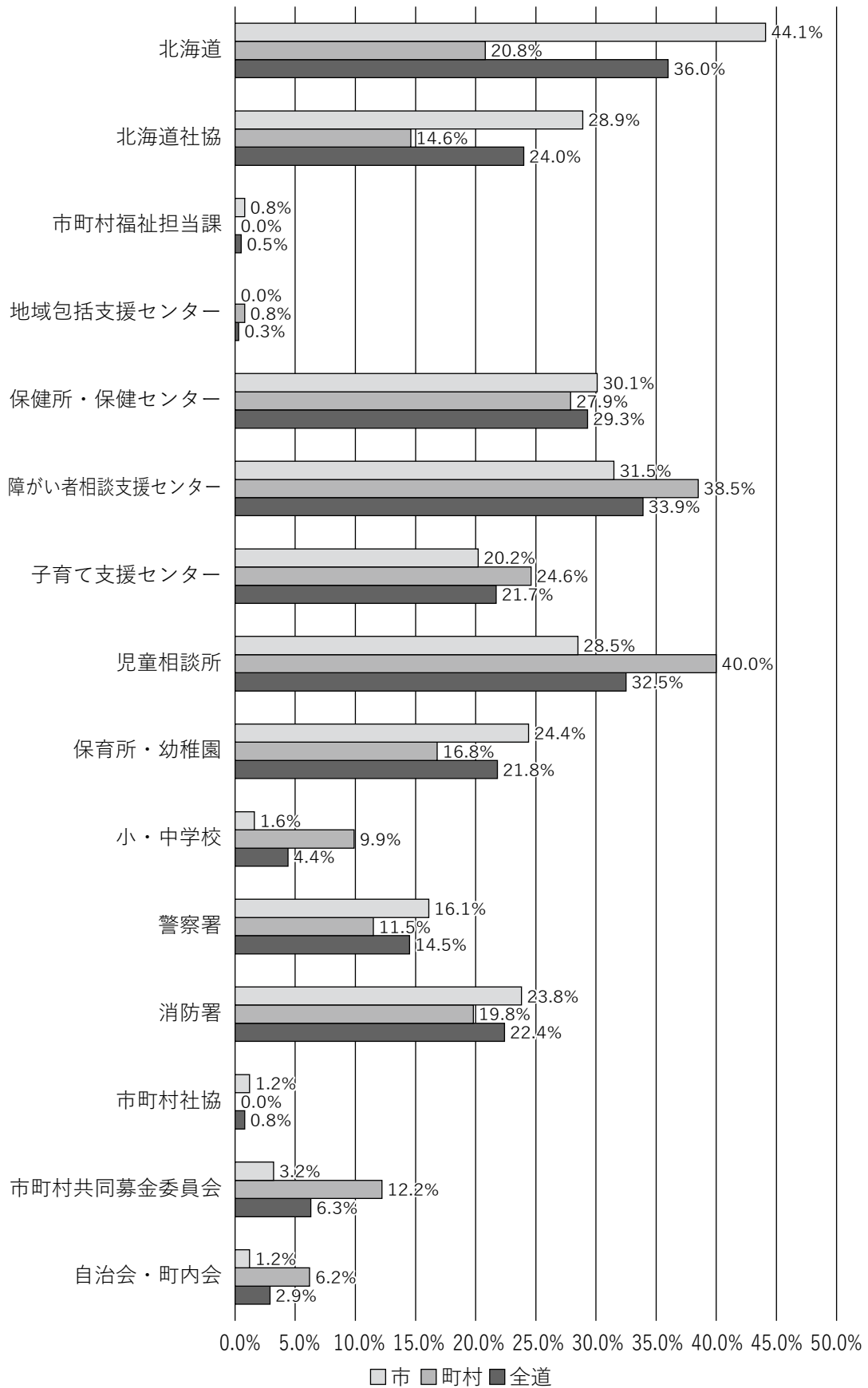


表7-9 連携がない機関

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
北海道（振興局・福祉事務所を含める）	108	44.1%	27	20.8%	135	36.0%
北海道社協（地区事務所を含める）	72	28.9%	19	14.6%	91	24.0%
市町村福祉担当課	2	0.8%	0	0.0%	2	0.5%
地域包括支援センター	0	0.0%	1	0.8%	1	0.3%
保健所・保健センター	74	30.1%	36	27.9%	110	29.3%
障がい者相談支援センター	78	31.5%	50	38.5%	128	33.9%
地域子育て支援センター	51	20.2%	32	24.6%	83	21.7%
児童相談所	71	28.5%	52	40.0%	123	32.5%
保育所／幼稚園	61	24.4%	22	16.8%	83	21.8%
小・中学校	4	1.6%	13	9.9%	17	4.4%
警察署	40	16.1%	15	11.5%	55	14.5%
消防署	59	23.8%	26	19.8%	85	22.4%
市町村社協（支所を含む）	3	1.2%	0	0.0%	3	0.8%
市町村共同募金委員会	8	3.2%	16	12.2%	24	6.3%
自治会・町内会（連合組織を含む）	3	1.2%	8	6.2%	11	2.9%

※欠損値を除き算出

図 7-8 連携がない機関



## 7) 民生委員の理解促進に向けた研修会や懇談会、意見交換会などの開催

民生委員の理解促進に向けた研修会や懇談会、意見交換会などの開催は、「地域包括支援センターの職員」「社会福祉協議会の職員」「学校教育関係の職員（教育委員会及び教職員）」を対象とした取組みは、町村に比べ市の取組みが高い割合となっています。

また、「市町村長または議員」を対象とした取組みは、市・町村いずれも20%未満と低い値となっています。

表7-10 民生委員の理解促進に向けた事業の対象別開催状況 (n=398)

区分		市		町村		全道	
		か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
行政職員	実施	162	60.9%	68	51.5%	230	57.8%
	未実施	91	34.2%	62	47.0%	153	38.4%
	欠損値	13	4.9%	2	1.5%	15	3.8%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%
地域包括支援センター	実施	222	83.5%	54	40.9%	276	69.4%
	未実施	35	13.2%	76	57.6%	111	27.9%
	欠損値	9	3.4%	2	1.5%	11	2.8%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%
社会福祉協議会職員	実施	196	73.7%	52	39.4%	248	62.3%
	未実施	60	22.6%	78	59.1%	138	34.7%
	欠損値	10	3.8%	2	1.5%	12	3.0%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%
学校教育関係の職員	実施	173	65.0%	24	18.2%	197	49.5%
	未実施	80	30.1%	106	80.3%	186	46.7%
	欠損値	13	4.9%	2	1.5%	15	3.8%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%
市町村長または議員	実施	52	19.6%	26	19.7%	78	19.6%
	未実施	200	75.2%	103	78.0%	303	76.1%
	欠損値	14	5.3%	3	2.3%	17	4.3%
	合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%



## 8 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の取組みについて

### 1) 災害に備える民児協活動

50%以上の割合で実施されている災害に備える取組みは、市では「道民児連発行（災害に備える民生委員児童委員ハンドブック）の活用（173か所65.0%）」「委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動の推進（166か所62.4%）」「担当地区のハザードマップや避難所、避難経路の事前確認（137か所51.5%）」の3項目、町村では「道民児連発行（災害に備える民生委員児童委員ハンドブック）の活用（75か所56.8%）」の1項目のみと、市と町村では取組みの差がありました。

取組みが少なかったのは、市・町村いずれも「社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との活動に関する事前申し合わせ（全道では35か所8.8%）」次いで「災害発生時の緊急定例会などの開催に関する申し合わせ（39か所9.8%）」となっています。

表8-1 災害に備える民児協活動の取組み状況

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動の推進	166	62.4%	58	43.9%	224	56.3%
担当地域のハザードマップや避難所、避難経路の事前確認	137	51.5%	30	22.7%	167	42.0%
災害時要援護者台帳や災害福祉マップの整備	125	47.0%	42	31.8%	167	42.0%
発災時における要援護者等への情報提供方法の確認	71	26.7%	32	24.2%	103	25.9%
自治会・町内会や自主防災組織との役割分担等の事前協議	83	31.2%	11	8.3%	94	23.6%
行政等との情報提供・情報共有に関する事前申し合わせ	37	13.9%	38	28.8%	75	18.8%
社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との活動に関する事前申し合わせ	29	10.9%	6	4.5%	35	8.8%
災害発生時の委員の安否確認や委員相互の連絡方法に関する申し合わせ	109	41.0%	27	20.5%	136	34.2%
災害発生時の緊急定例会等の開催に関する申し合わせ	30	11.3%	9	6.8%	39	9.8%
災害に関する研修会の実施または参加	96	36.1%	40	30.3%	136	34.2%
道民児連発行「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の活用	173	65.0%	75	56.8%	248	62.3%

※複数回答

## 2) 北海道警察本部（高齢者の安全対策に関する協定）との連携

地元警察と連携した取り組みについては、「防犯や交通安全、特殊詐欺被害等、警察からの情報提供」が、市では126か所47.4%、町村では42か所31.8%、全道では168か所42.2%であり、他の項目と比べ高くなっていますが、「特に連携した取り組みはない」は、市では95か所35.7%、町村では63か所47.7%、全道では158か所39.7%であり、各項目の中では2番目に高い値となっています。

更に、「警察との個人情報の共有・照会（全道では23か所5.8%）」については、市・町村いずれも低い値となっています。

表8-2 北海道警察本部（高齢者の安全対策に関する協定）との連携状況

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
警察官同行による戸別訪問等	75	28.2%	31	23.5%	106	26.6%
孤独死が予見されるケースや虐待が疑われるケースなど、緊急対応の申し合わせ等	43	16.2%	8	6.1%	51	12.8%
警察官が定例会に出席	46	17.3%	33	25.0%	79	19.8%
防犯や交通安全、特殊詐欺被害等、警察からの情報提供	126	47.4%	42	31.8%	168	42.2%
警察署との個人情報の共有・照会	16	6.0%	7	5.3%	23	5.8%
特に連携した取り組みはない	95	35.7%	63	47.7%	158	39.7%
その他	3	1.1%	1	0.8%	4	1.0%

※複数回答

### その他の具体的内容（順不同）

交通安全シミュレーション体験(道警本部より道に2台しかない機材を札幌から持参)  
／連合会で取り組みしている

### 3) 住民支え合いマップの取組み

道民児連では、福祉のまちづくりを推進する手法として、「住民支え合いマップ」を推進していますが、「取り組んでいる」と回答したのは、市では48か所18.0%、町村では10か所7.6%に留まっています。

最も高い値だったのは「取り組んでいない（状況により取組む）」であり、市では130か所48.9%、町村では88か所66.7%、全道では218か所54.8%となっています。

表8-3 住民支え合いマップの取組み状況 (n=398)

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
取り組んでいる	48	18.1%	10	7.6%	58	14.6%
今は取組んでいないが、検討している	58	21.8%	16	12.1%	74	18.6%
取り組んでいない（状況により取組む）	130	48.9%	88	66.7%	218	54.8%
今後も取組む予定はない	15	5.6%	15	11.4%	30	7.5%
欠損値	15	5.6%	3	2.3%	18	4.5%
合計	266	100.0%	132	100.0%	398	100.0%

### 4) 第3次北海道民生委員児童委員活動指針に掲げる20の項目

20の具体的活動のうち、取組みが80%を超えるのは、市では、「自治会・町内会との積極的な連携（235か所92.2%）」「社会福祉協議会との一層の連携・協働（231か所91.7%）」「共同募金への協力と民児協活動での活用（223か所88.5%）」「民児協の活性化による民生委員児童委員への支援（216か所86.1%）」「児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進（208か所82.9%）」の5項目であり、町村では、「社会福祉協議会との一層の連携・協働（124か所95.4%）」「要介護高齢者を支援する活動（112か所86.2%）」「自治会・町内会との積極的な連携（104か所80.0%）」の3項目となっています。

一方、取組みが30%未満の項目は、市では「多様な人々の人権の理解促進」が74か所29.7%、町村では「民児協の中長期計画づくり」が15か所11.5%となっています。

また、4つの重点項目ごとに取り組む状況の平均値を見てみると、市・町村いずれも高い実績があるのは「地域のつながりを作り高める活動（全道で77.9%）」であり、いずれも低い実績となったのは「福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動（全道で51.1%）」でした。

表8-4 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の取組み状況（十分に取組んでいる、わりと取組んでいる、少し取組んでいるの合計）

区分	市		町村		全道	
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合
困難を抱えるすべての人を支援する活動【平均値】	—	54.0%	—	64.2%	—	57.5%
子育てを応援する活動	168	66.9%	85	65.4%	253	66.4%
障がい者を支援する活動	134	53.4%	85	65.4%	219	57.5%
要介護高齢者を支援する活動	194	76.4%	112	86.2%	306	79.7%
ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動	110	43.8%	83	63.8%	193	50.7%
多様な人びとの人権の理解促進	74	29.7%	52	40.0%	126	33.2%
地域のつながりをつくり高める活動【平均値】	—	77.6%	—	78.5%	—	77.9%
孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動	156	62.4%	93	71.5%	249	65.5%
自治会・町内会との積極的な連携	235	92.2%	104	80.0%	339	88.1%
社会福祉協議会との一層の連携・協働	231	91.7%	124	95.4%	355	92.9%
社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携	179	71.6%	98	75.4%	277	72.9%
地域に根ざすさまざまな組織・団体との連携	175	70.3%	91	70.0%	266	70.2%
委員同士が支え合える民児協の活性化【平均値】	—	74.4%	—	53.6%	—	63.7%
民児協の活性化による民生委員児童委員への支援	216	86.1%	103	79.2%	319	83.7%
民児協の中長期計画づくり	107	43.1%	15	11.5%	122	32.3%
地域住民への積極的なPR活動の展開	176	70.1%	65	50.0%	241	63.3%
共同募金への協力と民児協活動での活用	223	88.5%	92	70.8%	315	82.5%
民生委員児童委員候補者の発掘	192	75.6%	54	41.5%	246	64.1%
児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進	208	82.9%	89	68.5%	297	78.0%
福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動【平均値】	—	51.7%	—	49.8%	—	51.1%
災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者の協力による支援体制づくり	160	63.0%	86	66.2%	246	64.1%
災害時要援護者の自助努力の支援や地域住民の互助の取組み促進	147	58.6%	75	57.7%	222	58.3%
災害に備える民児協の内部体制づくり	126	49.8%	54	41.5%	180	47.0%
北海道警察との協定に基づく安全対策の取組み	89	35.5%	44	33.8%	133	34.9%

※欠損値を除き算出

# 付 表

- 令和2年度民生委員児童委員協議会等基本調査 調査票①【単位民児協用】
- 第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】

※単位民児協別集計表はDVDに収録

3. 社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」には、自治体が策定する地域福祉計画との連動性を踏まえた、社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画（地域福祉実践計画）の重要性が示されていますが、貴市町村社会福祉協議会における計画策定状況と民児協及び民生委員の役割について、①～④までの各設問に対し、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。

①地域福祉活動（実践）計画策定状況	②策定委員会等への民生委員の参画	③貴民児協の役割に関する記載	④民生委員・児童委員の役割に関する記述
ア. 策定済み	ア. している イ. していない ウ. わからない	ア. ある イ. ない ウ. わからない	ア. ある イ. ない ウ. わからない
イ. 策定途中 ウ. 未策定 エ. わからない	/		

4. 介護保険法第115条の48には、民生委員等によって構成される、いわゆる「地域ケア会議」が位置付けられています。貴民児協の参加について、ひとつだけ○をつけてください。

- ア. 参加している（一度でも委員の参加があれば可）  
イ. 参加していない  
ウ. わからない

5. 地域包括ケアシステムの構築に向け、各自治体では介護保険の地域支援事業において、生活支援体制整備事業が行われています。この中では多様な地域の担い手が定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを行う「協議体」の設置が位置付けられていますが、①～②の各設問に対し、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。

①協議体設置状況	②協議体への参画
ア. 設置している	ア. 参画している イ. 参画していない ウ. わからない
イ. 設置していない ウ. わからない	/

II 所属委員の構成及び活動費（弁償費）について

6. 貴民児協の委員定数および現員数並びに欠員状況を数字でご記入ください。

	定数	現員数		欠員状況	
		総数	男性	女性	欠員数
①民生委員児童委員数	人	人	人	人	%
②うち主任児童委員	人	人	人	人	%

1) 令和2年度民生委員児童委員協議会等基本調査 調査票①【単位民児協用】

No.	コード
市町村	民児協名
<p>※民児協名は規約等で定められている正式な名称を記入してください。 本調査は平成8年度より3年に1度実施しているものですが、今日的な民児協の現状を把握するために調査項目を一新しています。そのため、過去の調査票と比べ、設問（調査項目）が多くなっていることをご了承ください。 【調査票の回答について】 ・各設問の回答は指定があるものを除き令和2年4月1日現在の状況を記入してください。 ・設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：馬川）にお問い合わせください 北海道民生委員児童委員連盟 Tel. 011-261-2181 / E-mail umakawa@dominiren.or.jp</p> <p>【調査票の返送について】 調査票の記入が終わりましたら、7月31日まで同封の返信用封筒により下記にご返送ください。 なお、返信用封筒には調査票以外の書類は絶対に入れないでください。 〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28 一般社団法人ウエルビーデザイン《業務委託先》</p>	

I 所属区域の概況について

1. 貴民児協の所属区域（担当地域）の状況を把握している範囲で数字をご記入ください。

①人口	人	⑥要介護認定者数 (要支援を除く)	人
②世帯数	世帯	⑦児童数（18歳未満）	人
③生活保護受給世帯	世帯	⑧ひとり親世帯数	世帯
④高齢者数（率）	人（%）	⑨障がい児者数	人
⑤ひとり暮らし高齢者数	人	⑩避難行動要支援者数	人

2. 社会福祉法第107条には、地域福祉計画の策定が自治体の努力義務であることが定められていますが、貴自治体における策定状況と民児協及び民生委員の役割について、①～④までの各設問に対し、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。

①地域福祉計画策定状況	②策定委員会等への民生委員の参画	③貴民児協の役割に関する記載	④民生委員・児童委員の役割に関する記述
ア. 策定済み	ア. している イ. していない ウ. わからない	ア. ある イ. ない ウ. わからない	ア. ある イ. ない ウ. わからない
イ. 策定途中 ウ. 未策定 エ. わからない	/		

14. 委員には、道費負担で活動費（弁償費）が規定されていますが、道費以外に、市町村が独自に負担している活動費（弁償費）について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。【令和元年度実績】

ア. 市町村が独自に負担している活動費（弁償費）はない

イ. 市町村が独自に負担している活動費（弁償費）がある

【補足】令和元年度の委員一人当たりの道費負担額は59,000円です。会長は6,680円が加算されます。実際に支給されている額がこの基準より多い場合は、市町村の負担金があります。ただし、市町村の負担金には、問19の他の委員活動で生じる弁償費は含まれません。

15. 設問14でイに回答した場合、その金額を数字でご記入ください。【令和元年度実績】

市町村が独自に負担している活動費（弁償費）の額	会長職	円
総支給額	一般委員	円
総支給額	一般委員	円

16. 民生委員活動費（弁償費）の支給方法について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。また、イまたはウに回答した場合は、回答項目下の設問に進み、該当する項目すべてに○をつけてください。【令和元年度実績】

ア. 活動費（弁償費）を委員に全額支給する

イ. 活動費（弁償費）から会費等を差し引いて委員に支給する

1. 会費等の差し引きは、事前に説明し合意により行っている

ii. 会費等の差し引きに関する規定や内規等を定めている

ウ. 活動費（弁償費）から会費等を差し引いて、残りは民児協活動費に充てられ、委員には支給されない

i. 会費等の差し引きは、事前に説明し合意により行っている

ii. 会費等の差し引きに関する規定や内規等を定めている

エ. 活動費（弁償費）から会費等の差し引きなく、全額を民児協活動費に繰り入れ、委員には支給されない

17. 設問16でアおよびイに回答した場合、民生委員活動費（弁償費）の支給方法について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。【令和元年度実績】

ア. 現金を手渡して支給している

イ. 口座振込で支給している

18. 貴自治体における活動費（弁償費）の源泉所得税について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。【令和元年度実績】

ア. 源泉所得税が控除されている（課税）

イ. 源泉所得税が控除されていない（非課税）

【参考】各委員に支払われる活動費は実費弁償費であり、活動の報酬ではない。しかし、一部地域においては所轄税務署の指導に基づき、活動費から源泉所得税が控除されている例がみられる。このことは活動費の実質的な減額というだけでなく、民生委員は報酬を得ているとの誤解を住民に与える懸念もあり、是正が必要である。（「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方」に関する検討委員会報告書「平成30年3月全国民生委員児童委員連合会」P35）

7. 貴民児協の委員のうち、就業（農林漁業の一次産業への従事や個人事業主を含む）しながら委員に在職している人数を数字でご記入ください。

	人数
①民生委員児童委員の就業者	人
②主任児童委員の就業者	人

8. 貴民児協委員の在職期間別人数を数字でご記入ください。

	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目以上
①民生委員児童委員	人	人	人	人	人
②主任児童委員	人	人	人	人	人

※期の途中で就任した場合であっても、1期としてカウントしてください。

9. 貴民児協委員の年齢階層別人数を数字でご記入ください。

	39歳以下	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上
①民生委員児童委員	人	人	人	人	人	人	人
②主任児童委員	人	人	人	人	人	人	人

10. 委員の推薦方法（主任児童委員を除く）について、最もよくある方法にひとつだけ○をつけてください。

ア. 行政が候補者を探してくる（社協等の関係機関からの紹介による場合も含む）

イ. 自治会、町内会が候補者を推薦する（推薦準備会で実施する場合も含む）

ウ. 委員自身が後任者を探してくる

11. 委員の推薦を行う際の工夫について、該当する項目すべてに○をつけてください。

ア. 社協等の関係機関から紹介をもらう

イ. 自治会・町内会から紹介をもらう

ウ. 自治体内の他の委員や役割を担っている方に声をかける

エ. 独自の推薦ルートを設けている（町内会の福祉委員経験者が民生委員になるなど）

オ. 応募や自薦を行っている

カ. その他（ ）

12. 退任した委員が現任の委員や貴民児協を支援する取組み（住民への見守りや訪問の同行、民児協の事務的支援など）があり、かつ○をひとつだけ○をご記入ください。

ア. ある（一部の退任委員の個人的な取組みを含む）

イ. ない

13. 退任した委員がOB会やボランティア団体を結成するなど、地域貢献をするための組織的な取組み（退任委員の一部で組織されるものを含む）があり、かつ○をひとつだけ○をご記入ください。

ア. ある

イ. ない

19. 民生委員の立場で委嘱を受ける他の委員活動について、その委員の名称及び委嘱の範囲、弁償費の有無、記入例を参考にご記入ください。【令和元年度実績】

委員の名称	委嘱の範囲	弁償費の有無
例) 公営住宅入居者選考委員	全員・ <u>一部</u>	<u>ある</u> ・ない
例) 福祉委員	<u>全員</u> ・一部	ある・ <u>ない</u>
①	全員・一部	ある・ない
②	全員・一部	ある・ない
③	全員・一部	ある・ない
④	全員・一部	ある・ない
⑤	全員・一部	ある・ない
⑥	全員・一部	ある・ない
⑦	全員・一部	ある・ない
⑧	全員・一部	ある・ない
⑨	全員・一部	ある・ない
⑩	全員・一部	ある・ない

III 法定民間協組織について

20. 貴民児協組織の概況について、①～④までの各設問に対し、該当する項目（ある・ない）の中からひとつだけ○をつけてください。

①規約（規則、会則）	ある・ない
②年間事業計画	ある・ない
③収支予算	ある・ない
④剰余金（繰越金）	ある・ない

21. 貴民児協の年間予算額等を数字でご記入ください。【令和2年度予算】

①年間予算額	円
②市町村助成額（道補助金含む）	円

【補足】①には、親睦会の実施や視察研修旅行の積立等を目的とした特別会計を含めないでください。また、令和2年度の「地区民生委員協議会活動推進費」（道補助金）は250,000円です。実際に助成されている金額がこの基準より多い場合は、市町村の負担金があります。②には道補助金も含めて記入してください。

22. 設問21でお答えいただいた①年間予算のうち、共同募金助成金収入（市町村社協からの共同募金財源を利用した助成金を含む）を数字でご記入ください。【令和2年度予算】

①共同募金助成金収入	円
------------	---

23. 貴民児協の年会費額（委員から徴収する金額）を数字でご記入ください。ただし、道民児連・全民児連の会費、共済掛金、地区支部会費、親睦会や視察研修の積立金は含めないでください。【令和2年度予算】

①年間会費額	円
--------	---

※連合民児協のある市の単位民児協は、連合民児協と貴民児協の会費の合算額を記入してください。

24. 貴民児協の事務局の所管について、①の設問に対し、該当する項目の中からひとつだけ○をつけ、②の設問には人数を数字でご記入ください。

①事務局の所管	ア. 行政 イ. 社協 ウ. 独自（会長等役員含む） エ. その他（ ）
②事務局の体制	兼任職員 名 専任職員 名 その他 名 合計 名

25. 貴民児協の会長、副会長に関して、性別のいずれかに○をつけ、その他の項目には該当する数字をご記入ください。

役職	性別	年齢	役員在職年数	委員在職期間
①会長	男性・女性	歳	年目	期目
②副会長	男性・女性	歳	年目	期目
③副会長	男性・女性	歳	年目	期目
④副会長	男性・女性	歳	年目	期目
⑤副会長	男性・女性	歳	年目	期目

26. 貴民児協の会長、副会長には主任児童委員が含まれているか、ひとつだけ○をつけてください。

ア. 主任児童委員が会長と副会長どちらにも就任している

イ. 主任児童委員が会長に就任している

ウ. 主任児童委員が副会長に就任している

エ. 主任児童委員が会長、副会長には就任していない



29. 貴民児協で設置している**専門部会・委員会**について、①～⑩までの各設問に対し、該当する項目（設置の有無）にひとつだけ○をつけてください。設置の有無に「あり」と回答した場合は、部会員の人数及び前年度の開催回数を数字でご記入ください。【令和元年度実績】

専門部会・委員会の設置状況	設置の有無	開催回数
①高齢者関連の部会	あり・なし	回
②障がい者関連の部会	あり・なし	回
③子ども・妊産婦関連の部会	あり・なし	回
④ひとり親家庭関連の部会	あり・なし	回
⑤生活困窮世帯関連の部会	あり・なし	回
⑥広報関連の部会	あり・なし	回
⑦総務・会計関連の部会	あり・なし	回
⑧研修関連の部会	あり・なし	回
⑨調査関連の部会	あり・なし	回
⑩その他（ ）	あり・なし	回
⑪その他（ ）	あり・なし	回

30. 貴民児協で開催する定例会議における、**関係機関からの参加状況**（一度でも参加があれば可）について、該当する項目すべてに○をつけてください。【令和元年度実績】

- ア. 福祉関連部署の行政関係者（福祉事務所や社会福祉課等）
- イ. 児童福祉関連部署の行政関係者（児童相談所や子育て支援課等）
- ウ. 防災関連部署の行政関係者
- エ. 教育関連部署の行政関係者（教育委員会、小中学校、公民館等）
- オ. 市町村社会福祉協議会（地区社協含む）
- カ. 市町村共同募金委員会
- キ. 地域包括支援センター
- ク. 保健所・健康センター
- ケ. 社会福祉施設・福祉事業所
- コ. 警察署・消防署の署員
- サ. 自治会・町内会の役員等
- シ. 農協・漁協・生協など民間企業、事業者
- ス. ボランティア・NPO団体、福祉団体関係者
- セ. 市町村議会議員
- ソ. その他（ ）

#### IV 法定民児協運営について

27. 貴民児協の**民生委員協議会**および**児童委員協議会**の**定例会議の開催実績と出席率**を数字でご記入ください。また、**児童委員協議会の参集範囲**について、ひとつだけ○をつけてください。【令和元年度実績】

	開催実績	出席率	参集範囲（ひとつだけ○）
①民生委員協議会（定例会）	回	%	
②児童委員協議会（定例会）	回	%	ア. 全児童委員 イ. 主任児童委員のみ ウ. その他（ ）

【補足】児童委員協議会の開催については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による「児童委員の活動要領」（平成16年11月8日改正）により示されています。通民児連としては、定例会の中で児童に関する事項を協議した場合には、児童委員協議会を開催したものと見なして差し支えないと考えます。

《以下、「児童委員の活動要領」第4◆児童委員協議会より一部抜粋》

児童委員相互の連携の強化および任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に基づき事例研究等を行い、その質向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。  
児童委員協議会は、児童委員相互の連携を図り、児童福祉のための各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

28. 貴民児協の**定例会議の運営方法**について、①～④までの各設問に対して○をつけてください。

① <b>座長の役割</b> について、該当する項目に、ひとつだけ○をつけてください。	ア. 会長が担当 イ. 副会長が担当 ウ. 複数人が輪番制で担当 エ. その他（ ）
② <b>開催時間</b> について、該当する項目に、ひとつだけ○をつけてください。	ア. 主に午前中に開催している イ. 主に午後開催している ウ. 主に夕方以降に開催している エ. その月により開催時間が変わる
③ <b>定例会議の最中に行うすべての項目に○をつけてください</b>	ア. 民生委員信条の唱和を行う イ. 児童憲章の唱和を行う ウ. 秘密保持についての確認を行う エ. 災害に備える民生委員活動10か条の唱和を行う
④ <b>令和元年度の定例会議で行った項目すべてに○をつけてください</b>	ア. 民生委員の担当区域や主任児童委員の役割に関する協議 イ. 民生委員としてやるべきこと、やらないことの調整や確認 ウ. 行政や福祉関係機関からの報告や連絡 エ. 民生委員活動に有用な地域実態の収集や資料の配布 オ. 研修の企画調整や定例会議と併せた研修の実施 カ. 行政や福祉関係機関に対する意見具申等の取りまとめ

34. 貴民児協（民生委員児童委員）に対する市町村行政等からの個人情報提供の状況について、①～⑫の情報提供種別に対し、該当する項目に○をつけてください。提供の有無に「ある」と回答した場合は、「提供の方法」について該当する項目にひとつだけ○をつけてください。【令和元年度実績】

情報提供種別	提供の有無	提供の方法
①一人暮らし高齢者	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
②高齢者のみ世帯	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
③要介護認定者	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
④障がい児・者	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
⑤生活保護受給世帯	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
⑥ひとり親世帯	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
⑦乳幼児・妊産婦	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
⑧避難行動要支援者 （災害時要配慮者）	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
⑨引きこもりや老親と子 （8050世帯）	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
⑩その他 ( )	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
⑪その他 ( )	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )
⑫その他 ( )	ある ・ ない	ア. 名簿の提供 1. 名簿閲覧のみ ウ. その他 ( )

35. 民生委員法第17条第2項には、市町村長が民生委員の職務に関して必要な指導をすることができると定められています。自治体からの①～⑫までの情報セキュリティや個人情報保護等に関する指導について、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。【令和元年度実績】

①情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領の提示	ある ・ ない
②情報の適正な取扱いに関する研修の実施	している ・ していない
③情報の適正な取扱いに関する民児協との協議	している ・ していない

V 連絡手段および情報の取扱い等について

31. 貴民児協の民生委員が所持している通信機器の状況について、おおよそ所持している割合を数字でご記入ください。

通信媒体	所持している割合
①パソコン（インターネット環境にあるもの）	割合
②携帯電話・スマートフォン	割合
③FAX	割合

32. 貴民児協における民生委員相互の連絡手段として用いている①～⑨までの各方法に対し、その利用状況と頻度について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。

	ア. かなり多用する	イ. わりと利用する	ウ. 少し利用する	エ. あまり利用しない	オ. ほとんど利用しない	カ. 全く利用しない	キ. わからない
①直接訪問する	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
②会議等で対面した時に行う	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
③事務局を介して行う	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
④郵便	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑤自宅の固定電話	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑥委員の携帯電話	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑦FAX	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑧Eメールやショートメール	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
⑨LINE等の通信アプリ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ

33. 民生委員法第15条には、民生委員の守秘義務について定められています。貴民児協での①～③までの情報セキュリティや個人情報保護等に関する対応について、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。【令和元年度実績】

①情報の適正な取扱いに関するマニュアルや要領	ある ・ ない
②情報の適正な取扱いに関する研修の実施	している ・ していない
③情報の適正な取扱いに関する行政等、情報提供元との協議	している ・ していない

【補足】◆ベア制度 担当地区内の委員が2人1組になり、世帯訪問をする仕組み。男女の性差や認知症高齢者への対応に効果があります。また、同行訪問を通じて、対象世帯の状況把握の仕方や、さまざまな説明方法など、お互いの活動を知ること、お互いの高め合う効果が期待できます。

◆班活動 委員は決められた区域を一人で担当しますが、この「班活動」では、複数の地区を複数の委員で担当します(例えば、3地区を3名の委員で担当)。この活動のメリットは、「一人で全てを担わなければならない」という心理的負担の軽減につながる他、委員同士が支え合える環境づくりや、民児協役員等の次期のリーダー育成につながる等、さまざまな効果が期待できます。

38. 民生委員法第24条第1項第5号では、**民生委員協議会の任務として、「民生委員をして、その職務に関して必要な知識および技術を習得させること」と定められています。貴民児協で実施した(道民児連や地区支部・連合が主催する研修を除く)①～⑩までの各研修の開催回数について、数字でご記入ください。【令和元年度実績】**

研修の内容	実績 (未実施は0を記入)	内容例
①高齢者関連の研修	回	介護・認知症・8050
②障がい者関連の研修	回	障がいサービス
③子ども・妊産婦関連の研修	回	子育て支援・虐待
④生活困窮者関連の研修	回	生活福祉資金
⑤学校・教育関連の研修	回	いじめ・非行・不登校
⑥防犯関連の研修	回	消費者被害
⑦防災関連の研修	回	要援護者支援
⑧健康関連の研修	回	うつ・自殺
⑨民生委員活動の活性化・強化に関する研修	回	活動記録、証明事務
⑩人権に関する研修	回	アイズ、ジェンダー

39. 設問38で参加した**研修の形態**について、該当する項目すべてに○をつけてください。【令和元年度実績】

- ア. 座学・講義型の研修 (講師からの一方的な伝達を受けるもの)
- イ. 対話・体験型の研修 (委員が相互に意見を交わし合えるもの)
- ウ. 自ら学ぶ研修 (活動に関する資料の提供により自己学習の促進)
- エ. 委員が講師役になる研修 (OJT)
- オ. 研修を行っていない

36. 貴民児協の**新任委員への引継ぎ**に関する①～⑤までの各設問に対して○をつけてください。

①引継ぎの実施について (ひとつだけ○)	ア. 必ず実施している イ. ほとんどの場合、実施している ウ. 実施していない場合が多い エ. 特に実施していない
②引継ぎの実施形態について (該当する項目すべてに○)	ア. 新任委員と前任委員が一堂に会し引継ぎを行う (集会型) イ. 新任委員と前任委員が個別に引継ぎを行う (個別型) ウ. 引継ぎの際は役員等、他の委員が立ち会う エ. 引継ぎの際は事務局が立ち会う オ. 書類のみ引き継ぐ (会長等経由の書類引継ぎも含む) カ. 事務局職員が新任委員に対して各種事項の説明をしている キ. その他 ( )
③引継ぎマニュアル・要領について (ひとつだけ○)	ア. マニュアル・要領がある (市連合のマニュアル等も含む) イ. マニュアル・要領はない
④引継ぎ後の結果や報告について (ひとつだけ○)	ア. 結果や報告を民児協や事務局にしている イ. 結果や報告を民児協や事務局にしていない
⑤引継ぎする書類について (該当する項目すべてに○)	ア. 民生委員・児童委員活動記録 イ. 世帯票 (福祉票)・児童票等 ウ. 行政から提供を受けた個人情報 (設問34の書類等) エ. 福祉マップや住民支え合いマップ等、各種対象者マップ オ. 生活福祉資金関係書類 (借受世帯補助記録表、生活福祉資金ガイド他) カ. 民生委員児童委員活動のてびき (道民児連発行) キ. 民生委員児童委員必携 (全社協発行) ク. 証明事務の取り扱いマニュアル ケ. 民生委員児童委員名簿 コ. 民児協運営に関係する書類 (会則・規約、予算決算、事業計画等) サ. 道民児連等、各関係団体の広報紙 シ. その他 ( )

## VI 民児協の研修および人材育成について

37. 道内の一部の民児協では、ベア制度や班活動を導入している事例があり、これらの取組みは、日常活動を通じて人材育成の効果が期待できます。貴民児協において、日常活動を通じて**人材育成の効果が期待できる仕組み**を取り入れているか、ひとつだけ○をつけてください。

- ア. 同様の仕組みがある
- イ. 今はないが、検討中
- ウ. ない (未検討)

43. 貴民児協が他市町村民児協の視察研修を受け入れた実績（複数の場合は、主な5団体まで）についてご記入ください。【令和元年実績】

回数	受け入れた団体の名称	主な視察内容・テーマ
①		
②		
③		
④		
⑤		

※実績がない場合は0を記入

Ⅶ 民児協の活動や関係機関との連携について

44. 全国民生委員児童委員連合会では、民生委員児童委員を地域福祉の担い手と位置づけ、下表のとおり、その活動には7つのはたらきがあります。貴民児協におけるこれら①～⑥までの各取組について、該当する項目の中からひとつだけ○をつけてください。

民生委員・児童委員活動の7つのはたらき ※ 7つのはたらきのうち、「⑦意見具申」については次の設問45で回答いただきます。	ア. 取組んでいる	イ. 取組んでいる	ウ. 取組んでいる	エ. 取組んでいる	オ. 取組んでいる	カ. 取組んでいる
①社会調査 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
②相談 地域住民が抱える課題について相手の立場にたち親身になって相談に応じる活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

40. 貴民児協における①～⑧までの委員等の在職年数等に<sup>①</sup>対<sup>②</sup>象<sup>③</sup>別<sup>④</sup>研<sup>⑤</sup>修（道民児連や地区支部・連合等の外部団体が主催する研修を含む）について、参加実績を数字でご記入ください。【令和元年度実績】

対象	実績（未実施は0を記入）	対象等の説明
①新任委員向け	回	概ね1期目の委員
②中堅委員向け	回	概ね2期目以上の委員
③児童委員向け	回	児童委員としての参加を呼びかけたもの
④主任児童委員向け	回	主任児童委員のみを対象としたもの
⑤民児協役員向け	回	会長、副会長、理事等
⑥事務局向け	回	事務局職員を対象としたもの
⑦委員候補者向け	回	就任前の事前説明会などを含む

41. 貴民児協における①～⑦までの各外部団体が主催する研修への参加状況について、数字でご記入ください。【令和元年度実績】

主催	実績（実績がない場合は0を記入）	
	参加回数	参加人数
①北海道民生委員児童委員連盟	回	人
②地区支部・市連合	回	人
③道社協（地区事務所含む）	回	人
④市町村社協	回	人
⑤北海道教育委員会	回	人
⑥市町村教育委員会	回	人
⑦北海道（総合振興局・振興局含む）	回	人

42. 貴民児協の宿泊を伴う視察研修旅行の実施状況についてご記入ください。【過去3年実績】

頻度（未実施は0）	視察先（該当する項目すべてに○）	視察内容（該当する項目すべてに○）
3年で 回	ア. 道内 イ. 道外 ウ. 海外	ア. 市町村民児協への視察 イ. 社会福祉施設への視察 ウ. 市町村社会福祉協議会への視察 エ. 地域福祉活動の視察 オ. 被災地や防災関連施設への視察 カ. その他（ ）

47. 貴民児協における調査活動の過去3年間の実施状況について、調査内容（名称）をご記入いただき、調査の実施主体にひとつだけ○をつけてください。

調査内容（調査名称を記入）	実施主体（該当する項目に○）
①	ア. 民児協単独 ウ. 社協からの依頼 オ. その他（ ）
②	イ. 行政からの依頼 ウ. 社協からの依頼 オ. その他（ ）
③	イ. 行政からの依頼 ウ. 社協からの依頼 オ. その他（ ）
④	イ. 行政からの依頼 ウ. 社協からの依頼 オ. その他（ ）
⑤	イ. 行政からの依頼 ウ. 社協からの依頼 オ. その他（ ）

※毎年実施している調査内容の記載は1か所で結構です。3年分同じ内容を記載する必要はありません。

48. 貴民児協の①～⑤の各種広報活動の実施予定について、該当する項目すべてに○をつけてください。**【令和2年度予定】**

活動内容	実施予定	広報の対象者
①単位民児協独自の広報紙の作成	している ・ していない	ア. 民児協内部 イ. 関係機関 ウ. 住民
②地区支部・連合の広報紙への活動内容等記事の掲載	している ・ していない	ア. 民児協内部 イ. 関係機関 ウ. 住民
③ポスター・チラシの作成	している ・ していない	ア. 民児協内部 イ. 関係機関 ウ. 住民

③情報提供	ア	ウ	エ	オ	カ
④連絡通報	ア	ウ	エ	オ	カ
⑤調整	ア	ウ	エ	オ	カ
⑥生活支援	ア	ウ	エ	オ	カ

45. 民生委員法第24条第2項において、民生委員協議会の意見具申について定められています。貴民児協における行政等に対する⑦意見具申のはたらきかけ（内容）について、該当する項目すべてに○をつけてください。**【令和元年実績】**

ア. 住民の生活状態や地域の実態把握のための情報提供

イ. 支援が必要な世帯に対する福祉サービスの提供等

ウ. 住民に対するサービスや制度等の周知に関する働きかけ

エ. 社協等福祉関係団体との連携に関する働きかけ

オ. 行政による活動支援に関する働きかけ

カ. 福祉施設の連携等や新たなサービス創設に関する働きかけ

キ. 子どもを取り巻く環境（社会、保育、教育、家庭）の整備に関する働きかけ

ク. 委員のなり手不足解消の手立てに関する提案等

ケ. 民生委員活動の負担軽減に関する提案等

コ. その他（ ）

**【参考】**民生委員法第24条第2項（意見具申）※以下、「民生委員法」より一部抜粋

第24条（省略）

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

46. 貴民児協の世帯票や福祉票の整備状況について、該当する項目にひとつだけ○をつけてください。

ア. 単位民児協で全員が統一した様式で整備している

イ. 委員が個別に様式を作成し取組んでいる

ウ. 取組んでいない

50. 貴民児協の関係機関との連携状況について、以下の連携状況の指標を参考に、連携先の項目ごとにひとつだけ○をつけてください。

	ア. 強い連携	イ. 一定の連携	ウ. 弱い連携	エ. 連携なし	オ. わからな
①北海道（振興局・福祉事務所を含める）	ア	イ	ウ	エ	オ
②北海道社協（地区事務所を含める）	ア	イ	ウ	エ	オ
③市町村福祉担当課	ア	イ	ウ	エ	オ
④地域包括支援センター	ア	イ	ウ	エ	オ
⑤保健所・保健センター	ア	イ	ウ	エ	オ
⑥障がい者相談支援センター	ア	イ	ウ	エ	オ
⑦地域子育て支援センター	ア	イ	ウ	エ	オ
⑧児童相談所	ア	イ	ウ	エ	オ
⑨保育所／幼稚園	ア	イ	ウ	エ	オ
⑩小・中学校	ア	イ	ウ	エ	オ
⑪警察署	ア	イ	ウ	エ	オ
⑫消防署	ア	イ	ウ	エ	オ
⑬市町村社協（支所を含む）	ア	イ	ウ	エ	オ
⑭市町村共同募金委員会	ア	イ	ウ	エ	オ
⑮自治会・町内会（連合会組織を含む）	ア	イ	ウ	エ	オ

【連携状況の指標】○「強い連携」 継続的な情報交換や相互の事業への協力をする  
 ○「一定の連携」 必要な場合に、協力ができる関係にある  
 ○「弱い連携」 担当者を知っている程度、年に数回の情報交換をする

51. 関係機関に対する民生委員の理解促進や活動の周知等を目的とした研修会や懇談会、意見交換会の開催状況について該当する項目すべてに○をつけてください。【令和元年度実績】

対象者	実施状況
①行政の職員（福祉、防災、防犯、母子保健などを問わない）	している ・ していない
②地域包括支援センターの職員	している ・ していない
③社会福祉協議会の職員	している ・ していない
④学校教育関係の職員（教育委員会及び教職員）	している ・ していない
⑤市町村長または議員	している ・ していない

④街頭やイベントでのPR	している ・ していない
⑤行政の広報誌の紙面活用	している ・ していない
⑥社協の広報誌の紙面活用	している ・ していない
⑦コミュニティFMの活用	している ・ していない
⑧独自のウェブページ等の活用	している ・ していない
⑨行政のウェブページ等の活用	している ・ していない
⑩社協のウェブページ等の活用	している ・ していない

49. 貴民児協が他の機関から依頼される事項について、①～⑩の項目ごとにひとつだけ○をつけてください。

	ア. かなり頼まれる	イ. わりと頼まれる	ウ. 少し頼まれる	エ. あまり頼まれない	オ. ほとんど頼まれない	カ. 全く頼まれない
①地域や住民の情報提供・説明・証明	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
②住民への資料や物品の配布	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
③福祉関係調査への協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
④地域住民の見守り・安全確認	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑤祝い金や配分金などの配布協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑥サロンなどの地域活動への協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑦配食などの福祉サービスへの協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑧福祉イベントへの協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑨福祉関連会議への出席	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑩研修会などへの参加	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑪共同募金や日赤社資への協力	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
⑫援助（特別）会員募集・会費集め	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

55. 道民児連では、全民児連100周年活動協働案を踏まえ、平成31年3月に「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」を策定しました。同指針には4つの重点項目と①～⑳の具体的活動が示されています。貴民児協における取組について、項目ごとにひとだけ○をつけてください。

重点項目	具体的活動	ア. 取組十分にしている	イ. 取組んでいる	ウ. 取組んでいる	エ. 取組んでいる	オ. 取組んでいる	カ. 取組んでいる
困難を抱えるすべての人を支援する活動	①子育てを応援する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	②障がい者を支援する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	③要介護高齢者を支援する活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	④ひきこもりや社会的孤立を見逃さない活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑤多様な人びとの人権の理解促進	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑥孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑦自治会・町内会との積極的な連携	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑧社会福祉協議会との一層の連携・協働	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑨社会福祉法人・社会福祉施設との積極的連携	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑩地域に根差すさまざまな組織・団体との連携	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
委員同士が支え合える民児協の活性化	⑪民児協の活性化による民生委員児童委員への支援	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑫民児協の中長期計画づくり	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑬地域住民への積極的なPR活動の展開	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑭共同募金への協力と民児協活動での活用	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑮民生委員児童委員候補者の発掘	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑯児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑰災害時要援護者台帳等の作成を通じた要援護者の把握と関係者の協力による支援体制づくり	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑱災害時要援護者の自助努力の支援や地域住民の互助の取組促進	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑲発災に備える民児協の内閣体制づくり	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	⑳北海道警察との協定に基づく安全対策の取組み	ア	イ	ウ	エ	オ	カ

※具体的活動は同封の「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」を参照してください。

Ⅷ 第3次北海道民生委員児童委員活動指針等への取組みについて

52. 貴民児協で現在取組んでいる災害に備える民児協活動について、該当する項目すべてに○をつけてください。

- ア. 委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動の推進
  - イ. 担当地区のハザードマップや避難所、避難経路の事前確認
  - ウ. 災害時要援護者台帳や災害福祉マップの整備
  - エ. 発災時における要援護者等への情報提供方法の確認
  - オ. 自治会、町内会や自主防災組織との役割分担等の事前協議
  - カ. 行政等との情報提供・情報共有に関する事前申し合わせ
  - キ. 社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）との活動に関する事前申し合わせ
  - ク. 災害発生時の委員の安否確認や委員相互の連絡方法に関する申し合わせ
  - ケ. 災害発生時の緊急定例会等の開催に関する申し合わせ
  - コ. 災害に関する研修会の実施または参加
  - サ. 道民児連発行「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の活用
53. 道民児連では北海道警察本部と、「高齢者の安全対策に関する協定」を締結しており、その協定にもとづき、各市町村の民児協において、地元警察と連携した地域防犯活動等に取組んでいます。貴民児協の地元警察と連携した取組みについて、該当する項目すべてに○をつけてください。
- ア. 警察官同行による戸別訪問等
  - イ. 孤独死が予見されるケースや虐待が疑われるケースなど、緊急対応の申合せ等
  - ウ. 警察官が定例会に出席（防犯講話や協力要請および情報交換など）
  - エ. 防犯や交通安全、特殊詐欺被害等、警察からの情報提供
  - オ. 警察署との個人情報共有・照会
  - カ. 特に連携した取組みはない
  - キ. その他（ ）

54. 道民児連では、福祉のまちづくりを推進する手法として、「住民支え合いマップ」を推進しています。貴民児協における取組み状況について該当する項目すべてに○をつけてください。

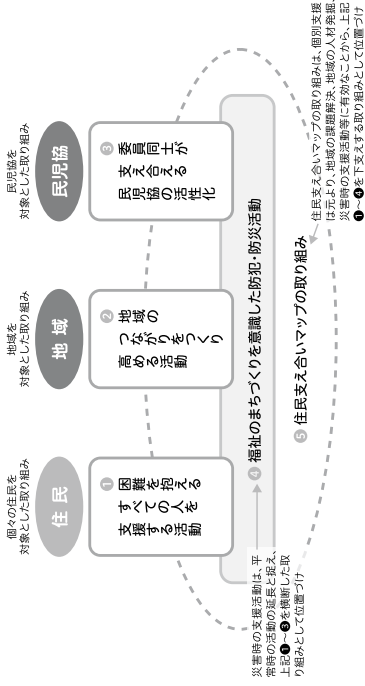
- ア. 取組んでいる
- イ. 今は取組んでいないが、検討している
- ウ. 取組んでいない（状況により取組む）
- エ. 今後も取組む予定はない

## 2) 第3次北海道民生委員児童委員活動指針【概要版】

### 第3次北海道民生委員児童委員活動指針(概要版)

～民生委員制度創設101年目の新たな一歩～

北海道民生委員児童委員連盟では、民生委員制度100周年の節目に第3次北海道民生委員児童委員活動指針を策定しました。この活動指針は、水連盟が全道の民生委員児童委員および児童協に対して、民生委員児童委員を取り巻く環境や昨今の福祉課題を鑑み、これから取り組むべき、継続していくべき活動の方向性を示したものです。活動指針の内容のすべてを取り組むことは難しいと思いますが、あくまでもできる範囲で取り組んでいただくこととしています。



### 活動指針の重点

- 重点1** 困難を抱えるすべての人を支援する活動  
地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援します。
- 重点2** 地域をつながりをつくり高める活動  
地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる問題解決を促進します。
- 重点3** 委員同士が支え合える民児協の活性化  
民生委員児童委員の活動の担い手としても言える民児協の活性化や機能強化を図ることで、活動の持続強化、委員候補者の発掘などを促進します。
- 重点4** 福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動  
災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部制づくりを促進するとともに、北海道警察と連携した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を展開します。
- 共通事項** 住民支え合いマップの取り組み  
民生委員児童委員活動の効果を高める手段としての「住民支え合いマップ」に取り組むことにより、気になる人の発見、地域課題の顕在化、世帯訪問などの発掘など、地域の能力の向上を図ります。

### 重点1 困難を抱えるすべての人を支援する活動

誰もが住み慣れた地域で心豊かな生活を送りたいと願います。しかしながら、地域にはさまざまな課題を抱えながら、助けを求めることができない人も少なくありません。民生委員児童委員は、地域住民に最も身近な相談相手です。住民の立場に立ち、その人の暮らしを見つめ共に悩み、共に考える存在でもあります。地域住民一人ひとりを個別的に捉え、「気になる人」を早期に発見し、地域住民や幅広く関係機関と連携することで、地域の中で自分らしい心豊かな生活が送れるよう支援しましょう。

- (1) 子育てを応援する活動  
【取り組み例】 ①学校・地域とのネットワークづくり ②「子育てサロン」などの居場所づくり ③関係機関との連携 ④原簿さない活動
- (2) 障がい者を支援する活動  
【取り組み例】 ①地域住民とともに生活環境改善 ②関係機関との連携、③制度理解と利用促進
- (3) 要介護高齢者を支援する活動  
【取り組み例】 ①孤立死を防ぐ「見守りネットワーク」の支援 ②関係機関との連携 ③認知症高齢者への支援 ④実態把握と相談支援
- (4) ひきこもりや社会的孤立を見過ごさない活動  
【取り組み例】 ①連綿助産の連携 ②自治会・町内会や趣味グループ等との情報交換 ③訪問を拒否する要援護者等への対応の検討 ④住民支え合いマップの活用による把握
- (5) 多様な人びとの人権の理解促進

### 重点2 地域をつながりをつくり高める活動

地域の人間関係の希薄が指摘されている。今日において、誰もが孤立せず、地域のなかで自分らしい生活を送ることができるようになるためには、地域の課題を自分事として捉え、人と人とのつながりを強化し、誰もが支え合える地域をつくり上げていくことが大切です。地域の課題を顕在化して、各関係機関・団体との連携、地域住民同士のつながりによる問題解決を促進しましょう。

- (1) 孤立を防ぎ地域の課題解決力を高める活動  
【取り組み例】 ①地域の見守りネットワークの立ち上げ ②地域包括支援センター等相談機関や事業者との連携 ③近所福祉推進会議の開催と住民支え合いマップの活用
- (2) 自治会・町内会との積極的な連携  
【取り組み例】 ①自治会・町内会に「福祉部」設置を働きかけ ②「住民懇談会」の開催
- (3) 社会福祉協議会との一層の連携・協働  
【取り組み例】 ①生活福祉資金貸付制度への協力 ②社会福祉協議会との積極的な協力 ③社協がラウンジセンターとの連携 ④地域福祉委員計画への参画
- (4) 社会福祉法人・社会福祉施設との積極的な連携  
【取り組み例】 ①社会福祉施設との連携による住民の生活課題の解決 ②社会福祉法人による地域貢献活動の提案
- (5) 地域に根差すさまざまな組織・団体との連携  
【取り組み例】 ①関係組織・団体との協働による取り組み



### 共通事項 住民支え合いマップの取り組み

気になる人(要援護者等)の発見や住民の支え合いの把握把握、地域の課題を明らかにする手法として、「住民支え合いマップ」の取り組みは非常に有効です。この取り組みは、道民連が平成21年度から重点推進事業として取り組みを進めてきました。民生委員活動の負担軽減や新任委員への引継ぎ、委員同士のコミュニケーションの増加、自治会・町内会との連携強化等、さまざまな効果が見込まれますので、取り組みを進めてみましょう。

#### 1 住民の困りごとの発見と住民同士の支え合いによる解決の促進

住民支え合いマップの特徴として、地域住民の個別の困りごとや、その支え合いの実態が見えてくるメリットが挙げられます。要援護者の中には、困りごとがあってもなかなか表に出せな方もいます。また、地域には安否確認やおすそ分け等、民生委員児童委員が把握していない支え合いも存在します。そのような住民の困りごとと地域住民を結び付け、住民が主体となった支え合いの地域づくりに取り組ましましょう。

#### 2 地域課題の明確化と住民による解決の支援

住民支え合いマップを作成すると、思い物に不慣れしている、食車の支障ができていない高齢者など、地域における共通の課題が見えてきます。その課題に対して、関係機関がどのような対応をしているのか、住みづらさの問題や、豊かに生きられる場所なのかといった地域の状況も調べることができます。しかしながら、明らかにした課題の解決に向けた取り組みを民生委員児童委員一人で行うことが非常に困難です。民生委員児童委員は、支え合いマップ作成の過程で明らかになった地域課題を、地域住民と共有し住民による課題解決の場が支援に回ります。

#### 3 世話焼きさんの発掘によるなり手不足の解消

住民支え合いマップの取り組みを進めると、必ずと言って良いほど「世話焼きさん」の存在が見えてきます。自ら主体的に困りごとを抱える要援護者等のお世話を焼いてくれるという意味では、とても貴重な社会資源です。一方で、近年、民生委員児童委員のなり手不足という大きな課題を抱えています。各市町村において、民生委員児童委員の地盤形態は理髪ですが、約2%の委員が後任候補を採りて選任する動態があります。これらのことから、地域の世話焼きさんは次代の民生委員候補者になりうる方々ですので、日常的な連携を深め、自身の選任後に民生委員児童委員をお願ひする雰囲気づくりに努めましょう。

### 民生委員児童委員に期待されているもの(全道民連100周年活動強化方策より)

全国民生委員児童委員連合会が示した「100周年活動強化方策」のなかでは、これからの民生委員児童委員に期待されるものを以下のとおり整理しています。

- 1) 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
- 2) 地域の福祉課題を明らかにしていくこと
- 3) 児童委員であることを意識した活動
- 4) 多様な関係者をつなぐ「結節点(ハブ)」となること
- 5) 住民や地域の代弁者としての積極的な意見申出、提言
- 6) 地域づくりの担い手となること

この活動指針の詳細は、本連盟ホームページにアップロードしています。  
<http://www.dominjin.or.jp/>

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かねて2.7 4階  
TEL 011-261-2181・FAX 011-261-3081

### 重点 3

#### 委員同士が支え合える民児協の活性化

制度創設100周年を迎えた民生委員制度は、短期間での選任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低さ等、その活動はさまざまな今日的課題に直面しています。こうした課題を解決するためにも、民生委員児童委員の活動の担い手とも言える民児協の活性化や機能強化を図ることは重要ですので、活動の長期強化、委員候補者の発掘などを促進しましょう。

#### (1) 民児協の活性化による民生委員児童委員への支援

【取り組み例】 ①支え合い定例会 ②委員参加型役割分担による活性化 ③新任委員を支える取り組み  
④自主研修の定例化 ⑤個別支援、相談支援体制の整備 ⑥児童委員協議会の積極的な開催  
⑦地域福祉計画、地域福祉実践計画策定への積極的な参画

#### (2) 民児協の中長期活動計画づくり

【計画づくりの流れ】 地域の課題把握 → 課題の明確化 → 計画の策定 → 計画の実施 → 実践の評価・検証

#### (3) 地域住民への積極的なPR活動の展開

【取り組み例】 ①広報紙によるPR ②民生委員・児童委員の日 活動強化週間でのPR ③資料の活用

#### (4) 共同募金への協力と民児協活動での活用

【取り組み例】 ①共同募金運動への協力と賛賛 ②共同募金助成金の活用

#### (5) 民生委員児童委員候補者の発掘

【取り組み例】 ①推薦準備会の組織化

#### (6) 児童委員協議会の開催と主任児童委員活動の促進

【取り組み例】 ①児童委員協議会の定例化 ②主任児童委員活動報告の定例化  
③主任児童委員会同士の研究協議の場づくり



### 重点 4

#### 福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動

それぞれの地域において災害時要援護者支援の具体的な取り組みを進めていく際には、単位民児協を基本に、所属する民生委員児童委員全体の認識を共通化し、また行政や関係機関・団体との連携が不可欠です。災害に備える活動は日常的な活動の延長上にあるという認識のもと、民児協の内部体制づくりを促進するとともに、北海道警察と締結した「高齢者の安全対策に関する協定」に基づく地域防犯活動を進めましょう。

#### (1) 要援護者の把握と関係者との協力による支援体制づくり

【取り組み例】 ①「要援護者台帳」、「災害福祉マップ」の整備 ②「要援護者台帳」の保管、活用方法の検討  
③避難所や安全な避難ルートの事前確認 ④関係機関・団体との日常的なネットワークづくり

#### (2) 災害時要援護者の自助努力の支援や、地域住民の互助の取り組み促進

【取り組み例】 ①要援護者への情報提供 ②要援護者も参加する避難訓練、防災訓練の実施  
③災害時における民生委員が担う役割を住民に周知

#### (3) 発災に備える民児協の内部体制づくり

【取り組み例】 ①発災時における初動の申し合わせ

#### (4) 北海道警察との協定に基づく安全対策の取り組み

【取り組み例】 ①高齢者世帯訪問による防犯・交通安全アワードや情報発信の実施  
②警察官の立ち合いによる安否確認、③犯罪被害防止・交通安全に関する情報提供



## 令和2年度 市町村民生委員児童委員協議会基本調査報告書

---

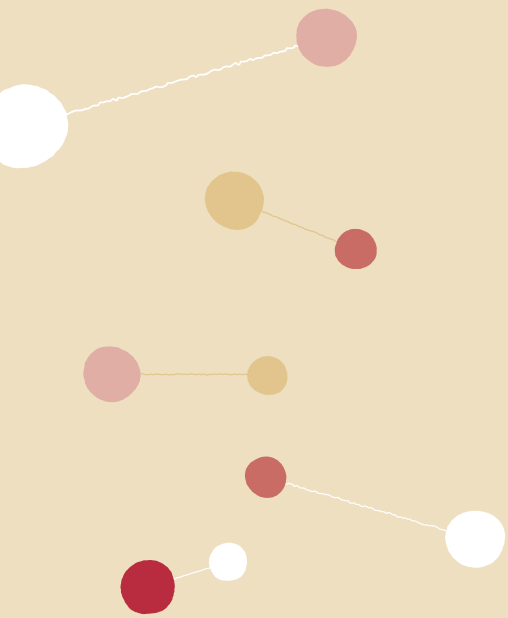
発効日 令和3年3月

発行 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟  
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道社会福祉総合センター4階  
☎ (011) 261-2181

---

この報告書は赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています。





令和2年度

市町村  
民生委員児童委員協議会  
基本調査報告書